

平成21年度 対内直接投資情報発信等事業

(タックスヘイブン対策税制等各国税制調査)

調査報告書

平成22年 3月

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

委託先 KPMG税理士法人

目次

第1章	調査の概要	3
第1節	要約	3
第2節	調査の目的	14
第3節	調査の範囲	15
第1款	調査対象国	15
第2款	調査対象項目	15
第4節	調査方法	18
第5節	主要な前提条件	20
第1款	適用法令	20
第2款	調査対象	20
第2章	調査結果	21
第1節	英国	21
第1款	概要	21
第2款	租税負担割合の計算方法	32
第3款	合算対象税額の計算方法	35
第4款	申告手続	38
第5款	適用状況	45
第6款	租税回避の動機の有無を要件とする適用除外基準の実務運用に関する調査	62
第7款	将来の改正課題／問題点	64
第8款	英国のCFCルールの改正案	66

第2節 フランス	70
第1款 概要	70
第2款 租税負担割合の計算方法	76
第3款 合算対象所得計算の方法	78
第4款 申告手続	82
第5款 適用状況	86
第6款 適用除外基準の実務運用に関する調査	99
第7款 将来の改正課題／問題点	100
第3節 ドイツ	102
第1款 概要	102
第3款 合算対象所得の計算方法	109
第4款 申告手続	112
第5款 適用状況	117
第6款 将来の改正課題／問題点	130
第4節 米国	133
第1款 概要	133
第2款 租税負担割合の計算方法	138
第3款 合算対象所得計算の方法	140
第4款 申告手続	143
第5款 適用状況	154
第6款 将来の改正課題／問題点	171
付録1 タックスヘイブン対策税制 各国比較表	
付録2 ケース・スタディ 各国比較表(物流統括会社、地域統括会社、来料加工取引に係るタックスヘイブン対策税制の適用の比較)	
付録3 タックスヘイブン対策税制(英国) 適用除外国リスト	

第1章 調査の概要

本調査は、我が国の外国子会社合算課税制度と類似する海外の制度（以下、本章において、我が国の外国子会社合算課税制度を含めて「タックスヘイブン対策税制」という。）について、所得別に課税する方式を採用している国及び事業体に課税する方式を採用している国における実務上の取扱いを含めた詳細な制度等の調査等を行った。また、我が国の制度を含めて比較検討を行うことにより、我が国のタックスヘイブン対策税制のあり方の検討のための一助とすることを目的として行われたものである。

具体的には、事業体に課税する方式を採用している英国及びフランス並びに所得別に課税する方式を採用している米国及びドイツについて、それぞれの国のタックスヘイブン対策税制に関する申告手続き、合算課税の対象となる所得等の計算の方法等の調査を行った。また、我が国のタックスヘイブン対策税制上、その適用対象となると思われる事例について、各国のタックスヘイブン対策税制の適用関係を調査した。

本調査の結果、明らかになった点をまとめると、おおむね以下の通りである。

第1節 要約

第1款 タックスヘイブン対策税制の詳細規定

各国のタックスヘイブン対策税制の詳細な制度等について、調査比較を行ったが、その概要は次の通りである。

(1) タックスヘイブン対策税制の対象となる外国法人

タックスヘイブン対策税制の対象となる外国法人について、英国はその居住者が株式等の 50%超を直接又は間接に保有する外国法人で軽課税の適用を受けるものとされ、フランスはその居住者が株式等の 50%以上を直接又は間接に保有する外国法人で軽課税の適用を受けるものとされている。ドイツ及び米国は、それぞれの国の居住者が株式等の 50%超を直接又は間接に保有する外国法人で軽課税の適用を受ける受動的所得を有するものとされている。

(2) 軽課税の判定

軽課税の判定を行う場合のトリガー税率について、英国は 21%、フランスは 17.215%（大規模法人以外は 16.23%）、ドイツは 25%、米国は 31.5%とされている。

(3) 適用対象所得

適用対象所得について、英国及びフランスはタックスヘイブン対策税制の適用対象となる法人（以下、本節において「CFC」という。）の稼得所得とされ、ドイツ及び米国は CFC の稼得所得のうち受動的所得とされている。CFC の稼得所得は、各国ともそれぞれの国の税法の規定に従って計算される。

(4) 適用除外基準

適用除外基準について、調査対象国においてそれぞれ設けられている。英国、ドイツ及び米国については、タックスヘイブン対策税制の適用対象とされる CFC の稼

得所得金額が、一定金額よりも少ない場合には、その適用を受けない等の基準が設けられている。具体的には、英国は①金額基準、②適用除外国基準、③適格活動基準、④適格配当基準、⑤意図基準、フランスは①CFCがEU諸国に所在する場合の非租税回避スキーム、②CFCがEU諸国以外に所在する場合の商業活動、ドイツは①金額基準、②CFCがEU諸国に所在する場合の真正経済活動、米国は①金額基準、②高税率負担免除といったものが設けられている。

第2款 事業形態に関するタックスヘイブン対策税制の適用

事業形態に応じた各国タックスヘイブン対策税制の適用について、ケース・スタディを行った。下記は、一定の前提に基づく調査結果であるため、適用除外基準等、一部考慮していないものがある。

(1) 物流統括会社（シンガポール又はオランダに所在する場合）

① 英国

英国のタックスヘイブン対策税制（以下、本節において「英国CFCルール」という。）において、物流統括会社がシンガポールに所在する場合には、その物流統括会社は英国CFCルールの適用対象となると思われる。物流統括会社がオランダに所在する場合には、オランダは英国CFCルール上、軽課税国等とみなされる可能性は低く、英国CFCに該当する可能性は低いと思われる。ただし、物流統括会社がCFCに該当する場合であっても、適用除外基準¹の適用を受けられるときは、

¹ 英国CFCルールの適用除外規定のうち、金額基準、適格配当基準及び意図基準については、本款において、検討の対象外としている（第2章第1節第3款（2）参照）。

英国CFCルール of 適用を受けない。例えば、適用除外基準について、適用除外国基準は、地域統括会社の適格所得のうち、その所在地国外を源泉とする所得が10%超とならないこと、適格活動基準は、地域統括会社の収入の50%以上が関連者から受け取るものではないこととされており、このような適用除外基準を満たす場合には、英国CFCルール of 適用を受けない。

② フランス

フランスのタックスヘイブン対策税制（以下、本節において「フランス CFC ルール」という。）において、物流統括会社がシンガポールに所在する場合には、その物流統括会社はフランス CFC ルールの適用対象となる可能性がある。フランス CFC ルールは、フランス税法に従って計算された所得に係る CFC の租税負担率がフランス法人所得税率の50%（大法人：17.215%、その他：16^{2/3}%）未満である場合に適用されるため、標準法人税率が18%であるシンガポールは、フランスと異なる所得計算規定がある場合を除いて、フランス CFC ルールが適用されることはないと思われる。一方、物流統括会社がオランダに所在する場合には、オランダ標準法人税率（25.5%）を鑑みると、フランス CFC ルールが適用されない可能性が高いと思われる。

また、適用除外基準は、CFC の所在地国により基準が異なるとされている。CFC が EU 加盟国等に所在しない場合において、その稼得する所得の50%超が関連者間サービスの提供から生じたものであるときは、CFC によって行われる事業の主たる効果が軽課税国に利益を集約することではないことを、CFC が実証したときは、適用除外基準の要件を満たさないため、シンガポール物流統括会社は、

フランス CFC ルールの適用を受けない。オランダ物流統括会社は、EU 加盟国等に所在するため、適用除外基準上、関連者間サービスに関する制限はなく、地域統括会社が十分な経済実態を有していれば良いとされていることから、フランス税務当局が、フランス租税回避スキームであると証明しない限り、フランス CFC ルールの適用を受けないと思われる。オランダ物流統括会社に実体がある場合において、フランス CFC ルールを適用したときには、EU 法に反するとされる可能性がある。

③ ドイツ

ドイツのタックスヘイブン対策税制（以下、本節において「ドイツ CFC ルール」という。）において、物流統括会社がシンガポール及びオランダのいずれに所在する場合でも、ドイツ CFC ルールの適用対象にならないと思われる。ドイツ CFC ルールにおいて、その役務の提供がドイツにおいて課税対象となるグループ会社等以外の者に対して行われるものから生じる所得は、受動的所得として取り扱わない。したがって、物流統括会社が役務の提供により稼得する所得に係る租税負担に関わらずドイツ CFC ルールは適用されないと思われる。

④ 米国

米国のタックスヘイブン対策税制（以下、本節において「米国 CFC ルール」という。）において、物流統括会社の稼得する所得は、外国特定法人販売所得として、米国 CFC ルールの適用を受けるものと思われる。ただし、物流統括会社の稼得する所得のうち、その居住地国で製造された／消費されるための物品を販

売することにより生じた所得は、外国特定法人販売所得とされないため、米国 CFC ルールの適用を受けないと思われる。

(2) 地域統括持株会社（シンガポール又はオランダに所在する場合）

① 英国

地域統括持株会社がシンガポールに所在する場合には、適用除外基準を満たせば、英国 CFC ルールの適用を受けることはないと思われるが、地域統括持株会社がオランダに所在する場合には、想定される租税負担割合から、CFC に該当しない可能性が高いと思われる。

地域統括持株会社は、その所得の大部分を居住地国外のグループ会社からの配当等（CFC の居住地の国外源泉所得を自己の居住地国外に所在する子会社等からの配当等）として稼得するため、地域統括持株会社の適格所得のうち、その所在地国外を源泉とする所得が 10%超となり、適用除外国基準の適用は受けられないと思われるが、地域統括持株会社が、その居住地国で事業施設を有しており、かつ、その地において実質的に管理されている場合において、その事業年度に係る総所得の 90%以上が、適格事業を行う法人（“exempt trading companies”、適格活動基準を満たす法人。）等からの適格配当（配当支払法人において損金算入されない配当をいう。）であるときは、国際持株会社として、適用除外基準を満たし、英国 CFC ルールの適用を受けないものと思われる。

② フランス

地域統括持株会社が稼得する主な所得が、株式配当及キャピタルゲインに係る所得である場合には、フランスではこれらの所得について、その5%相当部分のみを課税する（持分割合等の要件がある。）こととされていることから、地域統括持株会社の税負担は、フランスの法人所得税負担に比して低いとされず、フランス CFC ルールの適用を受けない可能性がある。地域統括持株会社がオランダに所在する場合において、実際の経済活動を行っていると考えられるときは、フランス CFC ルールの適用はされないと思われる。

③ ドイツ

ドイツ CFC ルールでは、グループ子会社から分配される配当について、能動的所得とされるため、ドイツ CFC ルールの適用を受けない。ただし、地域統括持株会社が利子所得を稼得した場合において、その利子所得の実効税率が25%未満であるときは、利子所得は軽課税の受動的所得とされるため、ドイツ CFC ルールの適用を受けるとと思われる。

④ 米国

米国CFCルールでは、グループ子会社から受け取る配当について、外国同族持株会社所得とされるため、米国CFCルールの適用を受ける。ただし、(i)CFCと同じ国に設立されているグループ子会社から受け取る配当である等の場合、(ii)グループ子会社が稼得した能動的所得又は既に米国CFCルールの適用を受けた

所得を原資とした配当である場合²には、米国CFCルールの適用を受けないと思われる。

(3) 地域統括会社（シンガポール又はオランダに所在する場合）

① 英国

地域統括会社がシンガポールに所在する場合には、適用除外基準を満たせば、英国 CFC ルールの適用を受けないものと思われる。地域統括会社がオランダに所在する場合には、想定される租税負担割合から、地域統括会社は CFC に該当しない可能性が高いと思われる。

適用除外基準について、適用除外国基準は、地域統括会社の適格所得のうち、その所在地国外を源泉とする所得が 10%超となることとされており、適格活動基準は、地域統括会社の収入の 50%以上が関連者から受け取るものではないこととされている。

② フランス

地域統括会社がシンガポールに所在する場合において、その稼得する所得の 20%超が受動的所得（例えば、証券又は株式の運営、管理など）であるとき又はその稼得する所得の 50%超が関連者間サービスの提供から生じたものであると

² (ii)は、2009 年 12 月 31 日までに開始する事業年度に係る時限措置とされている。ただし、この期限は延長される可能性がある。

きは、その事業目的が、フランスより軽課税の国に利益を集約することではないことを証明すれば、フランス CFC ルールの適用を受けないと思われる。

地域統括会社がオランダに所在する場合には、適用除外基準の適用にあたり、その稼得する所得が受動的所得又は関連者間サービスに関するものであるかという制限はなく、地域統括会社が十分な経済実態を有していれば良いとされていることから、フランス税務当局が、フランス租税回避スキームであると証明しない限り、オランダ物流統括会社はフランス CFC ルールの適用を受けないと思われる。

③ ドイツ

ドイツ CFC ルールでは、地域統括会社がグループ法人に対して行う役務の提供により生じる所得は、その役務の提供が、独立して行われ、又は、親会社等から支援を受けていない等の場合には、原則として、受動的所得とされない。ただし、その役務の提供がドイツにおいて課税対象となるグループ会社等に対して行われた場合には、その所得は、受動的所得とされるためドイツ CFC ルールの適用を受ける。したがって、地域統括会社がシンガポールにある場合には、ドイツ CFC ルールの適用を受けないと思われる。

また、地域統括会社がオランダにある場合には、オランダにおいて正当な事業活動を行っていることを証明し、又は、オランダ地域統括会社の所得の実効税率が 25%以上であるときは、ドイツにおいて課税対象とされる事業体等に対して行

われるサービスに係る所得につき、ドイツ CFC ルールの適用を受けないと思われる。

④ 米国

地域統括会社がグループ会社に対する役務の提供により稼得する所得について、その役務の提供がその居住地国で行われる場合には、外国特定法人役務所得に該当しないが、その役務の提供がその居住地国以外において行われるときを除いて、米国 CFC ルールの適用を受けないと思われる。

(4) 中国来料加工取引を行う香港会社

① 英国

香港子会社は、適用除外基準を満たさない限り、英国 CFC ルールの適用を受ける可能性が高い。ただし、香港子会社は、居住地国において事業施設等の実体を有し、英国又は香港以外の国の関連者等に対して物品の配送等を行っていない場合には、適格活動基準を満たし、英国 CFC ルールの適用を受けないものと思われる。なお、香港は、適用除外国リストに掲載されていないため、適用除外国基準の適用は受けられないと思われる。

② フランス

香港子会社は、適用除外基準を満たさない限り、フランス CFC ルールの適用を受ける。ただし、香港子会社は、非関連者に対する販売活動を行っており、香

港で商業又は産業活動を行っていると思われる場合には、フランス CFC ルールの適用を受けないと思われる。

③ ドイツ

香港子会社が行う事業活動（中国来料加工取引）は、製造業、卸売・小売業又はサービス業に分類される可能性がある。ただし、香港子会社が、その製造過程を支配しており、原材料を自己調達の上、完成品の製造及び販売を、自己の名義及び自己の責任により行う場合には、製造業に分類される可能性が一番高いものと考えられる。香港子会社が行う事業活動が製造業に分類される場合には、中国来料加工取引から生じる所得は、受動的所得とならないため、ドイツ CFC ルールの適用を受けないと思われる。

④ 米国

香港子会社が中国来料加工取引により稼得する所得は、米国 CFC ルールの適用を受ける米国特定法人販売所得となる。ただし、香港子会社が、実際にその製造を行っていないくとも、その製造過程に充分な関与をしている場合には、製造業にかかる例外規定の適用を受け、中国来料加工取引により生じる所得は、外国特定法人販売所得とされず、米国 CFC ルールの適用を受けないものと思われる。

第2節 調査の目的

近年、我が国は対内直接投資の推進を図ってきた。今後、諸外国との投資交流を更に促進させるためには、我が国と投資相手国とが相互に自国の事業環境の改善に努めることが肝要であり、その一環として、両国が各々の税制の整備に取り組むことが求められている。

このような状況下、我が国企業の競争力を担保しつつ、一方で、我が国の課税権を適切に確保する税制を整備することが重要となっている。かかる観点から、本調査では、我が国を含めた主要先進国の現状を踏まえ、我が国の国際租税制度の改善点を精査する。

具体的には、タックスヘイブン対策税制について、事業体に課税する方式を採用している国(英国、フランス)及び所得別に課税する方式(以下、本節において「所得別管理方式」という。)を採用している国(ドイツ、米国)における実務上の取扱いを含め、同制度の設計、現状等を把握するため、一定の項目につき細密に調査し、我が国の制度と比較検討を行う。

本調査の目的は、この比較検討を、我が国における適切なタックスヘイブン対策税制の検証、延いては我が国と諸外国との投資交流促進の一助とすることにある。

第3節 調査の範囲

本調査においては、以下の事項につき調査を行う。

第1款 調査対象国

英国、フランス、ドイツ及び米国(計4カ国)

第2款 調査対象項目

(1) 調査対象国のタックスヘイブン対策税制に関する調査

我が国のタックスヘイブン対策税制の見直しの必要性を検討するため、調査対象国のタックスヘイブン対策税制について、次の項目の調査を行う。

① タックスヘイブン対策税制の適用要件(租税負担割合の計算)に関する調査

タックスヘイブン対策税制の適用要件とされる租税負担割合の計算方法について、自国と子会社所在地国の法令が異なる場合の対応など、我が国と調査対象国との比較を行い、実質的にタックスヘイブン対策税制が適用される場合の比較を行う。

② 合算対象所得の計算方法に関する調査

所得計算の方法、特に、所得別管理方式により課税を行う場合の費用配賦の方法について調査を行う。

③ タックスヘイブン対策税制に係る申告事務負担等の把握に関する調査

1. 我が国と調査対象国における申告手続きの比較

所得別管理方式等の事務負担を把握するため、調査対象国における申告手続きについて、比較を行う。また、少数持分の CFC に関する所得計算に必要な書類の収集について、各国の対応を調査する。

◆ 申告提出書類

◆ 申告期限

◆ 罰則等

2. 米・独における企業の事務負担感の把握

所得別管理方式を採用する米・独における企業の事務負担感について、現地事務所よりコメントをもらう。

① タックスヘイブン対策税制の適用状況

1. タックスヘイブン対策税制の業種別の適用状況に関する調査

タックスヘイブン対策税制の業種別の適用状況について、調査対象国の比較を行う。

2. 物流統括会社・地域統括(持株)会社等に関する調査

わが国の企業が、タックスヘイブン対策税制の適用につき問題とされている物流統括会社、地域統括(持株)会社、中国来料加工取引などの個別の論点について、調査対象国のタックスヘイブン対策税制の適用状況との比較を行う。

2.1. 調査対象国における物流統括会社・地域統括(持株)会社の取扱い

調査対象国のタックスヘイブン対策税制において、物流統括会社・地域統括(持株)会社の取扱いを調査する。

2.2. シンガポール・オランダに所在する地域持株会社の取扱い

我が国の企業にとって重要とされるシンガポール及びオランダに所在する物流統括会社・地域統括(持株)会社について、調査対象国のタックスヘイブン対策税制の適用状況を調査する。調査対象国において、タックスヘイブン対策税制の適用を受けない場合には、その理由を把握する。

2.3. 調査対象国における中国来料加工取引の取扱い

中国来料加工取引について、調査対象国のタックスヘイブン対策税制の適用状況を調査する。タックスヘイブン対策税制の適用を受けない場合には、その理由を把握する。

3. タックスヘイブン対策税制の適用状況に関する公表情報

タックスヘイブン対策税制の適用状況(公の機関により公表されている件数、金額等)について、調査を行う。

② 英・仏のタックスヘイブン対策税制における適用除外基準の実務運用に関する調査

英・仏のタックスヘイブン対策税制における適用除外基準の一つとされる「納税者の租税回避の動機」について、実務上の運用状況につき調査を行う。

③ タックスヘイブン対策税制の問題点に関する調査

調査対象国における現行のタックスヘイブン対策税制を適正に評価するために、現行制度の問題点に関する調査を行う。

(2) 英国のタックスヘイブン対策税制の改正案

英国のタックスヘイブン対策税制について、検討されている改正案の内容につき、調査を行う。

第4節 調査方法

本調査は、文献調査及び KPMG 海外事務所等から聴取を行うことにより実施される。具体的な調査方法は以下のとおりである。

(手順1) 調査項目の選定

先ず、KPMG 税理士法人(以下「東京事務所」)において、各国のタックスヘイブン対策税制に関し、具体的な調査項目の選定を行う。

(手順2) 基礎調査(文献調査)の実施

上記調査項目に関し、各調査対象国の KPMG 事務所(以下「海外事務所」)に対して作業を依頼するにあたり、より効果的な作業指示書を作成するために、東京事務所において文献調査を中心とする基礎調査を行う。基礎調査においては、the International Bureau of Fiscal Documentation(IBFD)のデータ・文献等、国際的にも広く認められた情報源を活用する。

(手順3) 作業指示書の作成

上記調査項目について、東京事務所にて各調査対象国の海外事務所へ依頼する作業内容を取りまとめた作業指示書を作成する。

(手順4) 海外事務所へ資料送付

上記作業指示書及びその他作業に際して必要とされる資料を各海外事務所へ送付する。また、他に必要な情報がある場合は、追加でデータ・資料等を提供する。

(手順5) 各調査対象国において資料作成

上記作業指示書に従い、各海外事務所において調査及び資料の作成を行う。

(手順6) 東京事務所へ資料送付

各海外事務所で作成した資料を東京事務所へ送付する。

(手順7) 東京事務所にて分析・報告書作成

東京事務所において、上記の基礎調査及び各国の調査資料を取りまとめ、報告書を作成する。調査内容に際して不備・不明点等がある場合は、適宜、海外事務所へ照会する。また、必要に応じて、我が国のタックスヘイブン対策税制の見直しに関する分析・報告書の作成を行う。

なお、KPMG では東京事務所・海外事務所のいずれにおいても、資料を作成する際には、スタッフがドラフトを作成し、アシスタントマネジャーがチェックした後、ディレクター及びパートナーが最終確認を行う、という手順を経る。

第5節 主要な前提条件

第1款 適用法令

本調査の対象とする法令等は、平成21年4月1日現在施行のものとする。

第2款 調査対象

本調査においては、我が国におけるタックスヘイブン対策税制に関する見直しを見据え、各国における法人を対象とするタックスヘイブン対策税制にかかる取扱いを対象とする。

第2章 調査結果

第1節 英国

第1款 概要

英国における Controlled Foreign Companies rules (以下、本節において「CFC ルール」という。) は、外国法人が被支配会社(以下、本節において「CFC」という。)に該当する場合には、その CFC の利益(所得分類に関わらず、CFC の所得全体が対象となる。)を英国法人株主の課税対象所得とするものである。ただし、その CFC の利益の権利等が 25%未満である英国法人の場合には合算課税の適用を受けない。また、適用除外の適用を受けられる場合には、CFC ルールは適用されず、英国法人株主は合算課税を受けない。

(1) 納税義務者

CFCに係る英国居住株主は、CFCのその事業年度に係る利益(“interest”)³について直接又は間接に 25%以上の割当てを受ける場合にCFCルールが適用される。25%の判定に際しては、英国居住株主だけでなく、その関連者等に対して割当てられる利益部分も考慮される。

³考慮されるべき Interest とは、ほとんどの場合、普通株式持分とされる。しかし、ある者が実際に CFC を支配したり、CFC の利益を得る権利を与えられたりするような他の方法がある場合があるため、CFC ルールの適用上、interest は次のように広く定められている。CFC の interest が普通株式のみによらない場合には、HMRC 合理的な (“just and reasonable”) 方法で英国法人に帰する利益を算定することを認めている。

－株式又は議決権を取得する権利

－分配を受ける権利又は分配参加権

－所得又は資産（現在及び将来の分を含む）の獲得権

－単独又は他の者と共同での支配権

(2) CFC

CFC は、その事業年度において、次の要件を満たす法人とされる。

- ◆ 英国居住者でないこと。
- ◆ 英国居住者により支配されていること⁴。
- ◆ 軽課税の対象となっていること。

(3) 適用除外基準

次の場合には、CFCルールは適用されない⁵。

① 適用除外国基準⁶

CFC が適用除外国リストに掲載される適用除外国(“excluded country”)の居住者であり、一定の要件を満たしている場合には、CFC ルールは適用されない。適用除外国リストは Part I 及び

⁴ 英国居住者により支配されている場合とは、次のような場合をいう。

- ◆ 英国居住者がその外国法人の株式等の直接又は間接に 50%超を保有していること
- ◆ 英国居住者による支配が 50%以下である場合には、英国居住者がその外国法人株式等の 40%超を直接又は間接に保有しており、かつ、その外国法人に係る他の株式等の保有者の保有割合が 40%以上 55%未満であること

⁵ CFC が EEA(“European Economic Area”)においてビジネスを行い、かつ、EEA において実際に人が働いている場合には、CFC ルールに基づく課税対象所得の一定額を減らす申請を HMRC に対して行うことが認められる。なお、この申請は、CFC が他の適用除外規定を満たすことができない場合に限り、行うことが認められる(Cadbury Schweppes の ECJ 判決において、CFC が他の EU 諸国に実際に設立され、かつ、実際にそこで経済活動が行われている場合には、英国の CFC ルールは適用されない旨が述べられたために、EEA における事業活動に係る CFC ルール適用の縮減に関する改正が Finance Act2007 において行われた。)。

⁶ 付録3 参照

Part II に分かれており、CFC の居住地国がどちらの Part に掲載されているかにより、適用除外国基準の適用上、満たすべき要件が異なる。

Part I : 事業年度におけるCFCの非居住地国を源泉とする所得(“non-local source income”、以下「CFC国外源泉所得」という。)が、同じ事業年度の適格所得(“commercially qualified income”)⁷の10%を超えないこととされる(以下「利益基準」という。)

【CFC 国外源泉所得】

CFC 国外源泉所得は、CFC の適格所得の金額の計算上、国外源泉所得として認識されるもので、次の金額の総額である(ただし、4)に掲げるものを除き、CFC の支店及び代理店に係る所得は除かれる。)

- 1) CFC の居住地国以外の国等の居住者である法人から受ける利益の分配による所得
- 2) CFC の居住地国以外の国等の居住者又は CFC の居住地国以外の国等に所在する支店若しくは代理店から受ける貸付け又は預け金(“deposit”)に係る所得等(“income and gains”)
- 3) CFC の居住地国以外の国等の居住者又は CFC の居住地国以外の国等に所在する支店若しくは代理店から受け取るロイヤルティーに係る所得等
- 4) CFC の居住地国以外の国等に所在する資産(“property”)に関し、CFC の居住地国等以外

⁷一般に公正妥当な会計基準に従って計算された税引前利益で、資本性の損益(“capital gains or losses”)を除いたものをいう。

の国等の居住者又はCFCの居住地国以外の国等に所在する支店若しくは代理店から受ける賃貸料等に係る所得等

5) CFCの居住地国等以外の国等に所在する支店又は代理店に係る一定の所得等⁸

6) 上記1)から5)のいずれにも該当しない所得で、次のものに該当しないもの

- ◆ CFCの居住地国の法令により、その国等の源泉から生じる(“accruing or arising”)ものとされる所得(CFCの居住地国において、所得の源泉等の取扱いに関する法律が無い場合には、英国の法令により、そのCFCの居住地国等の源泉から生ずるものとされる所得を含む。)であって、そのCFCの居住地国において課税を受けるもの

上記に加え、CFC 国外源泉所得には、CFC により稼得される以下に該当する所得が含まれる。

7) CFC が1以上の関連者等と1以上の取引を行っている場合で、CFC にとってのその取引の価値(又はその全ての取引に関する総合価値)がCFC の適格所得の50%を超えており、その取引の結果、次のいずれかの場合に、CFC の関連者等において生じている所得等又

⁸ CFC の支店又は代理店が、適用除外国基準における適用除外国リスト掲載国に所在する場合には、その支店又は代理店に係る所得は利益基準の判定が不要となる。ただし、CFC がそのCFC 所得の50%超を関連者との取引から稼得したものと見なされた場合において、その関連者取引に係る所得に対する現地税制上の取扱いと英国における税制上の取扱いが異なるときには、利益基準の判定が行われることとなる。この場合、CFC がその関連者から受け取る手数料は、CFC 国外源泉所得として取り扱われる可能性があり、この取扱いは、支店又は代理店の場合にも適用される。また、支店又は代理店との取引により稼得する損益は、CFC の課税所得の計算上、国外源泉所得として取り扱われる。なお、支店又は代理店が CFC と同じ国の居住者であったとしても、その関連者取引に係る所得に対する現地税制上の取扱いと英国税制上の取扱いとが異なる場合には、CFC が支店又は代理店から受け取る手数料は、CFC 国外源泉所得として取り扱われる可能性がある。

は費用が考慮されていること。

- ◆ CFC の居住地国等の税務上の所得計算において考慮される一方、英国税務上の所得上考慮されない場合
- ◆ CFC の居住地国等の税務上の所得計算において考慮されない一方、英国税務上の所得上考慮される場合

Part II： 利益基準(Part I と同じ要件)を満たすこと及びリスト掲載国ごとに規定された税制上の恩典を享受しない法人とされる。

通常、適用除外国基準の適用により、CFC ルールの適用除外の適用を受けることが多いとされる。

《適用除外国リストの導入》

適用除外国リストの目的は、CFC が所在する国等やその所得の種類から、英国租税回避（目的の取引）には含まれないとすることが合理的であると思われる国について CFC ルールの適用を免除することである。適用除外国リストに掲載される国の選択のための基準として、本来何が考察されるのかということは、この目的に依拠している。

適用除外国基準は、CFC ルールの導入に際して英国法人が自己申告することが義務化さ

れたのと同時に制度の一部として組み込まれた。申告納税制度が導入される以前は、どの国が CFC に該当するかにつき HMRC の判断によるものとされていた。申告納税制度の下では、事務負担は HMRC よりも納税者に課されるため、適用除外国基準は、CFC ルールに関する申告をしなければならない件数を減らすために制度化された。適用除外国リストは、長い期間に亘り幾度もの改正が行われており、必要に応じて掲載国は更新されている。

上記の通り、適用除外国リストは CFC ルールに関する自己申告に係る納税者の事務負担を最小化することを目的としているため、申告手続上、適用除外国基準は、他の適用除外基準とは異なる取扱い（他の適用除外国基準と異なり、適用除外国基準の適用を受ける場合には、申告不要とされている。）を受けている。これは、適用除外国リストに掲載される国等は、英国課税ベースに影響与えるリスクが低いことから、英国課税当局は興味をもたないためではないかと KPMG 英国事務所は推測している。

② 適格配当基準⁹

CFC が適格配当基準を満たしている場合には、CFC ルールは適用されない。適格配当基準とは、CFC がその事業年度末から 18 ヶ月以内に合算対象所得（CFC において課される外国法人税等を除く。）の 90%以上を配当することをいう。

③ 適格活動基準

CFC が、CFC の居住地国における事業施設（“business establishment”）を通じて適格活動（“exempt activities”）を行っており、かつ、その国等において実質的に管理されている場合には、

⁹ 一定の英国法人が、2009 年 7 月 1 日以降受け取る配当については配当免税制度が導入されたことから、適格配当基準は経過措置期間を経て廃止されることとなっている。

CFC ルールは適用されない。この基準は、一定の持株会社を含み、事業活動を広くカバーするものである。

また、適格活動基準の判定上、CFC の主たる事業が何であるか、2 以上の事業を行っていないかを検討する必要がある。主たる事業の定義については、法令に定められていないが、HMRC のガイダンス資料によれば、その主たる事業の決定に際して考慮すべき要因を次の通り示唆している。

- ◆ 事業ごとの売上げ
- ◆ 事業ごとの利益
- ◆ 事業ごとの従事資産
- ◆ 事業ごとの被雇用者

1. 原則

適格活動基準では、次の基準を満たさなければならないとされている。

- ◆ 実体基準（居住地国における事業施設の保有及び管理）

その居住地国において、事業施設を有しており、かつ、その地において実質的に管理されていなければならない。これは、居住国において大部分の事業を行っており、その事業に係る事務所等をその国に有していることが必要とされる。事務所等とは、その事業を遂行する上で必要とされるもので、一定程度の恒久性をもって使用される事務所、商店、工

場、その他建物、天然資源の採掘場、12 ヶ月以上に渡って行われるプロジェクトに係る場所をいう。この要件は、CFC がその設立国において物理的に存在することを求めるものであるため、独自の事務所等を保有する必要はなく、状況によっては、建物・事務所をシェアすることでこの要件を満たされるものと考えられる。例えば、CFCは、その事業を行うための建物施設等を有しているだけでなく、その事業の全部又は主要な部分を取り仕切る能力及び権力を有する十分な被雇用者を有していなければならない。

◆ 事業基準

CFC の事業は、1) 投資事業、2) 英国又は CFC の居住地国外の関連者等への配送のために物品を扱う事業(“dealing in goods for delivery”, 以下「物品仲介業」という。)を営むものであってはならない。

◆ 所得基準

CFC の主たる事業が卸売業(“wholesale”)、運送業(“distributive business”)、金融業(“financial service”)又はサービス業(“service business”)である場合には、これらの事業に係る総収入のうち、関連者から直接及び間接に得る収入の割合が 50%未満でなければならない。

2. 持株会社の特例

適格活動基準では、持株会社は事業基準を満たさないこととなるため、持株会社の特例が定められている。持株会社の特例は、その事業形態により、国際持株会社、現地持株会

社及び特別持株会社の3つの基準がある。また、持株会社とは、その主たる事業が、1以上の一定の子会社等の株式または証券の保有であるものをいう。

2.1. 国際持株会社

◆ 実体基準(居住地国における事業施設の保有及び管理)

その居住地国において、事業施設を有しており、かつ、その地において実質的に管理が行われていなければならない。

◆ 所得基準

その事業年度に係る総所得の90%以上が、次のいずれかの法人から直接稼得される適格配当(配当支払法人において損金算入されない配当)でなければならない。

- ✓ そのCFCが支配する法人で、その事業年度を通じて現地国(CFCの子会社等の居住地国)持株会社(“local holding company”)であるもの
- ✓ 適格事業を行う法人(“exempt trading companies”、適格活動基準を満たす法人。)

2.2. 現地持株会社

現地持株会社は、居住地国における事業施設の保有及び管理について、国際持株会社と同様の基準を満たし、かつ、その事業の全て又は主たる部分が事業会社の株式等(“shares and securities”)の保有業でなければならない。また、基準となる事業年度に係

る総所得の 90%以上を、同じ国等(“same territory”)内の居住者である被支配会社から稼得しなければならず、さらに、その被支配会社自体が CFC ルール上の適格活動基準等の適用除外基準を満たす法人でなければならない。この場合において被支配会社とは、CFC により直接にその株式等の 51%以上を保有される子会社をいう。

2.3. 特別持株会社

特別持株会社(以下「SHC」という。)は、その事業活動の全て又は一部がその現地持株会社、国際持株会社又は他の SHC に係る株式等の保有活動であるものをいい、国際持株会社の場合と同様の要件を満たさなければならない。

CFC の事業年度における総所得の 90%以上がその子会社等に係る一定の適格な活動に基づく所得であり、自己が支配する法人から直接その収入を稼得する場合には、その CFC は SHC とされる。また、その所得が発生した法人が SHC と同じ居住国等に所在していること又はその所得が適格配当であることが必要とされる。

SHC が適格法人(持株会社を除く。)から稼得する所得のうち、その適格法人の非事業所得(“non-trading income”)から支払われる(支払われたであろう)ものは、被支配会社から直接受け取る所得ではないものとして取り扱われる。したがって、そのような所得は、SHC が上記の 90%テスト(総所得の 90%以上が一定のものであること)を満たすためには考慮されない。

④ 金額基準（“De minimis exclusion”）

CFCの事業年度(12ヶ月)における適用対象所得がGBP50,000未満である場合には、CFCルールは適用されない(事業年度が1年未満である場合には、その期間に応じて、基準金額GBP50,000が按分計算される。)

⑤ 意図基準（“motive test”）

CFCが英国非居住者であることにつき、税務上の利益を享受するためではないということを、英国関税歳入局(以下「HMRC」という。)が認めた場合には、CFCルールは適用されない。具体的には次の要素を検討する必要がある。

- ◆ CFCに生じた利益に関連する取引によって英国の租税負担が減らされているか。
- ◆ CFCの存在によって、英国から利益を移転することにより英国の租税負担の減少を引き起こしているか。

第2款 租税負担割合の計算方法

(1) 租税負担割合の計算式

CFC ルールは、その国又は地域(以下「国等」という。)が軽課税の国等であると指定する際に、その法人の所得に適用される税率ではなくて、実際の納付税額に着目する。

法人がその所得に対して海外で納付した税額(以下「現地法人税等」という。)について、その法人が英国居住法人であったと仮定した場合において、その事業年度に負担したであろうその所得につき納付すべき英国税額(以下「みなし英国法人税等」という。)の 75%未満となるときは、その法人は軽課税であるとみなされる。

したがって、軽課税の国等であるか否かの判断は、以下の計算式により行われる。

$$\frac{\text{現地法人税等}}{\text{みなし英国法人税等}} < 75\%$$

(2) 所得及び租税の計算方法

① 現地法人税等(“Local tax”)

現地法人税等とは、現地の法令等によりその法人の利益(chargeable gains¹⁰を除く。)に対して納付すべき税額とされ、その国等の居住者である法人に対して与えられる二重課税排除制

¹⁰ Chargeable gains とは、課税対象となる資産から生じる利益をいう。いくつかの例外を除き、ほとんどの資本性資産は課税対象とされる。

度を考慮して計算される。また、現地法人税等は、通常の二重課税排除制度の下、英国の租税から控除することが認められる租税に限定されるため、資本利得税(“taxes on capital profits”)及び間接税のような利益以外の部分を課税標準として計算される租税は除かれる。

② みなし英国法人税等(“Corresponding UK tax”)

みなし英国法人税等とは、その法人が英国居住者である場合にその所得に対して納付すべき法人税等とされる。みなし英国法人税等は、英国居住者が適用を受ける英国法人税法の規定¹¹に基づき計算される。ただし、みなし英国法人税等の計算上、その法人は英国グループ・リリーフ及びコンソーシアム・リリーフ上のグループ構成員ではないものとされる。

(3) 軽課税の判定に係る例外

1. 自動的に軽課税国となる場合

一定の場合には、(2)②に関わらず、その法人が自動的に軽課税を受けているとみなされる場合がある。一定の場合とは、例えば次のような場合が含まれる。

◆ 法人が居住国を有していない場合

この場合において、居住者とは、その法人が国籍(“domicile”)、居住地(“residence”)又は管理の場所(“place of management”)があることによって、その国等で納税義務を負うことをいう。

¹¹ したがって、その法人の稼得利益が一定の金額(現在、GBP300,000)よりも少ない場合に低税率の適用がされる小規模会社軽減措置等も含まれる。

- ◆ その国等において、法人が納税に係る税率に影響を与えることを認めるような条項が設けられている場合¹²

2. 適用除外国リスト

法律により、軽課税国とみなされない国のリスト(以下、「適用除外国リスト」という。)が定められている。ただし、適用に際しては、一定の適格基準を満たす必要がある。

¹² 現在、ジャージー島、ガーンジー島、マン島及びジブラルタルがこれに含まれる。

第3款 合算対象税額の計算方法

外国法人がCFCであるとされた場合には、その所得は、そのCFCの株式等の25%以上を保有する全ての英国法人に配分され、その持分に応じて各英国法人の所得として合算課税される。CFCルールに基づく合算課税は、英国法人の所得にCFCの所得が合算されるのではなく、一定の計算規定に基づき算出されたCFCの所得に係る税額が英国株主の税額に合算される。CFCルールに基づく合算対象税額の計算は、以下を考慮して行われる。

(1) 英国法人税法の適用による所得計算

CFCの合算対象税額の計算において、CFCは英国の居住法人であるものと仮定され、その合算対象税額の算定のための所得(以下「合算対象所得」という。)の計算上、通常の英国法人税法の適用を受けるものと仮定される¹³。なお、英国法人税法上、CFCの合算対象所得の計算に際しては、以下を前提としなければならない。

- ◆ CFCは、5人以下の株主又は(株主でもある)取締役支配される非公開会社ではない。
- ◆ CFCは、英国法人税法上の最大限の軽減措置等を選択主張するものとする。
- ◆ CFCは、グループ・リリーフ／コンソーシアム・リリーフのメンバーではない。¹⁴

¹³ 一般に、CFCは、その利益について合算対象となった最初の事業年度の初日に、初めて英国の居住者になったものと仮定され、その後英国居住者により支配されなくなるまで(CFCでなくなるまで)の各事業年度について英国居住者であると仮定される。

¹⁴ CFCがグループ・リリーフに基づき損失の引渡しを行った場合には、移転対象となった損失金額をCFCの所得に加算する必要がある。

- ◆ 法人の組織再編にかかる規定(“company reconstruction provisions”)¹⁵は、CFCに対する事業譲渡には適用されない。ただし、その事業が英国における恒久的施設を通じてその譲渡対象となった事業を行うCFCに譲渡された場合を除く。なお、法人の組織再編に係る規定は、CFCがその事業を同じ支配下にある英国法人に対して移転する場合には適用される。

(2) 所得計算に係る調整規定

合算対象所得は、通常の法人税法の規定により計算された金額に、次の調整を行って考慮して計算される。

- ◆ Chargeable gains¹⁶を除く。
- ◆ CFC が委託者(“settler”)又は受益者(“beneficiary”)である信託の受託者において生じる所得で、2008年3月12日以降に生じたものを含む。
- ◆ 非居住者に対して支払われる国債(“government securities”)に係るグロス利子の額を含む。
- ◆ 国外所得で、英国又はその CFC の居住地国に送金ができない場合には、その国外所得を除く。なお、CFC 又は CFC の株式等の過半数を保有する法人は、合算対象所得から国外所得を除くことにつき申請を行われなければならない。

¹⁵ 同じ支配者により 75%以上の持分等を保有される法人間の事業引継ぎに適用される。

¹⁶ Chargeable gains とは、課税対象となる資産から生じる利益をいう。いくつかの例外を除き、ほとんどの資本性資産は課税対象とされる。

(3) 合算課税税額

(1) 及び (2) に基づき算定された CFC に係る合算対象所得について、法人税法上の標準税率 28% により課税される。したがって、小法人に対する軽減税率及びマージナル・リリーフ (“marginal relief”)¹⁷ は CFC には適用されない。

合算課税税額の計算上、その課税期間に係る控除対象税額 (“creditable tax”) を計算し、配賦しなければならない。控除対象税額の計算上、CFC は英国法人税の納税義務があるものとみなされることから、次の 3 つが控除対象税額となる。

- ◆ CFC により支払われた外国法人税で、英国の外国税額控除の対象となるもの。
- ◆ CFC の所得に課された英国源泉税
- ◆ 英国法人税 (CFC が英国に恒久的施設を有している場合において、英国恒久的施設に課される英国法人税を含む。)

¹⁷ 英国の法人税率は、2009 年 4 月 1 日現在、以下の通りである。マージナル・リリーフとは、年間課税所得が 300,001 から 1,500,000 までの場合に 29.75% の税率を適用することにより、この範囲の所得にかかる実効税率がその所得に応じて段階的に 21% から 28% までになる制度をいう。CFC ルール上の合算課税税額は、現行制度上の一番高い所得区分に係る標準税率にて算定される。

課税所得 (GBP)			税率 (%)
300,000			21
300,001	—	1,500,000	29.75
1,500,000 超			28

第4款 申告手続

(1) 申告手続

英国は、申告納税制度を採用している。外国法人の株式等の持分を保有する英国法人は、その株式等の発行法人が CFC に該当するか否かにつき、判定しなければならない。英国法人が CFC に係る株式等を保有しない場合には、CFC ルールに関する申告義務はない。しかし、英国法人は、税務当局から CFC の判定について照会を受けた場合には、その判定の根拠を提出しなければならない。

英国法人は、CFC に関する申告を行う場合、CFC ルールの適用による合算課税額（“apportionment”）を計算し、その金額を税務申告書 (Form CT600) の 81 欄に記載しなければならない。CFC ルールに係る申告も通常の申告に含まれることから、その事業年度末から 12 ヶ月以内に申告されなければならない。

CFC ルールに係る納税義務についても、通常の法人税の申告納税に関する規定が適用される。したがって、HMRC は、法人の納税義務に関して調査を行い、かつ、その調査の目的ために妥当な要求として情報の請求をする権利を与えられている。

① 申告期限

法人税申告書の法定提出期限は、原則として、課税事業年度終了後 12 ヶ月以内とされる。HMRC は、申告書が期限内に提出された場合には、法定申告期限から 12 ヶ月間、その申告書に関して調査を行うことができる。また、法廷申告期限後 12 ヶ月を過ぎた場合であっても、Discovery assessment の方法により、HMRC は調査をすることができる。Discovery assessment は

法人が事業年度の申告書を提出している場合において、次のいずれかの事実があるときに適用される。

- ◆ 法人又は法人の代理人による不正又は過失を起因とする過少申告があるとき。
- ◆ HMRC の調査官が入手可能な情報に基づいた場合には、過少申告を生じさせた事実
に気がつくことが、当然のこととして予期することができなかったとき。

HMRC は、情報に係る説明について疑義場合は特に、がある納税義務に係る重要な情報に注意を喚起することの義務は法人側にあると考えている。HMRC が Discovery assessment を実施する期間に係る期限(以下「更正期間」という。)はその法人により不完全な情報提供が行われた理由による。その理由が不注意によるものである場合には、更正期間はその申告事業年度終了後 6 年とされるが、意図的に情報提供がされなかった場合には、更正期間はその申告事業年度終了後 20 年とされている。

② 申告提出書類

英国法人が保有する株式等がCFCに係るものであると判定された場合には、英国法人はその税務申告書に係る追加Form CT600Bを入手しなければならない。Form CT600Bには、次の情報が記載される。なお、CFCが適用除外国基準の適用によりCFCルールを適用を受けない場合又は英国法人の保有するCFCの株式等が 25%未満である場合には、CFCルールに関する申告は不要である。適用除外国リストはCFCルールに関する自己申告に係る納税者の事務負担を最小化することを目的としているため、申告手続上、適用除外国基準は、他の適用除外基

準とは異なる取扱い（他の適用除外国基準と異なり、適用除外国基準の適用を受ける場合には、申告不要とされている。）を受けている¹⁸。

英国法人がCFCルールに関する申告は不要であると判断した場合には、添付資料は（Form CT600B）申告書へ添付する必要はない。しかし、ほとんどの場合において、CFCルール上の申告義務に関わらず、英国法人はHMRCに対して申告書を提出しなければならず、通常、申告書には法定の説明資料を添付しており（申告書にこの説明資料の添付がないほとんどの場合において、HMRCはその申告書は不完全であるとみなしている。）、この説明資料には英国法人の子会社等の一覧表を載せる可能性が高い。したがって、HMRCは英国法人の海外子会社についても把握ができることから、CFCの申告がない場合には、HMRCから質問を受け、申告が正しくないことが証明された場合には、最終的に罰則等が科されることとなる¹⁹。

◆ CFC の名称

◆ 居住する管轄地（“territory of residence”）

◆ 適用を受ける適用除外規定（“any exemption due”）

✓ 適格配当基準

✓ 適格活動基準

¹⁸ 適用除外国リストに掲載される国等は、英国課税ベースに影響与えるリスクが低いことから、英国課税当局は興味をもたないためではないかと KPMG 英国事務所は推測している。

¹⁹ HMRC は申告に関して質問をし、英国法人の CFC ルール適用状況を調査する一般調査権を有している。

✓ 株式公開基準²⁰

✓ 金額基準

✓ 意図基準

上記の適用除外規定の適用がされない場合には、Form CT600B に次の情報を記載する。

- ◆ 合算対象所得及び合算対象税額(“chargeable tax”)に係る割合
- ◆ 英国法人に合算される課税対象所得(以下「課税対象所得」という。)の額
- ◆ 課税対象所得に対して課された租税の額
- ◆ 課税対象所得に係る税額控除制度の適用を受ける租税の額
- ◆ 適用を受ける軽減措置(“reliefs in terms of tax”)²¹
- ◆ 旧法の適用による前払法人税(“Unrelieved surplus ACT”)²²

²⁰ Finance Act 2007 において株式公開基準(株式公開を要件とする適用除外基準)は廃止されており、2006年12月6日以後に開始する事業年度からは適用されないが、CFCの事業年度が2006年12月6日より前に開始し、かつ2006年12月6日以後に終了する場合には、2006年12月6日を境として事業年度が2つに分かれるものとして取り扱われる経過措置がある。この経過措置によれば、その事業年度のうち2006年12月6日より前の期間については、株式公開基準が適用されるため、2009年4月時点では、申告書提出書類に含まれている。

²¹ CFC ルールの適用により合算課税される場合において、英国法人は一定の軽減措置を受けることができるとされている。

²² 1999年4月6日前に行われた分配については、その支払について Advanced Corporation Tax(“ACT”) が課税されており、ACTは納付すべき法人税から控除することができることとされていた。1999年4月6日以後に行われる分配については、ACTの課税は廃止されているが、旧法において課されたACTを有する法人が存在し、

◆ 合算課税税額(CFC ルールの適用に係る租税の額)

③ 罰則等

申告納税制度上、申告書に関し、不正又は過失があった場合に適用される通常の罰則等が、CFC ルールに係る納税義務に関する申告に対しても適用される。しかし、罰則等を科す前に、HMRC は次の点を考慮する。

- ◆ その情報は、英国法人が入手可能であったか。
- ◆ その納税義務は、合理的に予期されたものであったか。
- ◆ 事実及び制度について、本来あるべき解釈とは別の解釈をしたことに関する英国法人における正当化の理由

2008 年 3 月 31 日後に開始する事業年度に係る申告で、その提出が 2009 年 3 月 31 日後であるものから、新しい罰則制度が適用されている。この規定では、申告書に、税金の過少申告又は欠損金ないし還付金について嘘ないし虚偽の記載の起因となった不注意による、又は意図的な間違いがある場合には、それが隠匿されているか否かに関わらず、罰則を科すこととしている。この制度では、意図的又は不注意による間違いがあった場合にのみ納税者に対して罰則を科すことを目的としている。したがって、罰則はその間違いを生じさせることとなった違法行為の深刻度に応じて適用される。違法行為の深刻度は次の 3 段階に分かれている。

(i) 不注意行為

CFC の合算所得に係る税額から控除できる場合がある。この税額控除上、未使用の ACT を Unrelieved surplus Act という。

(ii) 隠匿されていない意図的な行為

(iii) 隠匿されている意図的な行為

申告書に間違いが2以上含まれている場合には、その個々間違いについて罰則が科される。罰則は、税金に基づき科されるものであり、納税者が HMRC に対して情報開示をしている場合には、減額される。したがって、不注意による間違いであり、自発的に情報開示をしている納税者の場合には負担割合が0%となる可能性があり、意図的な間違いを隠匿し、かつ、情報開示を行わない納税者の場合には負担割合が100%になる可能性がある。

④ 少数持分に係る申告情報の入手方法

外国法人が CFC となる場合において、親会社である英国法人がその CFC の株式等の25%以上を保有しているときにのみ、その課税関係に影響が生じる(英国法人が CFC の留保利益について自己の所得として合算しなければならない可能性が生じる。)。したがって、CFC ルール上、25%未満の少数持分の保有について、その課税関係に影響は生じない。

⑤ 事前認可制度

HMRCは、CFCルールに関して認可制度(“system of clearance”)を設けている。この制度は、英国法人が、申告書の作成前に、個々の事実に対するCFCルールの適用有無を明確にすること及び疑問点を解消することを目的として設けられているものである。HMRCは、全ての必要

な関連情報が提供されている場合には、その認可の申請に対してその申請日²³から28日以内に回答することを目標としている。

認可資料には、その認可に係る対象期間が記載されるが、通常、その事実関係及び CFC ルールが変わらない限り、無期限で適用される。関連する事実関係が提供されている場合には、HMRC は認可に拘束されることとなる。英国法人は、既に提供された認可に影響する可能性のある事実関係の変更が生じた場合には、HMRC に対して通知をしなければならない。英国法人が、この通知をしなかった場合において、(事実関係に変更が生じたことにより)拘束力がなくなった許可に基づき申告書が提出されたときは、罰金が課されることとなる。

申告の際に必要な情報について、ある外国法人が CFC に該当するか否かの確認をせずに、その外国法人を申告に含めた上で、適用除外の適用を申告することができる。適用除外規定の一つが適用されることが明らかな場合には、この手続きを行うことにより、その外国法人が軽課税の適用を受けているかを判定する必要がなくなる。

²³ 必要な情報が全て申請書に提供されていることを前提とする。

第5款 適用状況

(1) CFC ルールの業種別の適用状況に関する調査

第1款及び第2款に述べられた基準以外は、CFCルールの適用について、産業が異なることによる差異はない。しかしながら、近年のCFCルールに関する判例²⁴によれば、海外金融を行うグループ会社、知的財産に関連してCFCルールが適用されているように思われる。また、銀行、保険会社、通信会社及びその他サービス組織はCFCルールの影響を受けやすいと思われる。

(2) ケース・スタディ

ケース・スタディの検討にあたり、以下を前提とする。

《前提》

- ◆ CFC ルールにおける適用除外基準の適用は、適用除外国基準及び適格活動基準のみを検討し、以下の適用除外基準は、ここで検討しないものとする。
 - ✓ 金額基準：CFC は事業年度における課税対象所得が GBP50,000 以上であるものと仮定する。
 - ✓ 適格配当基準：CFC はその事業年度末から 18 ヶ月以内に合算対象所得の 90%以上を配当しないものと仮定する。

²⁴ Vodafone や Cadbury 等の判決。

✓ 意図基準：実務上、この基準により適用除外となるのは難しい(HMRC を納得させるのは難しい)とされているため、検討しない。

◆ オランダ及びシンガポールは、CFC ルール上、軽課税国であるとみなされる(前述の通り、CFC ルールにおいて、軽課税国の判定は、現地国の適用法人税率は関係なく、実際の納付税額により判断されるため、この前提が必要となる。ただし、オランダは、法人税率(25.5%)を勘案すると、軽課税の対象に該当する可能性は低いと思われる。)

◆ 物流統括会社及び地域統括会社は、純粹持株会社ではなくサービス提供を行っている会社とする。

① 物流統括会社・地域統括持株会社の取扱い

1. シンガポール・オランダに所在する物流統括会社の取扱い

1.1. シンガポール物流統括会社

ケース・スタディの前提に基づけば、シンガポール物流統括会社(以下「LCC」という。)は、英国 CFC ルールの適用対象である CFC となる。したがって、シンガポール LCC が英国 CFC ルール上の適用除外規定の適用を受けることができるか否かを検討する。

1.1.1 適用除外国基準に基づく適用除外

適用除外国基準の適用を受けるためには、LCC は、その国籍（“domicile”）、居住地（“residence”）又は管理の場所（“place of management”）があることによって、シンガポールで納税義務を負う法人であり、かつ、次の要件を満たす必要がある。

1.1.1.1 利益基準

LCCは、CFC国外源泉所得が、自己の適格所得（資本性の損益（“capital profits and losses”）を除き²⁵、一般に公正妥当な会計基準に従って計算された税引前利益をいう。）の10%を超えてはならないとされている。

したがって、CFC 国外源泉所得が適格所得の10%以下であれば、CFC ルールは適用されず、合算課税を受けない。国外源泉所得が適格所得の10%超となる場合においても、他の適用除外基準の適用を受けるときは、合算課税を受けない。

本ケース・スタディにおいて、LCC がその CFC 所得の50%超を関連者との取引から稼得したものと見なされた場合において、その関連者取引に係る所得に対する現地税制

²⁵当初の CFC ルール案では、低課税国に設立された海外子会社等が配当を支払わずに利益を留保した場合に対抗するため、キャピタルゲインも対象とされていたが、強い反対があったことから、資本性の損益は対象外とされた。反対の理由としては、①キャピタルゲインの分配を期待することは誤りである又は②設立国がキャピタルゲインに対して課税をしないことのみを理由に、罰則金のごとく英国において税を課すことは合理的ではない等が挙げられた。

また、商取引による利益を用いることで、英国の税計算の概要が明らかになる点でも、資本性の損益を除く意味があるものと考えられている。

さらに、英国税法上、CFC ルール以外の制度において、一定の場合には非居住者である英国法人のキャピタルゲインを英国株主に帰することとする制度が後に導入されているが、CFC のキャピタルゲインを英国で課税するだけのための制度ではない。

上の取扱いと英国税制上の取扱いが異なるときには、LCC がその関連者から受け取る手数料は、CFC 国外源泉所得として取り扱われる可能性がある。この場合には、上記関連者取引により稼得する損益は、CFC の課税所得の計算上、国外源泉所得として取り扱われる。なお、関連者が CFC と同じ国の居住者であったとしても、その関連者取引に係る所得に対する現地税制上の取扱いと英国税制上の取扱いが異なる場合には、LCC が関連者から受け取る手数料は、CFC 国外源泉所得として取り扱われる可能性がある。

1.1.1.2. 国別除外基準(シンガポール)

シンガポールは、適用除外国リストの Part II に掲載される国であることから、適用除外基準の適用上、国ごとに特有の一定の要件を満たす必要がある。

CFC が、次のいずれかに該当する場合には、適用除外国基準の適用が受けられない。

1. シンガポール所得税法(“Income Tax Act”) § 43A、§ 43Cから § 43K までの規定に基づき、財務省規則(“Ministry of Finance Regulations”)により、税の軽減措置を受けていること。
2. シンガポール所得税法 § 13A の規定に基づき、船会社の所得について免税措置を受けていること。
3. シンガポール経済拡大奨励法(“Economic Expansion Incentives Act”)²⁶ § 45 から § 55(国際貿易奨励(“international trade incentive”))まで、§ 75 から § 84(大規

²⁶ シンガポール所得税法による措置が軽減される。

模卸売店及びサービス奨励(“warehouse and service incentive”)までの規定に基づき税の軽減措置を受けていること。

4. 上記3つのいずれかに該当する活動から生じる所得を稼得する1以上の法人から配当を受けていること。

1.1.2 適格活動基準に基づく適用除外

LCC のような事業法人が適格活動基準に基づく適用除外の適用を受けるためには、次の点を検討しなければならない。

- ◆ 実体基準（居住地国における事業施設の保有及び管理）
- ◆ 事業基準
- ◆ 所得基準

1.1.2.1 実体基準（居住地国における事業施設の保有及び管理）

LCC は、その居住地国(シンガポール)において、事業施設を有しており、かつ、その地において実質的に管理されていなければならない。例えば、CFC は、その事業を行うための建物施設等を有しているだけでなく、その事業の全部又は主要な部分を取り仕切る能力及び権力を有する十分な被雇用者を有していなければならない。

本件の場合には、LCC は実体を有することを前提として、この要件を満たすものと考えられる。

1.1.2.2. 事業基準

LCC の事業は、1) 投資事業、2) 英国又は CFC の居住地国外の関連者等への配送のために物品を扱う事業(“dealing in goods for delivery”, 以下「物品仲介業」という。)を営むものであってはならない。

本件の場合には、1) 投資事業について、LCC は倉庫保管及び物流サービスを行う者であるとされていることから、1) 投資事業に該当しないと考えられる。2) 物品仲介業について、LCC が保管する在庫は第三者だけではなく、シンガポール近隣国の関連者等に対しても配送されることとなっていることから、2) 物品仲介業に該当する可能性がある。しかし、通常は、物品を扱う(dealing in goods)とは、倉庫保管及び流通サービスではなく、商品の売買を指すことから、CFC ルールが適用されるか否かについては、CFC の事業内容の具体的な性質によることになる。

1.1.2.3. 所得基準

LCC が主として卸売業(“wholesale”)、運送業(“distributive business”)、金融業(“financial service”)又はサービス業(“service business”)を営んでいる場合には、これらの事業に係る総収入のうち、関連者から直接及び間接に得る収入の割合が 50%未満でなければならない。収入割合が 50%未満である場合には、LCC はこの要件を満たすことになる。

1.2. オランダ物流統括会社

検討の結果は、シンガポール LCC の場合と同じである。オランダは適用除外国リストの Part II に掲載される国であるため、適用除外国基準の適用を受けるためには、LCC は、その国籍 (“domicile”)、居住地 (“residence”) 又は管理の場所 (“place of management”) があることによって、オランダで納税義務を負う法人であり、利益基準の他、国ごとに定められた要件を満たす必要がある。

1.2.1. 適用除外国基準

1.2.1.1. 利益基準

CFC の国外源泉所得が適格所得の 10% 以下でなければならない。

1.2.1.2. 国別除外基準(オランダ)

次の場合に該当するときは、適用除外国基準の適用が受けられない。

i) 外国販売会社とみなされる場合

CFC が米国歳入法 1954 (the United States Internal Revenue Code 1954) § 922 (a) に規定する外国販売会社 (“Foreign Sales Corporation”) とみなされる場合には適用除外国基準の適用が受けられない²⁷。

²⁷ 米国税務上の外国販売会社とは、一定の所得につき「免税外国販売所得」として米国での課税を免除される外国法人又は米国属領に設立された法人（以下、簡略化し「外国法人」とする。）である。この免税措置が適

ii) 特殊関係のあるオランダ法人与取引がある場合

法人(以下「法人 A」という。)が、オランダ税法(“Taxes Act”) § 839 に規定する特殊な関係のあるオランダ法人から直接又は間接に利子、賃貸料及びロイヤルティを受け取る場合において、次のいずれにも該当するときは、適用除外国基準の適用が受けられない。

1. 利子、賃貸料又はロイヤルティが支払われた会計期間において、オランダ法人がオランダ税法規則(“regulation”)5 に規定する要件を満たしていない。
2. 対象事業年度において、法人 A の国外源泉所得並びにオランダ法人から受け取る利子、賃貸料及びロイヤルティの金額が、次の金額のうちどちらか大きいほうの金額を超えている。

✓ GBP50,000 (対象期間が 12 ヶ月より少ない場合には、月数按分した金額)

✓ その事業年度における適格所得(“commercial quantified income”)の 10%相当額

用されるためには、数々の要件を満たさなくてはならない。その要件の一つとして、外国法人の設立国と米国間で、租税情報に係る情報交換の協定が締結されていることが求められる。この規定は、1984 年に制定された。2000 年に WTO は、外国販売会社制度は WTO 協定に違反する不正輸出補助金に該当するとの決議を行った。これを受けて、米国は外国販売会社制度を廃止し、Extraterritorial Income Exclusion 制度を導入したが、2001 年に WTO は、新制度も WTO 協定違反であるとの警告を行った。

このような経緯から、外国販売会社はタックスシェルターとみなされているため、適用除外とされているものと思われる。

1.3. シンガポール又はオランダに所在する物流統括会社が棚卸資産を実際に売買した場合におけるCFCルールの適用

適用除外国基準の適用の有無の判定については、物流統括会社が実際に売買活動を行わない場合(上記 1.1. 及び 1.2.)と同じであるため、適格活動基準についてのみ検討を行う。

1.3.1. 棚卸資産の仕入先及び販売先が共に物流統括会社の関連者である場合

CFC が適格活動基準又は適用除外国基準のいずれかを満たさない場合には、CFC ルールが適用されるものと考えられる。

1.3.1.1. 適格活動基準

物流統括会社は、その主たる事業が英国又は CFC の居住地国外の関連者等への配送のために物品を扱う物品仲介業である場合には適格活動基準による適用除外規定の適用を受けることができない。「扱う(“dealing”)」の定義について法令上規定はされていないが、物品に手を加えず売買するものであると示唆されているものと思われる。物品仲介業であるか否かは、個別の事象ごとに判断される。物品が物流統括会社による製造等の過程を経ている場合には、その物流統括会社の事業は、通常その物品を取り扱う事業には該当しないこととなるが、その過程が、ラベリング、簡単な包装等、最低限のものである場合には、物品の売買に付随して生じて起こるものであるとされる可能性が高い。

1.3.2. 棚卸資産の仕入先がCFCの居住地国で行われ、かつその販売先が物流統括会社 の関連者である場合

CFC が適格活動基準又は適用除外国基準のいずれかを満たさない場合には、CFC
ルールが適用されるものと考えられる。

1.3.1.2. 適格活動基準

物品の供給者の居住地国が、CFC の居住地国と同じ場合であっても、CFC の主たる
事業が物品仲介業であれば適格活動基準の適用が受けられないということには影響
を与えない。しかし、CFC の主たる事業が、物品仲介業か否かを判断する際には、実
際に CFC の居住地国に配送されている物品については考慮されないこととなる。ある
国で製造されたものが、同じ国の他の居住者に対して販売された場合には、その物品
は国をまたいだ配送とはならないため、考慮されないこととなる。

2. シンガポール・オランダに所在する地域統括持株会社の取扱い

2.1. シンガポール地域統括持株会社

シンガポール地域統括持株会社(以下「RHC」という。)は、その所得の大部分を居住地国外の
グループ会社からの配当等として稼得する(CFC の居住地の国外源泉所得を自己の居住地国
外に所在する子会社等からの配当等として稼得する。)ため、適用除外国基準の適用は受けら
れない。

RHCの活動が、適格活動基準の適用を受ける適格活動に該当するかどうかについては、受取所得の種類及びその子会社により行われる活動を検討しなければならない。英国国外にある会社が、国際持株会社(“international holding company”)又は特別持株会社(“superior holding companies”)として認められる場合には、その活動は、CFCルール上、適用除外とされる適格活動に該当し、その稼得利益は英国株主に合算課税されないことになる(第1款(3)③参照)。CFCは、国際持株会社又は特別持株会社であると同時に、CFCの居住地国における事業施設を通じて適格活動を行っており、かつ、その国等において実質的に管理されていることが求められる。地域統括会社の場合において実体を有するとは、その事務所等に人員が時折配置されていればよく、その業務目的で事務所等を一定期間使用しているか使用する意図があり、かつ、事務所等が常に使用可能な状態にある場合には、事務所を時折しか使用しない場合であっても、実体を有すると判断されるものと考えられる²⁸。

2.2. オランダ地域統括持株会社

検討の結果は、シンガポール RHC の場合と同じである。

＜配当免税制度の導入に伴い、適格活動基準における特別持株会社及び国際持株会社に係る基準が廃止された場合の取扱い＞

配当免税制度の導入に伴い、適格活動基準における特別持株会社及び国際持株会社に係る基準が廃止された場合には、地域統括持株会社は、理論的には CFC ルールの適用になり得るが、地域統括会社が軽課税の適用を受けていなければ、CFC ルールの適用にはならないため、この点を検討する必要がある。なお、以下の検討において、適用除外基準である僅少基準及び

²⁸ 通常の業務時間帯に常に事務所等が稼働している必要はない。

適用除外国基準の適用はないことを前提としている。

地域統括持株会社が軽課税の適用を受けているかの判定を行うためには、地域統括持株会社が支払った外国法人税等とみなし英国法人税を比較しなければならない。地域統括持株会社の全ての所得が新たに導入される配当免税制度の適用を受ける適格外国配当であり、かつ、所得が法案に規定されているその他要件を満たす場合には、みなし英国法人税はゼロとなるため地域統括持株会社が軽課税の適用を受けず、その所得を合算対象所得とする必要はないものと思われる。つまり、軽課税の判定計算において、配当免税制度の適用を受ける適格外国配当については考慮されず(みなし英国法人税の計算上、適格外国配当は課税されないものとなるため。)、適格外国配当以外の所得(外国配当免税制度の適用を受けない配当及びその他の所得)が軽課税の適用対象となっているかが考慮されることとなると思われる。したがって、地域統括持株会社が適格外国配当以外の所得を稼得した場合には、これらの所得が CFC ルールの適用対象とされ、これらの所得が軽課税の適用を受けている場合において、英国法人が CFC(地域統括持株会社)の持分を 25%以上有するときは、適用対象所得は、英国法人に割り当てられることとなる。ただし、この見解は現在の法案に基づくものであり、実務上どのように運用されるのかは不明である。さらに、CFC ルールは現在、改正の検討中であることから、経過措置の 2 年間の期間が終わるまでに、このケース・スタディの検討に関する英国の法令を大きく変更することも可能であるため留意が必要である。

3. シンガポール・オランダに所在する地域統括会社の取扱い

3.1. シンガポール地域統括会社

地域統括会社に係る CFC ルール適用は、LCC の場合と同様である。ケース・スタディの前提に基づけば、シンガポール地域統括会社(以下「RCC」という。)は、英国 CFC ルールの適用対象である CFC となる。したがって、シンガポール RCC が英国 CFC ルール上の適用除外規定の適用を受けることができるか否かを検討する。

3.1.1. 適用除外国基準に基づく適用除外

RCC が適用除外国基準を満たすためには、その国籍(“domicile”)、居住地(“residence”)又は管理の場所(“place of management”)があることによって、その国で納税義務を負う法人であり、かつ、次の要件を満たす必要がある。

3.1.1.1. 利益基準

RCC は、CFC 国外源泉所得が、適格所得(一般に公正妥当な会計基準に従って計算された税引前利益で、資本性の損益を除いたものをいう。)の 10%を超えてはならないとされている。

したがって、CFC 国外源泉所得が適格所得の 10%以下である場合には、CFC ルールは適用されず、合算課税の適用を受けない。CFC の国外源泉所得が適格所得の 10%超である場合においても、他の適用除外基準の適用を受けるときは、合算課税を受けないことになる。

3.1.1.2. 国別除外基準(シンガポール)

シンガポールは、適用除外国リストに掲載された国であるが、適用除外基準の適用上、国ごとに定められた要件を満たす必要がある。本件では、CFC がシンガポール居住者である場合の基準(物流統括会社にかかる記載 1.1.1.2.参照)に抵触しないと考えられる。

3.1.2. 適格活動基準に基づく適用除外

3.1.2.1. 実体基準 (居住地国における事業施設の保有及び管理)

RCC が適格活動基準を満たすためには、その居住地国(シンガポール)において、事業施設を有しており、かつ、その地において実質的に管理されていなければならない。

本件の場合には、RCC が実体を有することを前提として、この要件を満たすと考えられる。

3.1.2.2. 事業基準

RCC の事業は、1)投資事業、2)英国又は CFC の居住地国外の関連者等への物品の配送を行う事業(以下「物品仲介業」という。)を営むものであってはならない。

本件の場合には、RCC はシェアードサービス業者であることから、この要件を満たすものと考えられる。

3.1.2.3. 所得基準

RCC が主として卸売業(“wholesale”)、運送業(“distributive business”)、金融業(“financial service”)又はサービス業(“service business”)を営んでいる場合には、これらの事業に係る総収入のうち、関連者から直接及び間接に得る収入の割合が 50%未満でなければならない。収入割合が 50%未満である限りにおいて、RCC はこの要件を満たすことになる。

3.2. オランダ地域統括会社

オランダ地域統括会社がCFCとなる場合には、シンガポール地域統括会社と同様の検討が必要となる。²⁹

① 中国来料加工取引の取扱い

香港法人(以下「HK Co」という。)は中国来料加工取引により租税負担を減らしているため、軽課税となっているとみなされる可能性がある。英国 CFC ルールは実施に支払った税額に焦点を当てるため、中国来料加工取引に係る税率が 8.75%であることは実際の判定基準とはならないが、HK Co が英国 CFC ルールの対象となる可能性を示す指標となる。

したがって、中国来料加工取引において適用される除外基準を検討する必要がある。香港は適用除外国リストに掲載されていないため、HK Co が適用除外の対象となる適格活動基準を満たす活動(以下「適格活動」という。)を行っているか否かを検討しなければならない。

²⁹ オランダの税率を勘案すると、一般にオランダ地域統括会社が軽課税を受けていないことから CFC とならない可能性がある。

1. 適格活動基準

1.1. 実体基準(居住地国における事業施設の保有及び管理)

HK Co が適格活動基準を満たすためには、はその居住地国において、事業施設を有し、かつ、その地において実質的に管理されていなければならない。

実質的に管理とは、例えば、CFC が、その事業を行うための建物施設等を有しているだけでなく、その事業の全部又は主要な部分を取り仕切る能力及び権力を有する十分な被雇用者を有していることをいう。本件の場合には、HK Co が実体を有することを前提として、この条件を満たすと考えられる。

1.2. 事業基準

HK Co の事業は、1) 投資事業、2) 英国又は香港外の関連者等への物品の配送を行う事業(以下「物品仲介業」という。)を営むものであってはならない。

本件の場合には、HK Co は委託加工活動を行っており、その事業に必要な事業所及び施設等を有しているため、1) 投資事業を行っていることにはならないと思われる。また、HK Co は、物品を中国で加工生産し、第三者に対して販売していることから、2) 事業基準を満たすものと思われる。HK Co は、製造加工過程全般を支配しているが、その委託加工先である中国企業の利益及び資産に関する権利を有していないことから、中国企業は第三者であると認められる。なお、HK Co は、グループ内のシェアードサービスを行っているが、その主たる事業は、投資業にはならないと考えられる。主たる事業の決定は、法令に定められていないが、HMRC のガイド

ンス資料によれば、その主たる事業の決定は、事業ごとの売上げ、事業ごとの利益、事業ごとの
従事資産、事業ごとの被雇用者等を考慮して行われるものとされている。

1.3. 所得基準

HK Co が主として卸売業(“wholesale”)、運送業(“distributive business”)、金融業(“financial service”)又はサービス業(“service business”)を営んでいる場合には、これらの事業に係る総収入のうち、関連者から直接及び間接に得る収入の割合が 50%未満でなければならない。

HK Co が、グループ内の法人に対してシェアードサービス機能を提供したとしても、そのサービスの対価の割合が 50%以上にならない限りにおいて、この基準を満たすこととなる。

(3) CFC ルールの適用に関する調査（適用件数／税収等）

CFC ルールの適用状況に関する資料は、公に開示されていない。

第6款 租税回避の動機の有無を要件とする適用除外基準の実務運用に関する調査

CFCルール of 適用除外基準の一つが意図基準³⁰である。この基準によれば、CFCである外国法人が、税務メリットを享受すること以外の理由で(英国法人ではなく)外国法人として存在することにつき、英国法人がHMRCに対して納得させることができる場合には、そのCFCに対してCFCルールは適用されない。HMRCによるガイダンスによれば、意図基準はCFCが他の適用除外基準の適用を受けられないが、英国の税負担を回避することを目的として存在していない場合において、CFCルールの適用をさせないための条項となるべく存在しているとされている。意図基準では、次の2つのテストがある。

(i) CFC に生じた利益に関連する取引によって英国の租税負担が減らされているか。

HMRCは、しばしば英国との取引は英国の租税負担を減らすという考え方を取っており、その取引が英国において利益を生み出すために必要な取引であるということを受け入れないため、このテストを満たすのは大変難しいと思われる³¹。

(ii) CFC の存在によって、英国から利益を移転することにより英国の租税負担の減少を引き起こしているか。

CFC の利用により大幅な節税(“tax saving”)がされている場合には、HMRC は、英国法人に係る CFC の主たる目的の一つは、英国から利益を移転することにより英国の租税負担を減少させることであると考え。したがって、英国法人は、節税効果は単に偶発的なものであることを示さなければならない。判例において、実務上このテストを満たすこと

³⁰ 第1款(3)⑤参照。

³¹ (i)及び(ii)ともに、KPMG 英国事務所の実務上の経験による見解である。

は大変難しいと論証されている。

第7款 将来の改正課題／問題点

(1) 時代経過に伴う課題

CFCルールは、導入されてから何年も経って³²おり、年次財政法(“Annual Finance Act”)により改正が行われてきている。その結果、CFCルールは複雑化している。また、CFCルールは現在の経済のグローバル化を想定して作られたものではなかったことから、その一部が時代にそぐわないものとなっている。

(2) European Union 法等との統合

CFCルールは、European Union法(以下「EU法」という。)及び欧州裁判所判決(“European Court of Justice Decisions”、以下「ECJ判決」という。)と調和をとらなければならないとされている³³。これに基づき、英国納税者は、CFCルールについて異議を申し立てている。

(3) 導入意図との齟齬

CFC ルールが初めて導入されたときは、CFC ルールは租税回避防止措置として導入された。しかしながら、実際には、CFC ルールは、本来の事業目的のために設立されたグループストラクチャーに対しても適用をしているため、英国課税制度を他国と比較して非競争的(多くの企業が、その本社機能を英国国外に移転することを提案している。)なものとしている。

³² 1984年に初めて法制化された。

³³ Cadbury SchweppesのECJ判決により、CFCが英国以外のEU加盟国に実際に設立されており、本来の経済活動をその地で行っている場合にはCFCルールを適用してはならないこととされた。この判決により財政法2007において、英国法人は、CFCがEEAにおいてビジネスを行い、かつ、EEAにおいて実際に人が働いている場合には、CFCルールに基づく課税対象所得の一定額を減らす申請をHMRCに対して行うことが認められることとされた。

(4) 事務負担

CFCルールは、英国法人に対して、その各子会社等がCFCルールの適用を受けない、又は適用除外規定によりその適用を受けないということを証明するための十分な証拠の把握(“hold”)をするための高い事務負担を課している。その結果、英国法人はCFCルールにより課される事務負担を軽減することを要望している。HMRCは、この要望の一部に応えるため、海外配当免税制度及びWorldwide debt cap³⁴の導入等、を行った。

これらの改正に関し、CFC ルールの改正を行うこととなった主な理由は、次の通りである。

- ◆ 政府は、外国配当免税制度の導入を含む改正を行った。現在の CFC ルールにおける適格配当基準等の規定と一部重複することから、外国配当免税制度は CFC ルールとの整合性を図るために、所要の改正を行う必要があった。
- ◆ 外国配当免税制度の導入にあたり、税収中立を確保するため、他の課税制度によって税収を増加させなければならなかった。したがって、Worldwide debt cap の導入及び CFC ルールの改正による英国の課税基盤の保護を行った。

³⁴ グループ会社間において発生した金利の損金算入を制限等する制度である。

第8款 英国のCFCルールの改正案³⁵

配当免税制度の導入に伴い、CFC ルールの適用除外基準に関して 2 つの改正が行われる。一つは、適格配当基準が廃止することとされている。CFC が、その利益の 90%以上を配当として英国課税対象となるように分配した場合には、適格配当基準により、その CFC は CFC ルールの適用を受けないとされていた。配当免税制度の導入により、ほとんどの配当は英国において課税対象とされないこととなるため、適格配当基準は廃止することとされている。もう一つは、適格活動基準における特別持株会社及び国際持株会社の基準が廃止される。適格活動基準における特別持株会社及び国際持株会社の基準は、その稼得所得のほとんどが配当である持株会社を CFC ルールの適用対象外とするために設けられたが、配当免税制度の導入により、廃止することとされている。

(1) 適格配当基準の廃止

適格配当基準は、2009 年 7 月 1 日以後に開始する CFC の事業年度から廃止される。ただし、次の経過措置が設けられている。

① 配当が、2007 年 7 月 1 日前に終了する CFC の事業年度に係る利益を原資とする場合

CFC から配当が支払われた場合において、その配当が 2007 年 7 月 1 日前に終了する CFC の事業年度に係る利益を原資とする配当であるときは、適格配当基準の適用を受けることができる。この場合には、その配当について、配当免税制度の適用を受けないで、英国法

³⁵ 改正案は、2009 年 6 月 1 日時点において判明している情報に基づくものとなっている。したがって、改正案は、法令の導入時までには依然として変更が生じる可能性がある。

人の課税所得に含めた上で、外国税額控除制度の適用を受けることを選択することができる。

② CFC の事業年度が 2009 年 7 月 1 日を含む場合

CFC の事業年度が、2009 年 7 月 1 日を含む場合には、その事業年度は、2009 年 7 月 1 日を境にして、2 つの事業年度であるものとして取り扱う。したがって、CFC ルールの適用に伴い、CFC の合算対象所得、外国税額控除の対象となる外国法人税等は、その 2 つのみなし事業年度に一定の方法(“just and reasonable basis”)で按分される。適格配当基準は、2009 年 7 月 1 日前に終了するみなし事業年度に対して、その適用の有無が検討される。

(2) 適格活動基準における特別持株会社及び国際持株会社の廃止

適格活動基準における特別持株会社及び国際持株会社に関する基準は、適用日(“Commencement date”)以後に開始する CFC の事業年度より廃止される。

① 2009 年 7 月 1 日前に終了する最後の事業年度において、CFC が特別持株会社及び国際持株会社である場合

2009 年 7 月 1 日前に終了する最後の事業年度において、CFC が特別持株会社及び国際持株会社である場合のこの改正の適用日は、2011 年 7 月 1 日とされている。持株会社に係る適格活動基準について、現地持株会社に係るものについては廃止されない。

2007年7月1日以後に開始し、かつ、2011年7月1日以前に終了するCFCの事業年度において、次の要件を満たす場合には、特別持株会社及び国際持株会社に関する適格活動基準の適用を受けることができる。

- ◆ その事業年度において、現行のCFCルールにおける特別持株会社及び国際持株会社に関する適格活動基準を満たしていること。
- ◆ その事業年度を通じて、2008年12月8日時点における同じ親会社によって支配されていること。
- ◆ その事業年度における非適格所得（この場合は、通常配当以外の所得をいう。）の金額が、その事業年度の基準期間における非適格所得の金額を超えないこと。基準期間とは、2008年12月9日前に終了する直前3事業年度のうち、CFCが特別持株会社又は国際持株会社に該当し、かつ、非適格所得の総額が一番大きい事業年度をいう。そのような事業年度がない場合には、2008年12月9日に終了する12ヶ月の期間を基準期間としなければならない。

なお、CFCの事業年度が2009年7月1日を含む場合には、その事業年度は、2009年7月1日を境にして、2つの事業年度であるものとして取り扱う。したがって、CFCルールの適用に伴い、CFCの合算対象所得、外国税額控除の対象となる外国法人税等は、その2つのみなし事業年度に一定の方法（“just and reasonable basis”）で按分される。また、CFCの事業年度が2011年7月1日を含む場合も同様に扱う。

② 2009年7月1日前に終了する最後の事業年度において、CFCが特別持株会社及び国際持株会社でない場合

2009年7月1日前に終了する最後の事業年度において、CFCが特別持株会社及び国際持株会社でない場合のこの改正の適用日は、2009年7月1日とされている。

CFCの事業年度が2009年7月1日を含む場合には、その事業年度は、2009年7月1日を境にして、2つの事業年度であるものとして取り扱う。したがって、CFCルールの適用に伴い、CFCの合算対象所得、外国税額控除の対象となる外国法人税等は、その2つのみなし事業年度に一定の方法(“just and reasonable basis”)で按分される。現在のCFCルールにおける特別持株会社又は国際持株会社としての基準を満たすか否かは、2009年7月1日前に終了するみなし事業年度について、その適用の有無が検討され、2009年7月1日以後の事業年度については、現在のCFCルールにおける特別持株会社又は国際持株会社としての基準は適用されない。

第2節 フランス

第1款 概要

フランスでは、フランス一般税法典(French General Tax Code、以下「一般税法典」という。)第209条B-Iの規定により、フランス法人は、フランス一般税法典第238条Aに規定する軽減課税制度の対象となる外国事業体に係る株式、議決権又は配当請求権等(“financial rights”)³⁶(以下、本節において株式、議決権及び配当請求権等を総称して「議決権等」という。)の50%³⁷以上を直接又は間接に保有する場合には、その保有する配当請求権等に対応する外国事業体の利益部分につき、フランス法人所得税の課税対象とされる(以下、本節においてこの課税制度を「CFCルール」という。)。

(1) 納税義務者

納税義務者は、被支配法人の配当請求権等を直接又は間接に保有するフランス居住株主である。

(2) 被支配法人

① フランス居住株主単体により保有される場合

³⁶ 配当請求権等とは、配当の分配又は剰余金(“reserve”)の分配を受ける権利をいう。

³⁷ 外国事業体の50%超が、フランス法人により共同で保有されている場合、または、当該50%超が、みなしフランス法人(the considered French Company)に支配(control or controlled)されている法人により保有されている場合は、上記割合は5%に軽減される。

被支配法人は、軽課税制度の対象となる外国事業体で、フランス居住株主によりその議決権等の50%以上を直接又は間接に保有されるものをいう(以下、本節において「CFC」という。)

② フランス居住株主グループにより保有される場合

ただし、次のいずれかに該当する場合には、持分要件が50%以上から5%以上に変更される。

- i) CFC が証券取引市場に上場しており、かつ、フランス居住株主が保有している議決権等の合計が50%を超過する場合において、フランス居住株主がそのCFCを共同支配していることにつき当局が立証できる場合

この場合の「共同支配」の定義は、税法上明文化されていないが、商法L233-10を参照することとされており、フランス居住株主間でCFCに対する支配方針につき合意に至っている場合又は共通方針を持っている場合には、共同支配に該当するものと考えられる³⁸。

- ii) CFC が証券取引市場に上場していない場合において、50%超の議決権等をフランス居住株主が保有している場合

- iii) フランス居住株主と一定の支配関係にあるフランス法人又は外国法人が、CFCの50%超の議決権等を保有している場合

³⁸ 11社のフランス居住株主が、CFCルールの適用対象となる外国法人に対し、各々5%の持分を有している場合には、フランス居住株主によるCFCの持分保有の合計は55%となる。この場合において、CFCが非上場会社である場合には、持分要件が50%から5%に変更となるため、フランス居住株主はCFCルールの適用を受ける。CFCが上場企業である場合には、フランス居住株主のCFCに対する協調支配が当局により立証されないときは、持分要件は変更されず、CFCルールの適用を受けない。

この場合の「一定の支配関係」とは、移転価格税制上、フランス居住株主と次の支配関係（議決権の過半数を占める）にあるものをいう。

◆ フランス居住株主により直接又は間接に支配されているとされるフランス法人又は外国法人

◆ フランス居住株主を直接又は間接に支配しているとされるフランス法人又は外国法人

軽課税の対象となる外国事業体とは、その国において生じた租税が、その事業体につきフランスの租税ルールにしたがって決定された課税所得に対し、フランスにおいて適用されるであろうフランス法人所得税の 50%未満であるものをいい、このような事業体は、軽課税制度により便益を受けているものとみなされる（フランス一般税法典第 238 条A）ため、CFCルールの対象とされる。軽課税制度より便益を受けた利益は、「みなし分配（“revenus de capitaux mobiliers réputés distribués”）」とみなされる（一般税法典第 209 条B- I）。フランス租税通達（French Tax Administrative Guidelines、以下「租税通達」という。）4H-1-07 及び 14H-1-07 によると、「みなし分配」は、OECD条約モデルの「事業所得」ではなく、「その他所得」条項にあたるものとされている。また、租税通達によれば、このみなし分配は「配当」の定義に合致せず、実際に支払われるものではないことから、配当とはみなされないとされている³⁹。

(3) 適用除外基準

次に掲げる場合には、CFC ルールは適用されない。

³⁹ みなし分配は、フランス資本参加免税の適用対象とはされないが、CFC からフランス居住株主に対して実際に配当の分配が行われた場合には、すでにみなし分配として課税された部分については、フランス居住株主の課税標準から控除することができる。

① 外国事業体が EU 加盟国で設立されたものである場合(” Safe-harbour clause applicable to EU CFC”)

外国事業体が EU 加盟国で設立されている場合において、その存在がフランス租税ルール適用を回避する為に人為的に設けられたスキームの一部ではないとみなされるときは、CFC ルールの適用はない。外国事業体が EU 加盟国で設立されている場合とは、EU 加盟国に税務上の居住性がある場合又は EU 加盟国において事業を行っている場合をいう。

② EU 加盟国以外の国又は地域で設立された外国事業体で、その国又は地域で商業活動又は産業活動を行っている場合(” Safe-harbour clause applicable to non-EU CFC”)

EU 加盟国以外の国又は地域で設立された外国事業体が、その外国又は地域において実際の商業活動(” commercial activity”)又は産業活動(” industrial activity”)を行っている場合には、CFC ルールの適用はない。

ただし、その外国事業体が次のいずれかに該当する場合には、外国事業体等によって行われる事業の主たる効果が軽課税国に利益を集約することではないことを実証しない限り、CFC ルールが適用されることになる。

◆ 外国事業体の稼得する所得の 20%超が受動的所得(” Passive income”)である場合

受動的所得とは、例えば、証券又は株式の運用、管理などから生じる所得であり、配当、利子、キャピタルゲインその他の金融所得をいう。

- ◆ 外国事業体の稼得する所得の 50%超が関連者間サービス⁴⁰（金融サービスを含む。）の提供から生じたものである場合

なお、外国事業体はその所在する国において十分な実体（事務所、従業員など）を有していない場合で、独立した事業サイクル（“Complete business cycle”）により事業を遂行していないときには、外国事業体は、適用除外規定の適用を受けることができないため、CFC ルールの適用を受けることとなる。フランス税務上、独立した事業サイクルとは、特定の目的を達成するために行われる一連の商取引又は産業取引をいい、そのような取引は、法人の経済活動の過程における合理性（“logical nature”）を有するものとみなされる。

※参考（独立した事業サイクルに関する例示）

判例によれば、フランス税法上、次のようなものが独立した事業サイクルを有するものとみなされている。

- ◆ モナコ法人がフランスで第三者に医薬製品を製造させ、その製品を常任代表者（“permanent representative”）を通じてフランスで販売する行為は、仮にその医薬製品の包装が最終的にモナコで行われていたとしても、フランスにおいて独立した事業サイクルがあるものとされる。したがって、そのような活動から生じる利益は、フラン

⁴⁰ 物品の売買及び産業活動はこれらの関連者間サービスには含まれない。したがって、卸売業は関連者間サービスには含まれない。

ス法人税が課税されることとされる。 (“*Conseil d’Etat*”, 13 November 1964, N° 50,944 and 60,449, Dupont, 1965, § 30)

- ◆ フランスにおいて物品の販売のみが行われたとしても、フランスにおける常習的な商業活動とされる可能性がある。例えば、非居住者が、その支配するフランス法人を介して、フランスにおいて締結された契約に基づき、フランス国外で取得した物品の大規模な販売を常習的に行っていた場合には、フランスにおける常習的な商業活動として取り扱われる。 (“*Conseil d’Etat*, December 5, 1962, No 49,586, 8th ss, Dupont no.2, 1963, § 114 and 116)
- ◆ フランス法人が、フランスにおけるプラント建造に関し、フランス銀行から借入れを行った場合につき、フランスに支店を有する外国法人が、債務保証をしたときは、その債務保証に係る対価は、フランスにおいて行われた役務の提供として、法人税が課される。 (“*Conseil d’Etat*”, April 4, 1973, No. 81,342 and 81,695, 7th and 9th ss, Dupont, 196 and 197)

第2款 租税負担割合の計算方法

(1) 租税負担割合の計算式

CFCがその国において優遇された租税制度の恩恵を受けているとみなされる場合とは、CFCにおいて実際に支払われた法人所得税が、フランスにおいて通常適用される税法を適用したならばCFCが負担することになるフランス法人所得税額の 50%相当額($16^{2/3}\%$ ⁴¹(つまり、 $33^{1/3} \times 1/2$))未満である場合がこれに該当する。

$$\text{現地法人所得税額} < \frac{\text{フランス税法により計算した課税所得につき算出したみなしフランス法人所得税額の 50\%相当額}}{1}$$

(2) フランス税法により計算した課税所得につき算出したみなしフランス法人所得税額

CFC ルールに関する租税通達 4H-1-07 及び 14H-1-07 によると、優遇された租税制度の存否は、CFC のレベルで決定されることとされており、外国又は地域における一般的な租税環境を参照しないこととされている。したがって、その国は概して通常の租税環境を有する国であったとしても、特別の優遇規定(例えば、持株会社やサービス会社など、特定の種類の会社に適用され

⁴¹大規模法人の場合には、社会負担金として法人所得税額の 3.3%の付加税が、課税される。この場合、フランス標準法人所得税率の 50%とは、17.215% ($34.43\% \times 1/2$) となる。大規模法人とは中小規模法人以外の法人とされ、中小規模法人とは次の要件を全て満たす法人をいう。

－年間売上高が 7,630,000 ユーロ未満であること。

－資本金が全て払い込まれていること。

－発行済株式総数の 75%以上が個人又は上記の条件を満たす他の中小規模法人によって保有されていること。

るもの)が適用された結果、CFC は、優遇された租税制度の恩恵を受けているとみなされる可能性がある。

したがって、CFC ルールの適用があるか否かを確認するためには、フランス法人は、フランス租税ルール(フランス連結納税制度を除く)の下、当該 CFC の課税所得及び法人所得税額を再計算しなければならない。

そのために、フランス法人は、CFC ルールの適用がある可能性がある CFC の事業年度開始日における貸借対照表に基づき、フランス租税ルールを適用し、CFC が支払うべき法人所得税を計算しなければならない。

(3) 現地法人所得税額

みなしフランス法人所得税と比較することを目的として、考慮に入れられるべき現地の租税は、CFC の所得及び資本に対し実際に CFC が負担した全ての種類の租税が含まれる。これらの租税が異なるレベルの政府団体(国又は連邦、州又は小郡、市町村等 “state or federation, province or cantons, communes, etc”)において課税される場合には、その全ての租税の合計額が考慮に入れられなければならない。

第3款 合算対象所得計算の方法

(1) 一般原則

外国の法的事業体によって稼得された利益は、その利益は「みなし分配所得(“revenus de capitaux mobiliers réputés distribués”)」として取り扱われる(一般税法典第209条B-I)。一方、同様の利益が外国の恒久的施設によって稼得された場合には、その利益は、「事業所得」として取扱われなければならない。

みなし分配所得は、フランス法人により直接又は間接に保有されている配当請求権等の割合に応じて、フランスにおいて課税される。ただし、CFCの株式について、フランス法人が保有する株式で、CFCルール適用除外となる活動を行っているものについてはみなし分配所得の計算上、考慮されない(CFCルールによる合算課税の適用を受けない)。CFCの株式で別の複数のフランス法人を通して間接的に保有されているものについても、これらの法人が、同じCFCの課税所得につき、CFCルール適用対象となる場合には、その間接保有部分は考慮されない。

一方、外国の恒久的施設により稼得された利益は、その全てがフランス親会社(本店)の課税所得に含まれることになる。

(2) 課税対象事業年度

CFCの利益又は有価証券所得は、CFCの事業年度終了の日の翌月の初日において、フランス親会社が稼得したものとみなされる。

その利益又は有価証券所得は、これらを稼得したとみなされたフランス親会社の事業年度において課税される。これらの所得は、その事業年度に係る申告書が提出される際に、申告する必要がある。なお、税務当局の課税権の消滅時効が成立する日は、租税の納税義務が生じた日から3年後とされている(Tax Procedure Code、以下「租税手続法」という。第169条L)

(3) 合算対象所得金額の決定

CFCルールにおけるCFCの合算対象所得金額は、CFCの税引前利益で利益分配を行う前のものとされる。フランス法人は、CFCの課税所得を計算する為に、一般税法典第209条Bの適用対象となるCFCの事業年度開始日における貸借対照表に基づいて、フランス租税ルール(連結納税制度を除く。)を適用して、計算しなければならない(一般税法典第102条U別紙II)。

CFCとなった事業年度開始日における貸借対照表上の資産の額は、CFC設立国の税法に準拠して決定される純帳簿価額とされる。毎期末の貸借対照表上の棚卸資産や仕掛品の簿価は、このルールに基づき決定されるため、CFC設立国の税法に準拠して算出された取得価額を引き継ぎ、前期期首の簿価と同じ評価額となる。

(4) フランスにおけるCFC課税所得の課税

CFCに係る課税対象所得(利益又は有価証券所得)は、分離課税の対象とはならず、フランスにおける通常の法人所得税率により課税される。また、フランス法人が欠損金を有している場合には、CFCの合算所得と相殺することができる。それにもかかわらず、CFCにおいて生じた欠損金は、フランス法人の利益に合算されず、CFCの将来の利益と相殺が可能な欠損金として繰り越されることになる。

(5) 二重課税の排除

① CFC ルールの適用により合算課税された場合

CFCがその居住地国及びフランスの双方において法人所得税が課される場合に生じる二重課税を避けるために、CFCルールに所要の措置(一定の所得について、非課税としてフランス法人所得税の課税標準から控除すること(“No taxation”)又は一定の外国で課された租税について、フランスで納付すべき法人所得税から控除(“allocation”)すること⁴²。)が講じられている。

例えば、次のような修正を行うことが可能である。

- ◆ フランス法人所得税の課税対象となる被支配会社を通じて間接的に保有する株式から生じる利益については、課税しない。
- ◆ CFC が外国において支払った租税は、フランスの法人所得税に類似する場合に限り、フランス法人所得税から控除することができる(一般税法典第 102 条別紙Ⅱ)。
- ◆ CFC が受ける配当、利息又は報酬につき生ずる源泉税は、フランス法人所得税から控除することができる(一般税法典第 102 条別紙ⅡXA)。

⁴² 税額控除は、CFC ごとに個々の事業年度について適用される。外国で課された租税が、税額控除に関連するフランス法人所得税を超える場合には、その超える部分については、その外国で課された租税に係る CFC の所得についてフランス法人所得税が生じるまで繰り越され、控除することができない。

② 合算課税された CFC から配当を受けた場合

合算課税された CFC から配当を受けた場合に生じる二重課税を排除するために次の調整が行われる。

- ◆ CFC からフランス法人に対して配当が支払われた場合において、その配当について CFC ルールの適用によりみなし分配として課税されているものがあるときは、その課税されている部分について、課税標準から控除する。
- ◆ CFC からフランス法人に対して支払われる配当につき、租税条約に基づき課される租税は、フランス法人所得税から控除することができる。

第4款 申告手続

(1) 申告手続

① 申告期限

CFC ルールの規定により提出することとなる書類(以下、「CFC 関連提出書類」という。)は、フランス親会社の法人所得税に関する申告書に添付されなければならない。

法人所得税に係る申告書は、通常は、事業年度終了の日から3ヶ月以内に、毎年、提出しなければならない。暦年を事業年度としている納税者は、その翌年の5月1日後の2営業日目までに法人所得税に係る申告書を提出すれば良いこととされている。なお、最終納付期限⁴³は、その事業年度終了の日から3ヶ月と15日経過する日とされている。

② CFC 関連提出書類

1. CFC ルールの適用がある場合に必要とされる書類

一般税法典第209条Bに規定するCFC ルールの対象となるフランス法人は、一般税法典第102条Z第1項別紙IIに従い、CFC に関する次の一般情報を含む、一枚の簡素な書面を法人所得税に係る申告書に添付しなければならない。

◆ 法人名

⁴³前事業年度の課税所得の金額に基づき、4回の中間納付を行う必要がある。中間納付と確定税額の差額分は、最終納付期限までに納付しなければならない。

◆ 本店の住所

◆ 目的及び活動

◆ 税務上の居住地国

◆ 株主情報

◆ その申告書に係るフランス法人が直接又は間接に保有している CFC の株式持分

また、フランス法人は、その CFC に関する次の会計及び税務書類を含む書面を法人所得税に係る申告書に添付しなければならない。

◆ CFC が仮にフランスにおいて設立されているとした場合に提出することとなるフランス租税ルールを適用して作成された申告書一式(貸借対照表及び損益計算書を含む。)

◆ 現地の税務当局に提供された CFC の貸借対照表及び損益計算書

◆ フランス租税ルールに基づいて課税所得を計算するために CFC の課税所得に対してなされた調整額に関する書類

◆ CFC ルールに基づき、課税されることとなる合算利益の合計額に関する書類

◆ CFC ルールにより合算課税の対象となった事業体から既に受取っている分配額の累積額に関する書類

2. CFC ルールにおける適用除外規定の適用を申請する場合に必要とされる書類

フランス親会社は、適用除外規定の適用を申請する場合、上記 1.1 の添付書類のうち、会計及び税務書類以外のもの(CFC の法人名、本店の住所、目的及び活動、税務上の居住地国、株主情報、並びにフランス親会社が直接又は間接に保有している CFC の株式持分に関する情報)を提出する必要がある。

また、フランス親会社は、特定の書類により、適用除外規定の適用を受けることにつき、明示的に申請する必要がある。なお、税務調査において、そのような申請をしていなかったことが判明した場合であっても、その時に適用除外規定の申請をすることができる。

① 罰則等

CFC 関連提出書類が提出されていない場合には、フランス親会社に対して、次の罰金等が科されることになる。

- ◆ 支払遅延に係る延滞税として一月あたり 0.4% (つまり、年間 4.8%) 一般税法典第 1727 条 III): 支払遅延に係る延滞税は、法人所得税の支払がなされるべきとされる日の属する月の翌月 1 日から、法人所得税の未払額に対して賦課される。

◆ CFC 関連提出書類の未提出に係る罰金等

- ✓ 通常の場合は、法人所得税の未払額に対して 10%
- ✓ フランス税務当局から CFC 関連提出書類の提出に係る要求書を受領した後 30 日以内に CFC 関連提出書類を提出しない場合は、法人所得税の未払額に対して 40%

- ✓ 隠匿活動による場合は、法人所得税の未払額に対して 80%

② 少数持分に係る申告情報の入手方法

少数持分に係る申告情報の入手方法に関する実務上の解決策は、存在しない。

第5款 適用状況

(1) CFC ルールの業種別の適用状況に関する調査

CFC ルールの新規定(2005 年以降)及び税務当局のガイドラインにおいて、業種による適用関係の差異はないように見受けられる。

2005 年前まで適用されていた旧CFCルールでは、一般税法典第 209 条Bの適用について、CFCの活動の性質を参照していたが、現在のCFCルールでは、これらを参照せず、CFCの稼得する所得源泉を参照している⁴⁴。

したがって、CFC ルールにおいては、理論的又は実務的に、事業活動の種類により、適用関係が異なることはない。

(2) ケース・スタディ

各々のケースに係る一般税法典第 209 条 B- I の適用存否の分析は、次の要素の確認が必要となる。

(i) フランス法人は、フランスにおいて法人所得税の課税対象となっているか？

(ii) CFC はフランス法人によって直接又は間接に 50%以上の株式又は権利を保有されているか？

⁴⁴ Finance Bill for 2005, Senate Commentary on Article 69.

(iii) CFCは、優遇された租税制度により課税されているか？また、この場合、適用除外規定の適用はないか？

(iv) 一般税法典第 209 条 B は、関連する租税条約（蘭仏租税条約、星仏租税条約又は中仏租税条約）の適用がある場合に、どのような適用関係となるのか？

ケース・スタディの検討に当たっては、上記(i)から(iv)の手順により、各々確認を行っているが、(i)から(ii)にあたっては、次の前提を置いている。

◆ フランス事業体は、フランスにおいて法人所得税の課税対象となっているか？

CFC の親会社は、フランスの税務上の居住法人に該当し、かつ、フランスにおいて法人所得税の課税対象となっているものとする。

◆ CFC はフランス事業体によって直接又は間接に 50%以上の株式又は権利を保有されているか？

フランス事業体は、CFC に係る全ての議決権及び財務に係る権利を保有しているものとする。
したがって、一般税法典第 209 条 B に規定する 50%以上支配基準を満たしているものとする。

また、(iii)にあたっては、次の論点を明確にしている。

◆ 優遇された租税制度の定義の明確化

一般税法典第209条Bの現在の規定に基づくと、論点は、CFCが関連各国(オランダ、シンガポール及び香港)において優遇された租税制度の恩恵を受けているとみなされる可能性があるか否かに集約される。

この点に関しては、CFCにおいて実際に支払われた法人所得税が、フランスにおいて通常適用される税法を適用したならばCFCが負担することになるフランス法人所得税額の50%相当額($16^{2/3}\%$ ⁴⁵(つまり、 $33^{1/3} \times 1/2$))未満である場合がこれに該当する。

この点を明らかにする為には、CFCの現地国での租税の額と、対応する見積りフランス課税所得につきフランスにおいて納付することとなる法人所得税(以下「みなしフランス法人所得税」という。)を比較する必要がある。

このため、それぞれのケースにおいて適用されうるフランス租税ルールを事前に把握しておく必要がある。

この点において、CFCが外国子会社を保有する場合の課税関係は、フランスにおいて持株会社に対して適用される税制と比較する必要がある。フランスにおける持株会社に対して適用される税制は、次のような規定がある。

(i) 資本参加免税

資本(議決権及び財務に係る権利)の5%以上を表象する株式について受け取る配当は、フランスにおいて法人所得税の課税対象とはならない。実務上の観点からは、その配当の全額がフ

⁴⁵大規模法人に対し、前述の通り、社会負担金として法人所得税額の3.3%の付加税が、課税される。したがって、フランス親法人が大規模法人である場合には、CFCが軽課税の適用を受けているか否か基準となるフランス標準法人所得税率の50%とは、17.215% ($34.43\% \times 1/2$) となる。

ランス法人の課税所得から控除され、フランス法人の費用の一部が課税所得に足し戻されることになる。この部分は、通常受取配当額の5%と同額となり、フランス法人において生じた実際の費用が受取配当額の5%に満たない場合には、その満たない金額が足し戻される上限額となる。

(ii) 長期保有株式のキャピタルゲインの免税

2年超保有した株式に係るキャピタルゲインは、その95%が免税とされる。

◆ 今回の調査対象国において生じる租税負担に関する明確化

今回の各ケースについては適用される関連各国の法人所得税率は以下である。

- ✓ オランダ 25.5%
- ✓ シンガポール 18%
- ✓ 香港 17.5% (ただし、中国来料加工取引のケース・スタディについては、香港においては、委託加工事業から稼得される所得の50%相当額のみが課税所得として認識されるものとして、実効税率を8.75%と仮定している。)

前述の通り、CFCが優遇された租税制度の恩恵を受けているかどうかを把握するためには、CFCの居住地国において実際に支払われる法人所得税と、CFCが仮にフランスに所在していた場合にCFCが納付することとなるフランス法人所得税を比較する必要がある。この点、税率がCFCにおいて生じる租税負担を計算するための全ての要素ではない旨は注意が必要である。つまり、課税所得を計算するために用いられる租税ルールについても、考慮に入れる必要がある。

したがって、今回のケース・スタディについて CFC ルールが適用されるか否かを把握するためには、それぞれの国(オランダ、シンガポール及び香港)において CFC に生じる租税負担と、同所得についてフランスにおいて生じる租税負担を把握する必要がある。

今回のケース・スタディにおいては、中国来料加工取引のケース以外、CFC の実効税率を把握していないため、CFC が所在する国によって、様々な仮定をおいて、区分して検討を行っている。

② 物流統括会社・地域統括持株会社の取扱い

1. シンガポール・オランダに所在する物流統括会社の取扱い

1.1. シンガポール物流統括会社

シンガポールにおいて課税所得を計算するために使用される租税ルールがフランス租税ルールと全て一致している場合には、シンガポールの税率が18%であり、フランスの法人所得税率の50%(つまり、通常は16^{2/3}%、大法人の場合には、17.215%)超であるため、軽課税国とはみなされることはない。しかし、これらの所得計算の租税ルールが異なる場合において、シンガポールの税率がフランスの法人所得税率の50%未満となるときであっても、EU加盟国以外の国の事業体に係る適用除外規定の適用がされることにより、CFCルールは適用されない。つまり、シンガポール CFC が、事実上の商業又は産業活動をシンガポールで行っている場合には、CFC ルールは適用されない。

租税通達 4H-1-07 においては、CFC ルールにおける商業又は産業活動の意義が明らかにされている。

◆ 産業活動:製品の製造又は加工から構成される。

◆ 商業活動:次のものから構成される。

✓ 再販売又は貸付のための商品/材料の購入

- ✓ 「"civil activity"⁴⁶」又は「"Professional services Activity"⁴⁷」の範疇に入る性質を持たない、サービスの提供

シンガポール物流統括会社は、物理的な物流サービスを近隣諸国に所在するグループ会社に提供しているため、「"civil activity"」又は「"Professional services Activity"」に該当しない商業活動を行っていると思われる。

しかし、適用除外規定は、CFC の稼得する所得の 50%超が関連者間サービス(金融サービスを含む。)の提供から生じたものである場合には適用されない(一般税法典第 209 条 B-III)。

シンガポール物流統括会社は、その稼得利益のほとんどがグループ会社間取引により生じたものであるため、フランス親会社により、シンガポール物流統括会社が行う事業の主たる効果が、フランスに比べて軽課税である外国に利益を集約することではないことが実証される場合には、CFCルールが適用されない。

したがって、シンガポールにおいて課税所得を計算するために使用される租税ルールの適用の結果、当該 CFC の租税負担が、フランス法人所得税の 50%未満となる場合であっても、フランス親会社により、シンガポール物流統括会社が行う事業の主たる効果が、フランスに比べて軽課税である外国に利益を集約することではないことが実証される場合には、シンガポール物流統括会社について、CFC ルールが適用されないこととなる。

⁴⁶ "civil activity"の詳細な定義は規定されていないが、一般的には、商取引に該当しない行為とされている。具体的には、次の活動が"civil activity"に該当するものと思われる。

- ◆ 農業
- ◆ 一定の採掘
- ◆ 必要機材等を備え付けていない建物の賃貸

⁴⁷ 医師、法律家、法定監査人、建築家等の専門家による役務の提供をいう。

なお、星仏租税条約(1974年9月9日)第22条(その他所得条項)により、フランスは、CFCルールを適用する権利があるとされている(ただし、CFCルールに係る全ての条件を満たす必要がある。)。

1.2. オランダ物流統括会社

オランダにおいて課税所得を計算するために使用される租税ルールがフランス租税ルールと全て一致している場合には、オランダの税率が25.5%でありフランスの法人所得税率の50%(つまり、通常は16^{2/3}%、大法人の場合には、17.215%)超である為、軽課税国とはみなされることはない。しかし、これらの所得計算の租税ルールが異なる場合において、オランダの税率がフランスの法人所得税率の50%未満となるときは、CFCルールの適用を避けるために、EU国に設立された企業に関する適用除外規定の適用を検討する必要がある。

フランス税務当局は、EU適用除外規定の適用を否認するためには、CFCがフランス租税を回避するために構築された人為的スキームの一部であることを証明しなければならない。

「人為的スキーム」は、税法上定義されておらず、通達は欧州裁判所の判決「Cadbury Schweppes case(2006年9月12日 C-196/04)」を参照している。したがって、CFCが十分な経済的実体を有している場合には、CFCルールの適用はないことになる。

オランダに関する全てのケース・スタディにおいて、CFCは実際の経済活動を行い、ペーパーカンパニーではないと理解しているため、CFCルールの適用はないと考えられる。

なお、蘭仏租税条約(1973年3月16日)第22条(その他所得条項)により、フランスは、CFCルールを適用する権利があるとされている(ただし、CFCルールに係る全ての条件を満たす必要がある。)。ただし、CFCルールの適用は、EU法に反する可能性がある。

1.3. 物流統括会社が棚卸資産を実際に売買した場合

1.3.1. 物流統括会社が関連者から物品を購入し、関連者に対し販売している場合

物流統括会社の租税負担率が、フランスの法人所得税率の50%未満である場合には、適用除外規定が適用されない限り⁴⁸、CFCルールが適用される。

物流統括会社が、商取引又は産業取引を行っている場合には、その供給元又は販売先が関連者であるか否かに関わらず、適用除外規定が適用され、CFCルールの適用がないと考えられる。

1.3.2. 物流統括会社がその設立国において物品を購入し、国外の関連者に対し物品を販売している場合

物流統括会社の租税負担率が、フランスの法人所得税率の50%未満である場合には、適用除外規定が適用されない限り、CFCルールが適用される。

物流統括会社が、商取引又は産業取引を行っている場合には、物流統括会社がその設立国内において物品を購入し、国外の関連者に対し物品を販売していたとしても、適用除外規定が適用され、CFCルールの適用がないと考えられる。

⁴⁸ CFCがEU加盟国にある場合とEU加盟国以外にある場合とで適用される適用除外規定が異なる(第1款(3)参照)。

2. シンガポール・オランダに所在する地域統括持株会社の取扱い

2.1. シンガポール地域統括持株会社

2.1.1. シンガポール地域統括会社

シンガポール地域統括会社は、子会社管理サービス及びITシステムサービスなどのシェアード・サービスを近隣国に所在するグループ会社に提供しているため、これらの活動は、適用除外規定の対象とならない「Professional services Activity」、又は、シンガポール地域統括会社の所得は、グループ会社からの所得によりその 50%超が構成されるグループ内サービスと考えられるため、CFC ルールが適用される可能性がある。しかし、フランス親会社により、シンガポール地域統括会社が行う事業の主たる効果がフランスに比べて軽課税である外国に利益を集約することではないことが実証されれば、CFC ルールの適用を受けない。

租税条約の適用関係については、1.1.参照のこと。

2.1.2. シンガポール持株会社

シンガポール持株会社は、グループ会社株式の保有及び管理に係る持株活動を行っているため、配当及び株式のキャピタルゲインを稼得することになるが、シンガポール国内法の規定により、その配当及びキャピタルゲインはシンガポールにおいて一定の要件を満たすものは原則的に課税されないが、フランスでも、配当及びキャピタルゲインは資本参加免税の適用により、課税されない⁴⁹。したがって、シンガポール持株会社の稼得する所得が配当及びキャピタ

⁴⁹配当の 5%部分は課税されることとされているが、みなし経費に係る課税であり、配当は原則課税されない考え方が採られている。

ルゲインであるとすれば、シンガポール持株会社における租税負担は、フランスに比して軽課税とはされないため、シンガポール持株会社はCFCに該当せず、CFCルールは適用されないものと思われる。

租税条約の適用関係については、1.1.参照のこと。

2.1.3. シンガポール物流統括兼地域統括持株会社

シンガポール物流統括兼地域統括持株会社は、物流統括活動及び地域統括/持株活動を同時に行うことになるが、これらの活動は、商業活動及び非商業活動の双方に該当する。また、シンガポール物流統括兼地域統括持株会社の所得は、グループ会社からの所得により、その所得の50%超が構成されるものと考えられるため、CFCルールが適用される可能性がある。しかし、フランス親会社により、シンガポール物流統括兼地域統括持株会社によって行われる事業の主たる効果がフランスに比べて軽課税である外国に利益を集約することではないことが実証されれば、CFCルールの適用を受けない。

租税条約の適用関係については、1.1.参照のこと。

2.2. オランダ地域統括持株会社

上記1.2.の通り、オランダ地域統括持株会社は実際の経済活動を行い、ペーパーカンパニーではないと考えられることから、CFCルールの適用はない。

租税条約の適用関係については、1.2.参照のこと。

③ 中国来料加工取引の取扱い

中国来料加工取引を行う香港子会社の実効税率は 8.75%であるため、フランス法人所得税の 50%未満となり、適用除外要件を満たさない限り⁵⁰、CFCルールが適用されることになる。

EU 加盟国以外の国に係る適用除外規定の適用を受けるためには、CFC は実際に商業又は産業活動をその地において行っていないなければならない。しかし、CFC の稼得する所得の 20%超が受動的所得(例えば、証券又は株式の運営、管理など)である場合又は CFC の稼得する所得の 50%超が関連者間サービス(金融サービスを含む。)の提供から生じたものである場合には、フランス親会社により、CFC が行う事業の主たる効果がフランスに比べて軽課税である外国に利益を集約することではないことが実証されない限り、CFC ルールが適用される。

中国来料加工取引を行う香港子会社は、第三者⁵¹への製品の販売活動を行っており、適用除外規定上の非関連者に対する商業活動を行っているものと考えられる。また、中国来料加工取引は、中国において製造される製品の製造コストを軽減させることができるため、フランス親会社は香港子会社が行う事業の主たる効果がフランスに比べて軽課税である外国に利益を集約することではないことを、主張することができるものと思われる。

⁵⁰次のいずれかに該当する場合において、CFC の設立目的が低課税国への所得の分散を企図するものではないことにつき、そのフランス居住株主が当局に対し立証できないときは、EU 加盟国以外の国の事業体に係る適用除外規定は適用されない。

◆ その外国事業体の稼得する所得の 20%超が受動的所得である場合

◆ その外国事業体の稼得する所得の 50%超が金融サービス等の社内サービスにより稼得したものである場合

⁵¹フランス税法上は、法的に香港子会社と別事業体である中国法人を、香港子会社の支店とみなす概念はない。

したがって、香港子会社は、十分な実体を有しているものと考えられるため、EU 加盟国以外の国に係る適用除外規定の適用を受けることができることから、CFC ルールの適用はないものと思われる。

フランスは、香港との間で租税条約を締結していない(香港については、中国とフランス間の租税条約の適用はない)ため、CFC ルールを適用する権利がある(ただし、CFC ルールに係る全ての条件を満たす必要がある。)。

(4) CFC ルールの適用に関する調査 (適用件数/ 税収等)

	2005	2006	2007	2008
法人税収 (単位: 百万ユーロ)	51,500	58,600	64,200	53,800
CFC ルールの適用を受けた件数	14	6	13	14(※)
CFC ルールの適用を受けて増加した所得 (単位: 百万ユーロ)	13.06	38.1	60.3	75.4(※)

(出所: Report no. 135 from Mr. Marini, Senator of the Finance Commission, 1st Volume, 2008-2009)

(※)これらの情報は、2008 年度における最初の 9 ヶ月(1 月～9 月)間の計算結果である為、部分的な情報である。

第6款 適用除外基準の実務運用に関する調査

これまでのところ、新 CFC ルールに関する裁判事例があまり存在しないこともあり、租税回避の動機の有無を要件とする適用除外規定の実務運営がその目的に寄与するように行われているか否かに関する意見を出すことが、できない。しかし、一般的には、適用除外規定(特に、EU 加盟国に係る適用除外規定)は、CFC ルール適用による課税を避ける上で重要な機能を果たしている。

第7款 将来の改正課題／問題点

CFC ルールに関して、次の2点が現在議論されている。

- ◆ CFC ルールの EU 法への適合性
- ◆ フランス税務当局に現在認められていない法的措置

(1) CFC ルールの EU 法への適合性

CFCルールは、EU法に反しているという見解を有する者⁵²が複数存在する。事実、一般税法典第 209 条Bの規定は、フランス国外に所在している場合に適用されるため、CFCがEU域内に設立された場合でも適用される。したがって、EU諸国の法人のみがCFCルールの対象となるため、フランス法人とEU諸国の法人との間で、差別的取扱いが存在すると言える。この差別的取扱いは、EU条約第 49 条における「設立自由の原則」に反することになると言える。

(2) フランス税務当局に現在認められていない法的措置

脱税行為に対抗する手段の一つとして、フランス税務当局に付与されている質問検査権について、現在、議論がなされている⁵³。

⁵² RUST(A.), “CFC Legislation and EC Law”, *Intertax*, Volume 36, Issue 11, pp. 492-501

⁵³ Report of the Ministry of the Budget, “*Rapport sur la lutte contre la fraude et l’évasion fiscale par le biais de paradis fiscaux*” (Report on the fight against tax fraud and anti-avoidance measures/restrictions), *Droit fiscal*, no. 16, April 17, 2008, Comm. 273

実際、これまでのところ、フランス税務当局の職員は、その素性又は財産を秘匿する技術を利用した CFC に関する情報を取得することに著しく困難を感じる場合であっても、法的措置を執行することが認められていない。

フランスとは対照的に、ほとんどの他の国においては、税務当局に対し、司法手続きに関する一定の権力が付与されている。権力の付与は、様々な形態がとられうる。例えば次のようなものがある。

◆ イタリア特殊取締機関(“Guardia di Finanza”)に付与された強固かつ多様な権利

イタリアの経済・財務省管轄下に設立された取締機関で、種々の分野において活動している。

(活動範囲) 脱税、金融犯罪、密輸、マネーロンダリング、国際不法ドラッグ調査、不法入国、関税、国境取締り、著作権違反、マフィア取締り、クレジットカード関連犯罪等

◆ ベルギーの特殊機構(specialized structure)の調査官

調査官の担当は、租税回避防止・監視であり、ベルギー財務省から独立した機関である。財務省下の各税務関連サービス内で活躍している。

第3節 ドイツ

第1款 概要

ドイツにおける Controlled Foreign Companies rules (以下、本節において「CFC ルール」という。) は、外国法人が被支配会社(以下、本節において「CFC」という。)に該当する場合において、その CFC の利益のうち、受動的所得(“Passive income”)とされるものがあり、かつ、その CFC が軽課税(CFC の稼得する所得について実効税率が 25%未満である)の適用を受けているときは、受動的所得とされるものにつきドイツ居住株主は合算課税の適用を受ける。ただし、適用除外基準の要件を満たす場合には、CFC ルールは適用されず、ドイツ法人株主は合算課税の適用を受けない。なお、外国法人の所得が能動的所得(“Active income”)又は受動的所得に該当するか否かは、事業機能(“business functions”)ごとに判定される機能的アプローチに基づいている。したがって、外国法人が複数の事業機能を有している場合には、CFC ルールの適用判定は、事業機能ごとに判定される。

(1) 納税義務者

納税義務者は、CFC の株式(名目資本)又は議決権を直接又は間接に保有するドイツ居住株主とされている。

(2) CFC の範囲

① 原則:受動的所得の場合

CFC は、ドイツ居住株主により直接又は間接にその株式(名目資本)又は議決権の 50%超を保有されている外国法人とされている。なお、50%超が保有されているか否かの判定は、そのドイツ居住株主グループで行われ、ドイツ居住株主グループが関係会社であるか非関係会

社であるかは問わない。なお、ドイツ税法上、パススルー事業体とされるパートナーシップ（"Intermediary partnership"）を通して保有する CFC の株式については、直接保有しているものとみなされる。

CFC の対象となり得る事業体は、次の通りである。

- ◆ ドイツ法人所得税法（KStG）に準拠する法人（"Corporation"）、社団（"Association of persons"）又は財団（"Legal estate"）であり、かつ、登記事務所及び主要な管理支配の場所をドイツに有していないもの⁵⁴
- ◆ その事業体の法的特質がドイツの法人（"German Corporation"）に類似しているもの

② 原則：受動的投資所得の場合

CFCが受動的投資所得⁵⁵（"passive investment income"）を稼得する場合には、CFCルール
の適用を受けることとなるCFCに係る持分要件が「50%超」から「1%以上」に引き下げられ、受
動的投資所得についてのみ課税が行われる。⁵⁶「1%以上」の判定は、個々のドイツ居住株主
において判定されることとなる。

(3) 受動的所得

受動的所得⁵⁷とは、以下の能動的所得以外の所得をいう。

- ◆ 農業又は林業から生じる所得

⁵⁴ ドイツ法人所得税法において法人税が免除される事業体を除く。

⁵⁵ 受動的投資所得とは、現金、現金同等物、債券、証券、持分、その他これらに類する資産の保有又は管理等により稼得される投資所得をいう。

⁵⁶ 受動的投資所得に係る課税は、通常の CFC ルールに基づく課税に劣後するため、通常の持分要件（50%超）が満たされない場合に限り、この受動的投資所得に係る持分要件が検討されることとなる。

⁵⁷ 受動的所得のうち、能動的事業活動に関連するものは、CFC ルールの適用を受けないこととされている。能動的事業活動から生じる受動的所得が、軽課税の適用を受けている場合においても、CFC ルールは適用されない。

- ◆ 製造業（製品の加工・組立て）並びにエネルギー生産及び天然資源の探査から生じる所得
- ◆ 金融機関としての事業及び保険事業から生じる所得で、これらのサービスを提供するに十分な事務所を伴うもの
- ◆ 卸売・小売業⁵⁸から生じる所得
- ◆ 役務提供から生じる所得
- ◆ リース料等から生じる所得
- ◆ 金銭貸借から生じる所得（ドイツ国外からの資金につき、ドイツ事業法人に貸し付ける場合又は **Passive** 所得を稼得しない外国法人に貸し付ける場合に限る。）
- ◆ 配当所得
- ◆ 譲渡所得⁵⁹
- ◆ CFC が行う組織再編成取引のうち、ドイツ税務上の所得計算において、簿価により行うことが認められている適格組織再編成取引の要件を満たすものから生じる所得

(4) 適用除外基準

① 僅少(金額)基準(” De minimis threshold”)

⁵⁸ ドイツ税法において、trading activity の範囲は明確にされていないが、一般的に trading activity には、製品に加工をせず購入及び販売する行為(卸売・小売業)が含まれるとされている。

⁵⁹ 譲渡所得は、原則的に受動的所得を構成しない。ただし、受動的投資所得を稼得するために事業の用に供される資産の譲渡所得は、受動的所得を構成する。その譲渡所得が、既に合算課税の適用を受けており、かつ、その所得の分配がなされなかったことにつき、ドイツ居住株主により証明がされたときは、その所得は実質的に二重課税となるため、これらの譲渡所得については、合算対象所得から除外される。

CFC の受動的所得に係る収入金額が、総収入金額の 10%以下である場合において、受動的所得の合計額が EUR 80,000 以下であるときは、CFC ルールは適用されない。

② 受動的投資所得に係る僅少基準

受動的投資所得に係る収入金額が、総収入金額の 10%以下である場合において、受動的投資所得額が EUR 80,000 以下であるときは、CFC ルールは適用されない。

③ CFC が EU・EEA 諸国に所在する場合の適用除外

EU⁶⁰又はEEA⁶¹諸国において登記された事務所又は管理地を有するCFCは、ドイツ居住株主によりそのCFCが真正な経済活動をその国で行っていることにつき証明がなされた場合その他一定の要件⁶²が満たされた場合には、CFCルールの適用を受けないこととされている。

⁶⁰ European Union ; 「欧州連合」

⁶¹ European Economic Area ; 「欧州経済地域」

⁶² 脚注 26 参照。

第2款 租税負担割合の計算方法

(1) 租税負担割合の計算式

① 計算基準

稼得所得に係る実効税率が25%未満である外国法人は、軽課税("low tax")の対象となる。連邦財務省("The Federal Ministry of Finance")は、CFCルール適用上、軽課税とされる国及び地域につき、通達(Decree dated 14 May 2004, Federal Tax Gazetta I special volume 1/2004, p.3, appendix 1)を公布した。この通達における軽課税とされる国及び地域の一覧表⁶³は、暫定的なものであり、それぞれの場合において算定した実効税率が最終的な判断要因となることが明示されている。実効税率は、各事業年度における受動的所得につきその受動的所得に対して実際に課された税額の占める割合により計算される。この場合の実際に課された税額は、法律上支払うべきものであるが外国の税務当局により実際に賦課されず、かつ結果として支払われないようなものは考慮されない。租税負担割合の判定("tax burden test")には、受動的所得及びその受動的所得に課された税額が影響することとなるため、外国法人が能動的所得だけでなく受動的所得を稼得する場合には、所得区分が必要となる。

したがって、軽課税の国等であるか否かの判断は、以下の計算式により行われる。

$$\frac{\text{受動的所得に対して実際に課された税額}}{\text{受動的所得}} < 25\%$$

⁶³ 一覧表は、連邦財務省の通達の公布とともに1974年に初めて導入された。一覧表及びこれに係る通達は、現在までに1994年12月2日及び2004年5月14日の2度にわたり改訂されている。なお、一覧表の作成基準は明らかにされていないが、租税負担割合の計算上、実効税率が25%未満となる可能性がある国及び地域を対象としていると考えられる。

(2) 所得の計算方法

CFCに係る租税負担割合の計算は、ドイツ税法の規定に基づいて行なわなければならない。したがって、第三国(“foreign countries”)における課税所得を算定する基礎となる規定が、ドイツ税法の規定と異なる場合には、一定の調整が必要である。受動的所得について、第三国の税法規定とドイツ税法の規定との間に相違がある場合において、繰戻欠損金又は繰越欠損金の利用可能額が異なるときは、租税負担割合の判定上、第三国の欠損金の利用規定が適用される。ドイツ税法の規定に基づき計算された課税所得と第三国の規定に基づき計算された各課税所得との差異が、一時差異⁶⁴となる場合には、第三国の規定に基づく所得認識基準が租税負担割合の判定に適用される旨、租税文献において述べられている。しかし、CFCルールに関連する連邦財務省発行の通達によると、外国法人が正当な事業活動(“genuine business activity”)を行っており、かつ、卸売・小売業、サービス業又はリース業に関連する所得を発生させる事業にその資産が事業の用に供された結果、一時差異が生じた場合のみ第三国の規定に基づく所得認識基準が適用される可能性があるとされている。

(3) 租税の計算方法

受動的所得に課せられる租税には、あらゆる外国法人税が含まれるとされる。したがって、受動的所得に課せられた全ての外国法人税が考慮されなければならない。つまり、その外国法人税とは、その外国法人のその国における居住性に従い課せられた租税(所在地国において課される外国法人税)及びその他居住地国以外において課せられた外国法人税⁶⁵とされる。

⁶⁴ 減価償却期間の相違による税務上の減価償却限度額の相違等。

⁶⁵ 例えば、CFCの恒久的施設に係る所得使用料(“license fee”)又は利子等に係る源泉税等をいう。ただし、配当については、CFCルール上、原則的に能動的所得に該当するため、配当に係る源泉所得税については考慮しない。

租税負担割合の計算では、受動的所得に課された外国法人税のみが重要な要因となるため、受動的所得に課せられた租税及び能動的所得に課せられた租税は区分される必要がある。第三国において特定の事業(例えば、試験研究活動)から生じた所得に優遇税率が設けられている場合には、能動的所得に課せられた外国法人税は受動的所得に課せられた外国法人税と明確に区分されなければならない。CFCのその所在地国において課せられた源泉所得税は、原則的に利子、使用料等の支払いに係る受益者(“beneficiary”)に代わり課せられた外国法人税であるため、租税負担割合の計算には影響しない。

第3款 合算対象所得の計算方法

ドイツのCFCルールは、機能的アプローチに基づいている。したがって、CFCルールの適用は、外国法人の事業機能ごとに検討する必要がある。

設例

《前提》

- ◆ ドイツ法人は、外国法人の株式の100%を保有している。
- ◆ 外国法人の所得は、その所在地国において租税を課されていないため、軽課税の対象となる(sec. 8 para. 3 FTA⁶⁶)。
- ◆ 外国法人は、次の事業活動により収益を稼得している。
 - ✓ 受動的所得に該当する利息が発生する金銭貸借業("Financing")
 - ✓ 能動的所得に該当する所得が発生する卸売・小売業("Trading")

収益及び費用はこれらの事業活動に直接的に関連するものであり、各事業活動に係る従業者の数は下表の a)及び b)にそれぞれ記載されている。なお、各事業活動に係る共通経費は、c)に記載されている。

⁶⁶ 国際取引課税法"Foreign Tax Act;Au ß ensteuergesetz"

	従業員数	収益	費用	合計
a) 受動的所得	1	EUR 100,000	EUR 50,000	EUR 50,000
b) 能動的所得	3	EUR 200,000	EUR 50,000	EUR 150,000
c) a)及びb)に係る共通経費			EUR 40,000	EUR 40,000
合計	4	EUR 300,000	EUR 140,000	EUR 160,000

外国法人が能動的所得のみならず、受動的所得を稼得している場合には、それぞれの区分が必要となる。第一に、特定の事業活動に直接に関連する収益及び費用は、その特定の事業活動に配分される。次に、残りの費用及び収益は、一定の配分方法(例:従業員数、事業規模、事業所占有割合等)により細分化される。この配分方法は、事業活動の種類や具体的な事例によるものであり、一般的な配分方法は規定されていない。

上記の設例において、卸売・小売業に係る所得は、能動的所得と考えられる。したがって、卸売・小売業に関連する収益及び費用は、CFC ルールの適用対象とならない。

受動的利子所得である EUR50,000 は、CFC ルールの適用対象となり、ドイツ居住株主の課税所得に合算される。

この場合の共通経費は、その事業活動に係る従業員数により配分することが合理的と考えられる。したがって、親会社の課税所得の 1/4 相当額が共通経費の金額として認識される (EUR50,000×1/4=EUR10,000)。結果として、CFCルール上、合算対象となる受動的所得の

金額(以下、「CFC所得⁶⁷⁾」;”CFC-income”という。)は、EUR40,000(受動的所得EUR50,000－受動的所得に係る共通経費EUR10,000)となる。

連邦財務省は、CFC所得の計算方法につき、次の計算方法を公布している。⁶⁸⁾

外国法人の税引前課税所得

△能動的所得(Sec. 8 para. 1 FTA)

△親会社が、CFC が支払った外国税額につき、損金算入の規定を適用した場合の支払外国税額(Sec. 12 para. 3 FTA)

＝受動的所得(Sec. 10 para. 3 FTA)

△譲渡所得に係る適用除外基準の適用を受けている所得(Sec. 11 FTA)⁶⁹⁾

△納付済みの外国税額(Sec. 10 para. 1 FTA)

△繰越欠損金(Sec. 10 para. 3 sentence 5 FTA)

＝ドイツ居住株主に帰属する受動的所得(CFC 所得)

⁶⁷⁾ CFC 所得は、ドイツ税法の規定に基づき計算され、自己資本比較法（発生主義に基づく方法）又は現金主義会計法（キャッシュフローに基づく方法）のいずれかの方法により計算される（第4款(2)参照。）。

⁶⁸⁾ “Federal Ministry of Finance, Federal Tax Gazette II 2004 page 1, appendix 3-simplified illustration”

⁶⁹⁾ 第1款(4)③参照。

第4款 申告手続

(1) 申告手続

① 申告期限

ドイツ居住株主は、CFC所得をCFCごとに申告しなければならない。ただし、複数のドイツ居住株主が同一のCFCの持分を保有しているときは、全てのドイツ居住株主が連帯してそのCFCに関する申告(“CFC declaration”)をすることが認められている。

CFCに関する申告の期限は、通常の法人税申告に係る申告期限と同じとされる。したがって、CFCに関する申告は、その課税期間の翌年⁷⁰5月31日までに行わなければならない。CFCに関する申告書が税理士(“professional tax advisor”)により作成された場合には、申告期限を暦年12月31日まで延長することが認められている。CFC所得は、全ドイツ居住株主を対象に計算され、それぞれのドイツ居住株主の通常の所得金額に加算される。

なお、適用除外基準の申請について、適用除外基準の適用を受けるために必要な情報が本来の申告期限までに入手できない場合には、申告期限の延長を申請⁷¹することができる。

適用除外基準に係る必要情報が本来の申告期限後に提供された場合において、税務申告書が提出された事業年度に係る申告期限の末日から起算して4年以内に適用除外基準の適用を受けるための申告がされたときは、適用除外の適用を受けることができる。この場合には、

⁷⁰ ドイツの課税期間は暦年とされている。なお、事業年度が暦年でない場合には、その事業年度の末日が含まれる暦年が課税期間とされる。

⁷¹ 申告期限の延長申請は、法人ごとに所轄の税務署長と個別に交渉されて行われる。

税務申告書が提出された事業年度において、適用除外の適用により CFC ルールの金額は調整されることになる。

1. 申告開示事項

ドイツ居住株主である親会社の税務申告書上、次の事項を開示しなければならない。

- ◆ CFC の法人名、住所及び管理支配地
- ◆ CFC の株式が公認取引証券取引所で通常売買されていることを示す証拠情報及び証拠書類
- ◆ CFC の事業年度
- ◆ 全てのドイツ居住株主(法人株主に限らない。)及び持分割合を記載した別表
- ◆ CFC の事業内容
- ◆ 外国会計基準(“GAAP”)又は外国税法に基づき計算された利益(金額及び通貨)
- ◆ ドイツ税法に基づき計算された課税所得
- ◆ 受動的投資所得に関する情報
- ◆ 外国法人により支払われる利益の分配及びドイツ居住株主により実現された CFC の株式に係るキャピタル・ゲインの額
- ◆ 納付した外国税額及び納税通知書又は納付済領収書

- ◆ 受動的所得を有する下層子会社(“lower-tier subsidiaries”)に係る開示事項

- ◆ 繰越欠損金に係る開示事項

2. 申告提出書類

ドイツ親会社の CFC に関する申告の際、次の書類を提出しなければならない。

- ◆ 貸借対照表及び損益計算書
- ◆ ドイツ税法に基づき計算された課税所得の計算書類
- ◆ 受動的投資所得を有する下層子会社の株式の売却関連資料及び配当を通じて分配した利益の分配額に関する開示書類
- ◆ 税務申告に関する代表者(“tax representative”)に関する開示書類
- ◆ 税務申告書の作成に関与した税務アドバイザー(“tax advisor”)に関する開示書類

3. 罰則等

CFC ルールに関する特定の罰則は規定されておらず、ドイツにおける通常の罰則が適用されることとなる。したがって、ドイツ居住株主が税務申告書を提出しない場合には、税務当局が、税額を見積もり(Sec. 162 German General Fiscal Code)、又は期限後申告に係る罰科金等を課す可能性がある(Sec. 152 German Fiscal Code)。

4. 少数持分に係る申告情報の入手方法

CFCのドイツ居住株主は、上記の事項及び書類の開示及び提出をしなければならない。実務上、開示が求められている事項は、少数持分を保有する株主⁷²にとって入手が難しい情報もある。ドイツ税務当局は、この事情を考慮し、少数持分を保有する株主については、事実上及び法律上、入手可能な情報のみの開示を要求することとしている。⁷³ したがって、少数持分を保有する株主にとって実務上及び法律上、入手が難しい書類は、提出する必要はないこととされている。しかしながら、実務上、情報入手が困難であることを税務当局に立証することは難しいため、少数持分を保有する株主がそれぞれの情報を入手できる権利があるか否かが重要な判断要因となる。

ドイツ居住株主から関連情報が入手できない場合には、税務当局は他の者の協力を要請することができる。これらの者がドイツ居住者でない場合には、関係所在地各国の行政を通じて協力を要請することができる。

(2) 企業の事務負担感

ドイツでは実務上、CFC所得が税務申告書上で申告されることはまれである⁷⁴。その理由の背景には、ドイツの納税者が、一般的に、そのCFCの事業機能を能動的な事業機能に該当するように（CFCから生ずる所得が能動的所得に該当するように）構築していることがある。

第4款（1）で述べた通り、CFCに関する申告では多くの情報開示が必要となる。また、CFC所得は、ドイツ税法の規定に基づき計算されなければならないが、第三国の規定に基づく所

⁷² ドイツ税法上、少数株主の定義は規定されていない。

⁷³ “Federal Ministry of Finance, Federal Tax Gazette II 2004 page 1, number 17.1.2”

⁷⁴ 実務上、CFC ルールの適用対象となる多くの法人は、金融業を営んでいる法人である。例えば、グループ会社への融資を行う法人やキャプティブ保険会社が該当する。

得認識基準は、ドイツ税法の規定に基づく所得認識基準と著しく相違する場合がしばしばある。

ドイツ税法上、納税者は発生主義に基づく所得認識基準(“profit-and-loss-oriented income recognition rules”)を採用するか又は現金主義に基づく所得認識基準(“cash-flow-oriented income recognition rules”)を採用するかを選択可能とされており、実務上、ドイツ法人の大多数がCFC所得を計算する際には、発生主義に基づく所得認識基準に比べ簡便⁷⁵であるため、現金主義に基づく所得認識基準を採用している。

CFC に関する申告は、簡便な現金主義に基づく所得認識基準に関わらず、納税者にとって、大きな事務負担となっている。ドイツ事務所の経験則に基づく、CFC に関する申告に伴う納税者側の事務負担は、通常の税務申告に伴う事務負担の約 2～3 倍であるとされる。CFC 申告に関する事務負担は、煩雑になることもあるが、実務上、ドイツ法人の税務担当部署の労をそれほど大きく煩わすものではない。その理由は、税務当局への CFC に関する申告件数が少ないためである。ドイツ多国籍企業は、CFC から生ずる所得が CFC 所得とされる受動的所得に該当することを可能な限り避けようとしている。

第3款で述べた通り、ドイツの CFC ルールは、機能的アプローチに基づいており、CFC ルールの適用判定は、CFC の事業機能ごとに行われる。この一般的原則は、1972 年の CFC ルールの施行時から変更されておらず、異なる課税アプローチが採用されたことはない。具体的には、事業体アプローチ(“entity approach”)は、現在に至るまで CFC ルール上採用されたことがない。

⁷⁵発生主義に基づく所得認識は、ドイツ会計基準(“German GAAP”)に基づいている。したがって、CFC のその事業年度に係る決算がドイツの会計基準に基づいている場合には、現金主義に基づく所得認識に基づき再計算するよりも、発生主義に基づく所得認識を採用するほうが簡便となることもある。

第5款 適用状況

(1) CFC ルールの業種別の適用状況に関する調査

CFC ルール適用につき、CFC の事業別の適用件数を開示した公的な統計値は存在しないが、経験則から述べると、ドイツにおいて CFC ルールが適用されたほとんどのケースは、軽課税国における金銭貸借業及び受動的レンタル業（例えば、特許権管理業；“patent management”）に関連する事業を行っているケースである。

(2) ケース・スタディ

ケース・スタディの検討にあたり、以下を前提とする。

《前提》

◆ ドイツ居住者である親会社は、外国法人（物流統括会社、地域統括会社、地域統括持株会社及び香港子会社）の議決権の 50%超の議決権を有している。

① 物流統括会社・地域統括持株会社の取扱い

物流統括会社は、物流サービス及び棚卸資産の保管サービスを提供していることから、物流統括会社の活動は役務の提供に分類されと考えられる。役務の提供から生ずる所得は、次のような役務の提供を除き、能動的所得 (active income) として分類される。

◆ ドイツ株主又はドイツで課税対象となる関係会社が、物流統括会社の行う役務の提供について支援を行っている。

- ◆ 物流統括会社が、ドイツ株主又はその関係会社からの支援を受けずに、その役務の提供を行うために十分な従業員及び施設を有しておらず、かつ、物流統括会社が同様の役務の提供を一般市場において常習的に提供していない場合において、ドイツ株主又はドイツで課税対象となる関係会社に対して役務の提供が行われている。

1. シンガポール・オランダに所在する物流統括会社の取扱い

1.1. シンガポール物流統括会社

シンガポール物流統括会社が稼得する所得は、CFC ルールの適用を受けないものと思われる。シンガポール物流統括会社が稼得する所得は、シンガポールの適用法定税率を鑑みると、軽課税の適用を受けていると思われるが、アジア地域に所在するグループ法人から委託を受けて行う棚卸資産の保管及び配送の対価であることを前提とすると、受動的所得とならず、CFC ルールの適用を受けないと思われる。

1.1.1. 軽課税の判定

シンガポールの適用法定税率は 18%であるとされていることから、シンガポール物流統括会社は、CFC ルール上、軽課税の適用を受けているものとされるが、軽課税か否かの判定(“low-taxation-test”)は、ドイツ税法に基づき計算される課税所得及び実際の税額により行われるため、その実効税率が 25%未満である場合には、CFC ルールは適用される。

1.1.2. 受動的所得の判定

シンガポール物流会社が行う役務の提供から生ずる所得が受動的(passive income)又は能動的所得であるかを検討するためには、その物流統括会社の実態及び機能を詳細に検討しなければならない。シンガポール物流統括会社は、アジア諸国に所在するグループ法人が所有する棚卸資産を保管している。また、シンガポール物流統括会社は、それぞれの棚卸資産の所有者(アジア諸国に所在する他のグループ法人)の名義により他のグループ法人及び第三者に対して棚卸資産の配送を行っている。物流統括会社は、棚卸資産の所有者である他の法人から報酬を受領することとすると仮定すると、シンガポール物流統括会社の機能は他のグループ法人に役務を提供することとなる。

前提によれば、シンガポール物流統括会社から役務の提供を受ける全てのグループ法人はアジア諸国における税務上の居住者とされていることから、同じグループ法人のうちドイツで課税対象とされる法人については、シンガポール物流統括会社から役務の提供を受けないと想定される。したがって、シンガポール物流統括会社の役務の提供から生ずる所得は、原則として CFC ルールの適用上、能動的所得として取り扱われると考えられる。ただし、シンガポール物流統括会社が、ドイツで課税対象となるグループ法人(関連者)に対して役務の提供を行い、かつ、次のいずれかの条件に該当する場合には、その役務の提供により生じる所得は、CFC ルールの適用上、受動的所得として取り扱われる。

- ◆ シンガポール物流統括会社がドイツ居住者である関係会社⁷⁶からの支援を受けないで同様の役務の提供を行うために十分な従業員及び施設を有していない場合
- ◆ シンガポール物流統括会社がドイツ居住者である関係会社からの支援を受けないで同様の役務の提供を一般市場において提供していない場合

ドイツで課税対象となるグループ法人に対して行う役務の提供は、そのグループ法人がその対価を支払うことから、ドイツにおける課税所得を減少させる一因となる。したがって、上記の条件に該当する場合には、ドイツで課税対象となるグループ法人に対して行う役務の提供から生ずる所得に限り、CFC ルールの適用対象となり、ドイツで課税対象となるグループ法人以外の者に対して役務の提供を行った場合に生ずる所得は、原則として、CFC ルールの適用対象とならないと考えられる。

また、シンガポール物流統括会社がアジア諸国のグループ法人に係るドイツ恒久的施設に対して役務の提供を行った場合にも、その役務の提供に係る所得は、受動的所得に該当する。

1.2. オランダ物流統括会社

1.2.1. 軽課税の判定

オランダの適用法定税率は 25.5%とされていることから、オランダ物流統括会社は、軽課税の適用を受けていないとされるが、実効税率はドイツ税法に基づき計算される課

⁷⁶ ドイツの租税文献において、原則としてドイツの税務上の居住者でなければならない旨、述べられているが、この見解はドイツ税法において明確に規定されているものではない。

税所得及び実際の税額により算定されるため、その実効税率が 25%以上である場合には、CFC ルールは適用されないこととなる。オランダ物流統括会社に係る実効税率が 25%未満である場合には、その事業活動から生ずる所得が受動的所得であるかどうかにつき検討する必要がある。

1.2.2. 適用除外規定の適用

CFCルールは、それぞれの外国法人がEU又はEEA⁷⁷加盟国居住者である場合には、その適用が限定されている。欧州裁判所の判決⁷⁸に基づき、ドイツCFCルールは外国子会社がEU又はEEA加盟国の居住者である場合には、その適用が大幅に調整されることとなった。つまり、EU又はEEA加盟国の居住者がその国で正当な事業活動を行っており、一定の条件⁷⁹を満たすことがドイツ株主により証明された場合には、CFCルールは適用されない。

⁷⁷ European Economic Area 欧州経済地域。

⁷⁸ Cadbury Schweppes 判決 (2006 年 11 月 12 日)

この判決により、ドイツ CFC ルールは外国子会社が EU 又は EEA 加盟国の居住者である場合には、その適用が大幅に調整されることとなった。

⁷⁹ その他満たされるべき一定の要件として、CFC が居住する EU 又は EEA 諸国が、ドイツとの間で、租税問題に関する相互の協力関係を有し、租税情報に関する情報交換を行うことができる国であることが要求される。EU 又は EEA 諸国に存する CFC の下層子会社等 (lower-tier subsidiary) が EU 又は EEA 諸国に、登録している事務所もなく、管理支配の場所もない場合には、その EU 又は EEA 諸国の居住者でない下層子会社等 (lower-tier subsidiary) の受動的所得については適用除外規定の適用は受けられない。同様の規定が、EU 又は EEA 諸国以外の国に所在する恒久的施設に帰属する受動的所得に係る CFC ルールについても適用される。CFC の真正な経済活動を通して稼得される所得で、移転価格税制に準拠した取引に基づく所得のみが、この規定の対象とされる。

税法において、「真正な経済活動」を定義していない為、その概念について租税文献で議論されているが、当局からその解釈は発表されていない。欧州裁判所で示された一般的基準からすれば、法人は安定的かつ継続的に EU 加盟国における経済活動に参加しなければならないと考えられる。また、CFC が純粋に仮想的な組織である場合には、法人は真正な経済活動を欠如しているとされる。

前提によれば、オランダ物流統括会社は、オランダの居住者であることとされており、オランダにおいて正当な事業活動を行い、かつ、その事業活動に必要な施設をオランダに有している。また、オランダ物流統括会社は、その事業に係る経営権、支配権及び管理権を行使している。したがって、オランダ居住者であるオランダ物流統括会社は、2008年の事業年度以降ドイツ CFC ルールの適用を受けないこととされる。

1.2.3. 受動的所得の判定

オランダ物流統括会社がオランダにおいて正当な事業活動を行っていることにつきドイツ居住株主が証明できない場合には、オランダ統括会社の役務の提供から生ずる所得が能動的所得又は受動的所得に該当するか否かについて検討が必要となる。この場合、ドイツ居住であるその株主又は関係会社に対する役務の提供から生ずる所得は、受動的所得とみなされる。

1.3. シンガポール又はオランダに所在する物流統括会社が棚卸資産を実際に売買した場合におけるCFCルールの適用

1.3.1. 棚卸資産の仕入先及び販売先が物流統括会社の関連者である場合

物流統括会社がその物流統括会社の関連者から仕入れた棚卸資産を関連者に対して販売した場合において、仕入先又は販売先の関連者がドイツで課税対象となる場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、CFC ルールの適用上、物流統括会社の事業機能は、能動的な卸売・小売業に該当する。

◆ 仕入先又は販売先の関連者がドイツで課税対象となる場合

- ◆ 物流統括会社がその関連者の支援を受けずに、その事業を行うために十分な従業員及び施設を有していない場合
- ◆ 物流統括会社が同様の棚卸資産の販売を一般市場において行っていない場合

1.3.2. 物流統括会社の所在地国で棚卸資産の仕入を行い、物流統括会社の関連者に販売する場合

物流統括会社がその物流統括会社の所在地国で仕入れた棚卸資産を関連者に販売した場合において、仕入先又は販売先の関連者がドイツで課税対象となるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、CFC ルールの適用上、物流統括会社の事業機能は、能動的な卸売・小売業に該当する。

- ◆ 物流統括会社がその関連者の支援を受けずに、その事業を行うために十分な従業員及び施設を有していない場合
- ◆ 物流統括会社が同様の棚卸資産の販売を一般市場において行っていない場合

2. シンガポール・オランダに所在する地域統括会社の取扱い

前提によれば、地域統括会社は、他のグループ法人に対する役務の提供を行っている。したがって、これらの役務の提供から生ずる所得について、能動的所得又は受動的所得に該当するか否か検討しなければならない(詳細は、第1款参照。)

2.1. シンガポール地域統括会社

2.1.1. 軽課税の判定

1.1.1. 参照のこと。

2.1.2. 受動的所得の判定

シンガポール地域統括会社からグループ法人に対して行われる役務の提供から生ずる所得については、自己の名義及び自己の責任により独立して役務の提供を行うこと、親会社又は関連者から何ら支援を受けていないこと及びシンガポール地域統括会社はアジア諸国に所在するグループ法人に対してのみ役務の提供を行う場合には、原則的に能動的所得に該当すると思われる。

しかし、シンガポール地域統括会社が、アジア諸国のグループ法人に係るドイツ恒久的施設に対して役務の提供を行った場合には、受動的所得に該当する。

2.1.3. オランダ地域統括会社

1.2.1.の通り、CFC が、EU 又は EEA 内における居住者であり、一定の要件を満たす場合において、その居住地国で正当な事業活動を行っているときには、CFC ルールは適用されない。オランダ地域統括会社がオランダにおいて正当な事業活動を行っていることにつきドイツ居住株主が証明できない場合には、シンガポール地域統括会社の場合と同様の方法により CFC ルールの適用について検討する必要がある。この場合、オランダ地域統括会社が、ドイツ居住であるその株主又は関係会社に対して行う役務の提供から生ずる所得は、受動的所得とみなされるが、オランダの租税負担割合が 25%以上であるときは、CFC ルールの適用を受けないことになる。

3. シンガポール・オランダに所在する地域統括持株会社の取扱い

地域統括持株会社の所得は、その子会社により分配された配当所得のみによって構成される。CFC ルールの適用上、法人から分配される配当は、能動的所得として区分される。したがって、配当の分配により生じた所得については、地域統括持株会社の所在する地域に関わらず、CFC ルールの適用対象とならない。

株式の譲渡により生ずる所得(キャピタル・ゲイン)は、その株式に係る各グループ法人が受動的投資活動(“passive investment activity”)に区分されない事業活動により生じた所得がある場合又は受動的投資活動に区分されない事業活動により生じた所得の金額を限度として能動的所得とされる。各グループ法人において通常の事業活動(“trade or business”)から生ずる所得がある場合には、投資活動(“investment activity”)から生じた所得と区別するために“trade or business”という用語が用いられていると考えられる。つまり、各グループ法人において株式の譲渡により生じたキャピタル・ゲインは、受動的投資活動に区分されない事業活動により生じた所得の金額の範囲内に限り、CFCルールの適用対象とならない。前提によれば、地域統括持株会社においては、配当所得のみが生じる⁸⁰。

② 中国来料加工取引の取扱い

香港の適用税率は 8.75%であることから、香港子会社は、CFC ルール上、軽課税の適用を受けているものとされるが、軽課税か否かの判定(“low-taxation-test”)は、ドイツの税法に基づき計算される課税所得及び実際の税額により行われることに留意しなければならない。

⁸⁰ なお、CFC ルールは、機能的なアプローチに基づいているため、利子所得は原則的として CFC ルールの適用対象となる受動的投資所得(“passive investment income”)に該当することとなるが、実務上、地域統括持株会社において多額の利子所得が生ずることが多い点を留意する必要がある。

香港子会社の中国来料加工取引から生ずる所得が、能動的所得又は受動的所得に該当するか否かは、香港子会社の事業活動に係る事業機能を考慮する必要がある。香港子会社が、全製造過程及び中国企業への作業指示を支配/管理し、香港において事業所及びその事業活動に必要な全ての施設を有している実体のある法人であるという前提によれば、理論的には香港子会社の事業活動は、次のいずれかの事業に該当する可能性がある。

◆ 製造業(“Production of goods”)

◆ 卸売・小売業(“Trading activity”)⁸¹

◆ サービス業(“Service activity”)

1. 製造業

製品の製造により生じた所得は、通常、無条件に能動的所得に該当する。しかし、製造業(“production activity”)に分類されるためには、製品が香港子会社により製造されていることが条件となる。香港子会社は、必ずしも自己の従業員を使って製品を製造している必要はないが、少なくとも自己の名義及び自己の責任において製品を製造されることが必要とされる。製造作業のうち幾つかの工程が第三者に委託された場合においても、香港子会社の事業活動の区分(製造業)を変えることにはならない。香港子会社が他の下請け業者に製造作業を委託する場合には、香港子会社はその製品に係る全製造作業のノウハウを保有していることが必要とされる。これは、香港子会社が原則的に全製造活動を支配し、顧客への対応及び製品の顧客への配送に対し責任を負うことを意味する。香港子会社が製造ノウハウ及び製造能力を自身で有していない場合には、ドイツの国際課税原則に基づくと、製造機能は製造委託先である第三者の中国企業又はドイツ親会社が有していると推測され、どちらの場合においても、

⁸¹ 脚注4参照。

香港子会社の活動は製造業に分類されず、卸売・小売業又はサービス業に分類されると思われる。

製造された製品を販売する行為は、主たる事業⁸²が製造業に分類される場合には、機能的に製造業に分類される。

2. 卸売・小売業

卸売・小売業(“Trading activity”)は次の場合を除き、一般的に能動的な事業活動に該当する。

- ◆ ドイツ居住株主又はドイツで課税対象となる他の関連者が取引製品の供給者である
- ◆ ドイツ居住株主又はドイツで課税対象となる他の関連者が取引製品の購入者である

ただし、ドイツ居住株主が、CFC が関連者を関与させないでその卸売・小売業を営むのに十分な従業員及び施設を有しており、定期的に製品が市場で流通されている場合(定期的に第三者に対して製品が売買されている場合)には、上記のいずれの場合においても、その卸売・小売活動は能動的な事業活動に該当する。

卸売・小売業と分類されるためには、原則として、取引商品が CFC により大幅に変更されないことが必要である。したがって、香港子会社が主に原材料の購入及び完成品の販売を行う場合には、香港子会社の事業区分は卸売・小売業に該当しないと思われる。しかし、香港子会社の事業区分は、形式よりはむしろ実態を考慮しなければならないことに留意する必要がある。

⁸² 主たる事業の判定は、個々の法人の実態により行われるが、ドイツ税法に判定方法は定義されていない。

3. サービス業

実態等を考慮すると、製造機能が香港子会社と無関係の場合には、香港子会社の事業活動は親会社に対する役務の提供と考えられる。親会社に対する役務の提供に該当するということは、親会社のために、製品の全製造過程を組織するということであると考えられる。上記の通り、香港子会社の製造業、卸売・小売業又はサービス業の業種分類は香港子会社の実態等によるものである。一般的に、香港子会社が製品製造に関するリスクを負わず、自己の名義及び自己の責任により製品を製造しない場合には、香港子会社の事業はサービス業とされることが合理的と考えられる。

香港子会社の事業活動がサービス業に分類される場合には、その役務の提供が能動的又は受動的な役務の提供に該当するか否か検討する必要がある。上述の通り(第1款参照。)、一定の要件に該当しない場合には、サービス業は一般的に能動的な事業活動に該当する。親会社又は関連者による支援がある場合には、サービス活動は受動的な事業活動に該当する。香港子会社が、そのサービス活動を行うために十分な従業員及び施設を有し、親会社又は関連者の支援を得ずに非関連者に対して役務の提供を行うことが、ドイツ居住者である親会社により証明されない限り、そのサービス活動は受動的な事業活動に該当すると思われる。

それぞれの役務の提供が親会社又は関連者に対して提供されるとみなされる場合には、香港子会社の事業がサービス業であるとの前提は合理的であると考えられる。このことは、製造機能が親会社又は製造委託先の中国企業のいずれかにあるとみなされることを示している。その場合には、香港子会社の事業活動は、親会社に対して製造管理(“production control”)又は製造計画(“production planning”)を提供することであるとみなされる可能性がある。しかし、前提によれば、香港子会社はある程度の実体があるとされる(自己の事業活動を遂行するた

めに必要な従業員及び施設を有している。)ため、香港子会社の事業活動は能動的であると考えられる。

4. まとめ

香港子会社の事業活動の分類(製造業、卸売・小売業又はサービス業)は、グループ内での香港子会社の機能によるものであり、香港子会社の実態に基づいて判定されるものである。香港子会社は、中国企業(委託製造業者)の機能を人材の直接的支配及び工場の提供に限定させる方法により、製造過程を支配している実態がある。全ての製造活動に関して、中国企業は、香港子会社の指示に従わなければならない。また、香港子会社は、主要原材料その他の原資を調達し、香港子会社自身により調達され、完成品の製造及び販売を自己の名義及び自己の責任により行うものとされている。したがって、香港子会社の事業活動は、製造業が最も適当であると思われる。

(3) CFC ルールの適用に関する調査(適用件数/税収等)

ドイツにおいて、CFC ルールの適用状況及び CFC ルールに係るドイツ国庫に帰属する税収に関して公的に入手可能な統計値は存在しない。また、CFC ルールの適用件数に関しても開示されていない。

公的に入手可能な統計値に基づくと、2006 年度のドイツにおける法人税収は、EUR 22.4 兆円であった。2006 年度における法人税率(25%)を勘案すると、2006 年度における法人税の課税対象となる課税所得は EUR 91.4 兆円となるが、ドイツの公的機関は、CFC ルールの適用により生ずる税収について開示をしていないため、CFC ルールによる増収額を特定することはできない。

第6款 将来の改正課題／問題点

CFCルールに関しては、ドイツの租税文献において以前から大きく議論されている。CFCルールに係る非常に多くの規定について、EU条約(“EU treaty”)に規定されているEU加盟国に対する基本的自由に関する規定⁸³と矛盾することが論点となっている。

現在、CFC ルールの改正に関する法案で導入予定のものはない。しかし、EU 条約と見解を異にするもので、ドイツの租税文献において検討されている幾つかの規定の概要について、述べることにする。

(1) 軽課税

ドイツの CFC ルールでは軽課税(“low taxation”)とは、外国法人の実効税率が 25%未満となる場合と考えられている(第2款参照。)。2008 年度以降、ドイツの法人税率は 15%に引き下げられた。租税文献において、ドイツでは、連帯付加税(“surcharge tax”)及び営業税(“trade tax”)を含め税率の引き下げが行われているにも関わらず、現行の CFC ルールにおける“low taxation”の閾値が非常に高率であることが論点となっている。

欧州裁判所の判決⁸⁴によると、CFCルールの適用対象となる唯一の正当な理由は、人為的な(“artificial”)租税回避ストラクチャーである場合に限ることとされた。そのため、租税文献において、実効税率がドイツ国内の法定税率を超える場合には、実質的に租税回避は不可能

⁸³ 直接税に関する基本的自由のうち、主なものは、次の通りである。

- ◆ 設立の自由
- ◆ サービス提供の自由
- ◆ 資本移動の自由
- ◆ 雇用の自由

⁸⁴ 2006 年 11 月 12 日の“Cadbury Schweppes”判決(脚注 7 参照。)及び 2008 年 4 月 23 日の“The Test Claimants in the CFC and Dividend Group Litigation vs. Commissioners of Inland Revenue”判決。

であると述べられている。したがって、現行の軽課税の基準は、欧州裁判所の判決と矛盾することが論点となっている。

(2) ドイツ居住株主による支配権(持分割合)

ドイツ居住株主が、外国法人の株式(名目資本)又は議決権の 50%超を直接又は間接に保有する場合において、その他の一定の要件を満たすときは、CFC ルールが適用される。ドイツ CFC ルールは、各株主について最低持分割合を規定していない。租税文献において、外国法人に係る僅少な持分(例えば 1%未満)を保有するドイツ居住株主は、通常、ドイツにおける租税回避を目的としてその持分を保有することはないと述べられている。また、僅少な持分割合は、ドイツ居住株主の外国法人に対しての支配権に何ら影響を及ぼさない。さらに、僅少な持分を保有する株主は、実務上、CFC ルールに係る税務申告を適切に行う際に必要となる情報を入手できないと考えられている。したがって、株主が外国法人に対し明らかに支配権を有しない程度の持分を保有している場合には、ドイツ CFC ルールは、EU 条約に規定されている資本移動の自由(“free movement of capital”)と矛盾することが論点となっている。

(3) 受動的投資所得(“Passive investment income”)

外国法人が稼得する受動的投資所得(“Passive investment income”)に関しては、ドイツ居住株主が外国法人の株式(名目資本)の 1%以上を有する場合には、その外国法人がドイツ居住株主によって支配(“dominated”)されていないときでも、CFC ルールの適用対象となる。租税文献において、このような僅少な持分割合は、株主が外国法人に対し支配権を有するには低すぎると述べられている。これは、ドイツの税務上の居住者が大部分の株式又は議決権のいずれも保有していない場合には、正しい論拠と考えられる。したがって、受動的投資所得に係る CFC ルールの特例規定は、資本移動の自由と矛盾することが論点となっている。

(4) 適用除外規定(“Escape Clause”)

2008 年度以降、EU諸国に所在する法人に対するCFCルールへの適用は、調整されることとなった(1.2.2.参照。)。適用除外規定の導入に繋がることとなったCFCルールに関するこれらの調整は、欧州裁判所の判決⁸⁵に基づいている。欧州裁判所の判決によれば、CFCルールの適用は、基本的に租税回避を目的とするために構築された人為的な(“artificial”)ストラクチャーに限定されるとしている。しかし、適用除外規定の適用は、外国法人が、EU又はEEA加盟国における税務上の居住者であり、かつ、その所在地国において正当な事業活動を行っていることを要件としている。さらに、ドイツ及びそれぞれの外国法人との間で租税問題に関する相互の協力関係を規定する契約が履行されることを要件としている(現在では、リヒテンシュタインとの間で履行されていない。)

なお、適用除外規定は、CFCが稼得する受動的投資所得以外の受動的所得のみを対象としている(つまり、外国法人がドイツ居住株主によって支配されていない場合⁸⁶における受動的投資所得は、対象とならない。)

上記の適用除外規定に係る適用要件は、欧州裁判所の判決による法的な枠組みに比べはるかに限定的であり、EU 条約において規定されている設立の自由及び資本移動の自由と矛盾することが論点となっている。

さらに、この適用除外規定は、EU 又は EEA 加盟国の税務上の居住者のみを適用対象としている。この制限についても欧州条約に規定する資本移動の自由と矛盾するとの見解を示す租税文献が幾つかある。

⁸⁵ 2006 年 11 月 12 日の“Cadbury Schweppes”判決(脚注 7 参照。)

⁸⁶ ドイツ居住株主が、株式又は議決権の 50%超を保有していない場合をいう。

第4節 米国

第1款 概要

米国のControlled Foreign Companies rules（以下、本節において「CFCルール」という。）において、米国居住株主は、被支配外国子会社(Controlled foreign corporation；以下、本節において「CFC」という。）の持分を10%以上保有する場合には、実際の配当の有無に関わらず、CFCの特定の所得⁸⁷について、それぞれの持分に応じた金額を課税所得として認識しなければならないとされている⁸⁸。

(1) 課税対象者

CFCの全議決権株式のうち10%以上を直接若しくは間接に保有し、又はみなし保有している米国市民、米国居住者である個人、米国パートナーシップ、米国法人、米国財団等（Section 7701(a)(30)）である株主が、次に該当する場合には、CFCからの分配の有無に関わらず、CFC所得について、それぞれの持分に応じた金額を、その株主の所得に加算しなければならない。

◆ 外国法人が課税期間⁸⁹中連続して30日間以上CFCに該当し、かつ、

◆ 米国居住者がCFCの課税期間の末日にCFC株式を保有している場合

⁸⁷米国税務上、CFCを利用する課税繰延防止策には、Subpart F所得（第1款1(3)参照）等に関するもの（CFCルール）及び特定の受動的所得に関するもの（第4款(1)④2参照）がある。CFCルールにおいて、米国居住株主の課税所得に合算されることとなるCFCの所得として、Subpart F所得の他、Section 956所得（CFCによる米国資産に対する投資）が挙げられているが、本レポートでは、Section 956所得は取り扱わないものとする。

⁸⁸ CFCルールが適用されない所得は、米国居住株主に実際に分配されるまで、株主の課税所得とはならず、課税の繰延べが可能である。

⁸⁹ 外国法人の課税期間をいう。

(2) CFC

米国居住株主により議決権株式の総数又は株式時価総額の 50%超を直接又は間接に保有されている外国法人は CFC に該当する。

(3) 合算課税対象所得

次のカテゴリーに属する所得⁹⁰は、受動的所得又は移転が容易な所得であり、低税率国への所得移転を通じ、米国での課税を永久的に繰り延べることが可能であると考えられる。CFC ルール上、これらの所得は合算課税対象所得とされ、CFCがこれらの所得を稼得した場合には、CFCの課税期間に対応する米国居住株主の課税年度において⁹¹、課税対象者である米国居住株主の所得に合算課税しなければならない⁹²。

◆ 外国同族持株会社所得⁹³ (Foreign Personal Holding Company Income ” FPHCI”)

◆ 外国特定法人販売所得 (Foreign Base Company Sales Income “FBCSI”)

◆ 外国特定法人役務所得 (Foreign Base Company Service Income “FBCSel”)

⁹⁰ 米国税法上、「Subpart F 所得 (“subpart F income”)」と称される。

⁹¹ 合算課税対象所得は、CFC の課税期間末において CFC からその株主に対して配当があったものとみなして取り扱われ、CFC の課税期間末が属する株主の課税年度において、当該株主の所得として合算されることとなる。ただし、CFC の議決権付株式又は株式時価総額の 50%超を CFC の課税期間開始の日において米国居住株主が単独で保有している場合には、CFC は当該米国居住株主の課税年度と同じ又は 1 月早く始まる期間を課税期間として設けなければならない(IRC 898(a)、IRC898(b)(1)、IRC898(b)(2))。

⁹² CFC ルールの適用による課税繰延阻止は、移転価格問題に対する対応に係る米国政府の負担を軽減するものと考えられている。

⁹³ 外国同族持株会社所得には、利子、配当、一定の賃貸料、ロイヤルティ、一定の利益が含まれる。

◆ 外国特定石油関連所得（Foreign Base Company Oil Related Income “FBC Oil Related Income”）

上記の4カテゴリーを併せて、外国特定法人所得（Foreign Base Company Income）と総称される。CFCルール上、米国居住株主の課税所得に合算されることとなる所得には、外国特定法人所得の他、保険所得、国際ボイコット所得及び非合法的支払が含まれる（以下合算課税対象所得を「CFC所得」という）。

(4) 適用除外

CFCルールの適用は、一義的にはCFC設立国の税率で判断されない⁹⁴。CFCルールの適用は、CFCが稼得する所得の種類に応じて判断されるため、CFCが高課税国の居住者であるか低課税国の居住者であるかに関わらず、CFCルールが適用される。ただし、CFCがその設立国外に所在する支店を介して販売又は製造を行った場合において、その支店の設立国の税率が、CFC設立国の税率の90%未満であるとき又はCFC設立国の税率よりも5%超少ないときは、その支店はそのCFCとは別の事業体として取扱われることとなるため、その支店の所得はCFC所得に該当する可能性が高くなる。

① 高税率国免除(High-Tax Exemption, Reg. 1.954-1(d)(1))

高税率国免除に係る実効税率は、CFCの稼得する所得の種類に応じた計算により求められる。CFC所得の実効税率が米国法人所得税の最高税率の90%超⁹⁵であることが米国居

⁹⁴ ただし、CFCがCFC設立国外に所在する支店を介して販売や製造を行った場合には、CFCの設立国の税率を基にCFCルール適用の有無が判断される。

⁹⁵ 2009年4月時点では、米国法人所得税の最高税率35%に対し、CFCの実効税率が31.5%超であれば、適用を受けないことになる。

住株主により立証された場合には、米国居住株主はCFCの所得を合算課税しないことができる。

この適用除外規定が設けられているのは、米国居住株主が、高税率が適用されている CFC 所得について合算課税された場合には、その CFC 所得に係る米国の租税の全部又は大部分につき、外国税額控除が受けられることから、合算課税された所得に係る米国の租税負担を減らすことになるため、敢えて CFC ルールによる合算課税を適用する必要がないためである。

② 僅少基準(Section 954(b)(3)(A))

CFC所得のうち一定の所得⁹⁶の合計額が、CFCの総所得の 5%又は 100 万ドル以下である場合には、CFCは合算課税対象所得を全く有しないものとして取り扱われる⁹⁷

(5) CFC が米国資産に投資した場合

CFCの留保利益が課税されることなく米国に還元されることを防ぐため、CFCによる米国資産に対する投資につき一定のルールが設けられている(Section956)。CFCが一定の米国資産に対し投資した場合において、その投資がCFCの事業として必要とされるものでないときは、米国居住者の所得に一定金額が加算される。

一定の米国資産には、米国に所在する有形固定資産、無形固定資産の米国内での使用权、米国法人株式及び米国居住者に対する貸付等の債権、売掛金等通常取引により発生した米国居住者に対する債権で、米国居住関連者から取得したものが含まれる。なお、次の場

⁹⁶この場合の一定の所得とは、外国同族持株会社所得、外国特定法人販売所得、外国特定法人役務所得及び外国特定石油関連所得（総称「外国特定法人所得」）並びに保険所得をいう。

⁹⁷反対に、その所得が CFC の総所得の 70%超を占める場合には、CFC の全所得が合算課税対象所得として取り扱われる(Section 954(b)(3)(B))。

合には、CFC は米国居住者に対する債権を有するものとして、米国資産に対する投資を行っているものとみなされる。

◆ CFC が米国居住者の債務について債権設定者又は保証人となる場合

◆ CFC 株式の 3 分の 2 以上が米国居住者の債務に係る担保に供されている場合

米国居住株主の持分に応じ、次の金額のうち少ない金額が、CFC の米国資産に対する投資の増加額として各米国居住株主の所得に加算される。

◆ 各四半期末において CFC が保有する米国資産の平均金額から過年度において合算された金額を控除した金額

◆ CFC の当期利益と留保利益（“current and accumulated earnings and profit”）の合計金額からその期において株主に対して分配した金額を控除した金額

合算された所得については、CFC 所得と同様に、外国税額控除の適用が可能である。

第2款 租税負担割合の計算方法

(1) 租税負担割合の計算式

CFCルール適用は、CFC設立国における租税負担割合により判断されず、CFC設立国が軽課税国であるか高課税国であるかに関わらず、CFCの稼得した所得の種類により判断されることとなる。ただし、CFCがその設立国外に所在する支店を介して、販売・製造を行った場合には、CFCルール適用について、租税負担割合が例外的に影響する場合がある⁹⁸。

(2) 高税率国免除における実効税率の計算方法

CFC 所得の実効税率 が米国人所得税の最高税率(35%)の 90%超、すなわち 31.5%(35%*90%)超であることが米国居住株主により立証された場合には、米国居住株主は高税率国免除の適用除外規定の適用を受け、CFC の所得を合算課税しないことができる。CFC 所得の実効税率の計算方法は、次の方法による。

1. CFC の実効税率の計算方法

CFC が稼得する所得のうち、外国特定法人所得に該当するものについては、その所得の内訳毎に高税率国免除の適用が判断される。したがって、高税率免除の適用を判断するためには、1)CFC 所得を受動的所得とそれ以外の所得に分類し、2) 各々の所得に係る外国税額を計算し、3) 次の算式により、実効税率を算出する必要がある。CFC 所得の実効税率が 31.5% 超である場合には、その所得について、高税率国免除の適用を受けることができる。

⁹⁸ 第一款(4)参照。

現地法人税等

> 31.5%

現地法人税等を足し戻した利益金額

次の事例を基に、高税率国免除に係る判定を説明する。

《事例》

CFC が次の 2 種類の外国特定法人所得を稼得している。

所得 1 : \$100 の所得に対し\$40 の租税＝税引き後利益 \$60

所得 2 : \$200 の所得に対し\$60 の租税＝税引き後利益\$140

(判定)

所得 1: $\$40/(\$60+\$40)=40\%$ により高税率国免除の規定が適用される。

所得 2: $\$60/(\$140+\$60)=30\%$ となり、同規定の適用は受けられない。

仮に所得毎に区分しなかった場合において、所得 1 及び所得 2 を合算して実効税率を計算したときには、本ケースでは、 $(\$40+\$60)/(\$40+\$60+\$60+\$140)=33.3\%$ となるが、高税率国免除の規定の適用を受けられるのは所得 1 のみである。

第3款 合算対象所得計算の方法

(1) 所得の計算方法

CFC ルールでは、CFC 所得の源泉となった活動に基づき合算課税対象所得を計算する所得別アプローチが採られている。上述の通り、CFC の所得が特定のカテゴリーに分類された場合には、CFC ルールの適用を受け、その CFC 所得は米国居住株主の課税所得に含まれることになる。販売や役務提供等の受動的所得及び移転容易な所得が CFC ルールの適用を受ける所得とされる。具体的には、次の所得が挙げられる。

- ◆ 一定の配当、受取利子、賃貸料、又はロイヤルティ収入
- ◆ 受動的所得を生ずる資産の売却益
- ◆ 金等の鉱物の売却益
- ◆ オプションの売却益
- ◆ 一定の物品の販売所得
- ◆ 外国為替換算差益
- ◆ CFC 設立国外で製造された商品が CFC 設立国外の消費者に対して販売することにより稼得した所得のうち、その関連者に対する販売により稼得されるもの
- ◆ CFC 設立国外において関連者に対して提供された役務により稼得した所得

- ◆ 石油関連所得で石油採掘国外又は石油販売国外で稼得した所得(ただし、採掘に関連するものを除く。)

米国居住株主に合算されることとなる所得は「Subpart F所得」と呼ばれる。CFCの費用のうち Subpart F所得に対応する部分⁹⁹は、Subpart F所得から控除することができ(Reg.1.954-1(c))、その控除後の残額が米国居住株主の課税所得に含まれることになる。

(2) 共通経費の配賦方法

米国居住株主が複数の CFC を保有する場合には、各 CFC に係る共通経費を各 CFC の Subpart F 所得に配賦する必要がある。米国税法上、共通経費の配賦方法として、次に掲げるものが認められている。

(一般の経費)

- ◆ 原価を基に共通経費を配賦する方法

- ◆ 割増コストが原価に上乗せされる方法

(特殊なケース)

- ◆ 無形資産の共同開発につき、米国居住株主からの CFC に対する支払(Reg.1.482-7)

米国居住株主がCFCと共同で行う無形資産開発について、既に共同開発に係る無形資産を保有するCFCに対して、無形固定資産を共有するための金銭が支払われた場合¹⁰⁰には、そ

⁹⁹ CFC の費用の配賦について、一般管理費等の費用は総収入、試験研究費等は売上、支払利子は資産価値にそれぞれ基づき配賦される。

の支払はCFCの所得に反映されることとなる。したがって、仮にそのCFC所得が受動的所得であるとされる場合には、その無形資産保有に係る経費は、外国同族持株会社所得とされ、米国居住株主の合算課税対象所得となる。

◆ 発生費用に係る期待利益を基礎に共通経費を配賦する方法 (Section482)

◆ CFC 間で行われた役務の提供

CFC 間で行われた役務の提供に係る共通経費は、CFC の独立企業間価格に基づいて配賦される。

¹⁰⁰ buy-in payment という。この支払が独立第三者価額で行われ、かつ、その他一定の要件を満たす場合には、その支払に係る無形固定資産についてロイヤルティの支払が不要となる。

第4款 申告手続

(1) 申告手続

外国法人がその課税期間において 30 日以上 CFC に該当した場合には、その外国法人の持分を保有する米国居住株主 (Section 951(b)) は、一定の申告書を提出しなければならない。以下では、その申告義務について説明する。

① 申告期限

米国居住株主は、持分を保有する CFC について、外国法人に関する情報開示書¹⁰¹ (Form 5471, “Information Return of U.S. Persons with Respect to Certain Foreign Corporations”、以下「Form 5471」という。)を、CFC の課税期間末が属する自身の課税年度に係る米国申告書とともに、提出しなければならない。

米国法人が米国法人所得税申告の期限延長を受けない場合には、米国法人の各課税年度終了の日の翌日から 3 ヶ月目の 15 日 (2 ヶ月半) を経過する日までに、Form 5471 を添付した米国法人所得税申告書を提出しなければならない。米国法人が、課税年度として暦年を採用している場合には、その課税年度の翌年の 3 月 15 日が申告期限となる。米国法人が期限内に延長申請書を提出した場合には、米国法人所得税申告書及び Form 5471 の提出期限が自動的に 6 ヶ月延長される (8 ヶ月半)。CFC の株主が米国個人株主又は米国パートナーシップである場合についても、同様の制度が設けられている。

¹⁰¹ Form 5471 は CFC の米国居住株主のみを対象とした申告書ではない。外国法人に対し 10% 以上の議決権付株式又は総株式価値を有する米国居住者は、提出義務を課されている。

② 申告提出書類

米国居住株主は、次の事項が記載された Form 5471 を提出しなければならない。

- ◆ CFC の所得及び損金
- ◆ CFC の資産、負債及び株主資本
- ◆ CFC の当期利益及び留保利益
- ◆ 申告書を提出する米国株主が CFC から受け取った所得
- ◆ CFC とその株主又は関連者との取引 等

IRS による Form 5471 作成の手引きにおいて、個人以外の納税義務者が提出書類の作成、及び申告をする為に要する時間として、次のように記載している。

- 記帳 — 124 時間
- 関連法令及び Form 5471 に関する情報の把握 — 18 時間
- Form 5471 の作成及び IRS への提出 — 27 時間¹⁰²

¹⁰² IRS においても、納税者により作成及び提出された Form 5471 のレビューのため、納税者の作成及び提出に要する時間と同程度（つまり、約 27 時間）の時間が想定される。しかしながら、この想定時間は、対象となる CFC の事業活動の規模及び複雑さに大きく依存する。

③ 罰則等

次に該当する場合には、罰金等が科される。これらの罰金等が科されるのは、Form 5471 が未提出の場合のみならず、申告書に正確な情報¹⁰³が記載されていなかった場合又は米国人所得税の申告書の提出につき納付すべき税額がない場合も含まれる。

1. Form 5471 未提出に対する罰金等

1.1. 罰金(Section 6038(b)(2))

Form 5471 の提出義務者がその提出義務を怠った場合には、Form 5471 が提出されていない外国法人の各会計期間につき\$10,000 の罰金が科される(Section 6038(b)(1))。さらに、IRS から未申告の通知を受けた後、90 日超にわたって依然書類を提出しなかった場合には、30 日あたり\$10,000 の追加罰金が科される。ただし、Form 5471 を提出すべき外国事業体ごとに、最高\$50,000 までの罰金が科されることとされている。

1.2. 外国税額控除への影響(Section 6038(c))

Form 5471 を提出しなかった場合には、米国申告において適用することができる外国税額控除額は、原則により算出した控除額の 10%に相当する金額が減額される¹⁰⁴。IRS から未申告の通知を受けた後、90 日超にわたって依然書類を提出しなかった場合には、減額される金額は 90 日あたり 5%追加される。減額される外国税額控除額は、\$10,000 又は提出しなかった会計期間に係る外国法人の所得金額のいずれか大きい金額となる。

¹⁰³ Section 6038 の規定に従い、正確な情報を提出しなければならない。

¹⁰⁴ 罰金を支払うことで、外国税額控除限度額の減額を免れることも可能である。

2. 米国法人所得税申告書の期限後提出に対する罰金

Form 5471 を添付する米国法人所得税申告書が期限後に提出される事例への対策として 2009 年 1 月に新規定が導入された。新規定では、Form 5471 を添付すべき米国法人所得税申告書が期限内に提出されなかった場合には、自動的に\$10,000 の罰金が科される。

Form 5471 の添付が必要となる場合において、期限内に提出された米国法人所得税に Form 5471 の添付がなかったときは、米国法人所得税申告書に係る期限後修正申告についてこの罰金は科されないものとされているが、米国法人所得税申告書の提出につき納付すべき税額がない場合において、期限内に申告書を提出しなかったときは、罰金が科される。また、申告書に正確な情報が記載されていなかった場合にも、罰金が科される。

④ 少数持分に係る申告情報の入手方法

少数持分株主が CFC の申告をする場合には、申告に係る事務負担が懸念される。申告に係る事務負担を軽減する方法として、二つの方法がある。一つ目の方法は、CFC ルールが適用される少数持分株主について、大株主が少数持分株主の代理として申告する方法である。二つ目の方法は、CFC に対し直接又は間接に 10%未満の持分を保有する少数持分株主、すなわち、CFC ルールの適用対象外となる少数持分株主に対し適用される受動的海外投資会社ルール(Passive Foreign Investment Company Rules;以下「PFIC ルール」という。)に基づくものである。この二つ目の方法では、その少数持分株主が自己の持分にかかる収益及び費用等を把握することが困難であることを考慮し、外国法人の収益並びに費用の属性及びその認識の時期を引き継がないものとされている。

1. 大株主による申告

少数持分株主と大株主で申告上、提出すべき申告情報¹⁰⁵が同じ場合には、大株主が少数持分株主に代わり申告することができる。その場合には、大株主の申告書において、少数持分株主の代理として申告している旨の開示がされる。この大株主による代理申告制度により、少数持分株主の事務負担を軽減している。

2. CFC が受動的海外投資会社 (Passive Foreign Investment Company; 以下「PFIC」という。)に該当した場合 (Section 1297)

2.1. PFICルールの概要

米国では、外国法人の所得に係る課税繰延防止策として、CFC ルールの他に PFIC ルールがある。PFIC ルールとは、一定の所得については、CFC の持分割合要件より少ない持分(直接的又は間接的に 10%未満)の株主であっても、合算課税の対象としている。

PFIC とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

- ◆ その課税期間の 75%以上が受動的所得 (Section 1297(b)) である会社
- ◆ その課税期間における次の資産の平均保有割合が 50%以上である会社
 - ✓ 受動的所得を生ずる資産、又は
 - ✓ 受動的所得を稼得するために保有されている資産

¹⁰⁵ この場合の申告情報とは、CFC に関する財務情報等が考えられる。

米国居住株主がCFCルールとPFICルールの両制度ともに適用対象となる場合には、CFCルールの適用を受ける(Section1297(d))。

PFICルールの適用を受けた場合には、米国居住株主は、次のいずれかの課税年度においてPFICに係る所得を認識し、Form8621を提出しなければならない¹⁰⁶。

- i. PFIC株式を直接又は間接に売却した課税年度
- ii. PFICから直接又は間接に分配を受けた課税年度
- iii. PFICの所得の認識方法につき特定の選択を行った場合には、その選択方法に応じた各課税年度

i及びiiの場合には、配当及び株式譲渡益は、PFICでの収益及び費用の属性を引き継がないため、PFICにおける稼得所得等の属性にかかわらず、通常所得として取り扱われる¹⁰⁷。一方、iiiを選択した場合には、収益及び費用の属性及び認識の時期は、米国居住株主の課税所得計算にも引き継がれ、PFICをパススルー事業体とみなした課税措置となる。したがって、iiiの方が米国居住株主にとって有利と考えられるが、少数持分株主の場合には自己の持分にかかる収益及び費用等を把握することが困難であることを考慮し、iiiの方法は選択制となっている。

¹⁰⁶ 提出期限は、Form5471と同様である。

¹⁰⁷ 売却・配当を受ける時まで所得認識を行わないため、課税の繰延べに係る遅延納税分として、所得認識時までの持分保有期間に係る利子税が課される。

2.2. PFICルールにおける提出書類等

CFC に該当する外国法人の 10%未満の持分を有する株主は、保有持分が閾値に達しないため、CFC ルールに基づく Form 5471 の提出義務を課されない。CFC が PFIC に該当する場合には、PFIC ルールの適用を受け、Form 5471 に代わり PFIC に関する書類（Form8621, “Return by a Shareholder of a Passive Foreign Investment Company or Qualified Electing Fund”、以下「Form 8621」という）を、提出しなければならない。

IRS の概算によると、上記 i.又は ii.の場合には、Form8621 の作成は Form5471 と比較して、短時間で完成するものとされており、Form8621 作成の手引きによると、米国人が Form8621 を作成する為に要する時間を次のように見積っている。

◆ 記帳 — 13.5 時間

◆ 関係法令及び Form8621 に関する情報の把握 — 8.5 時間

◆ Form8621 の作成及び提出 — 9 時間

(2) 企業の事務負担感

米国政府は、CFC ルールに係る事務負担費用について公的な情報を公開していないため、想定される統計値又は財務費用を提供することはできない。したがって、CFC ルールに係る事務負担について、質問票又はインタビューにより、米国政府から回答を得ることはできないと思われる。したがって、米国事務所の経験則に基づき、Form 5471 の作成等に係る事務負担について、述べることとする。

CFC に係る Form5471 の作成及び提出に関する実務上の負担は、CFC の数、CFC の規模、CFC の事業活動、その事業年度において変更された CFC に係る株主の数及び CFC の記帳状況により、大きく異なる。大規模な米国法人の場合には、CFC ルールに係る法令遵守手続きが煩雑になる可能性がある。このような場合には、米国法人一社について、その CFC に係る数千もの Form5471 を作成しなければならず、その作成には数ヶ月間に渡り多くの人員の労力が必要となることがある。当然ながら、米国法人一社について、多数の Form 5471 を作成するためには、相応の労力を伴う（経済規模の原則が存在する。）。一方で、米国法人一社について、CFC が一つしかない場合には、Form5471 の作成に要する時間は、1 日又は2 日とされる。なお、米国税法によると、Form5471 の提出に際して、複数の米国法人が同一の CFC を有する場合には、そのうち一人の納税者が他の納税者に代わり、申告をすることができるとされていることにより、事務負担の軽減となり得る。

IRS によると、CFC 一社分の Form5471 の作成及び提出に要する時間は、平均 27 時間（(1) ②参照）とされており、ほとんどの米国法人については妥当な平均値であると思われる。しかしながら、米国法人が、大規模で複雑な CFC を複数有する場合において、特に内部取引（関連会社間取引）が非常に多いとき又はその CFC が米国会計基準（“US GAAP”）により財務諸表を作成していないときには、この所要時間は当てはまらないと考えられる。なお、米国法人

が、米国会計基準以外の会計基準に基づき作成した財務諸表を会計事務所に渡し、Form5471 の作成を依頼する際には、その財務諸表を米国会計基準に従ったものにさせ、その適用通貨を米国ドルへ換算した上で、CFC に係るその事業年度の所得を算定しなければならない。この場合、その所得の算定までに少なくとも 20 時間が必要となり、さらに、実際の Form5471 の作成に 10～20 時間が必要となる。

<<事例>>

米国投資法人が、2003 年に CFC を有するグループ法人を買収し、その後 2007 年に営業譲渡を行った場合の Form 5471 の作成等に要した時間

- ① 2003 年度の Form5471 の作成の際には、グループ法人のうち、2 つが subpart F 所得を有しており、作成すべき Form 5471 は 44 件であった。しかしながら、書類作成の時間及び入手可能な情報が非常に限られており、Form 5471 の作成に 1 件あたり約 12.5 時間¹⁰⁸を要し、合計で約 552 時間を要した。
- ② 2004 年度の Form5471 の作成の際には、書類の作成及び subpart F 所得に関連する情報に関して広く検証する時間があった。2003 年度と同様の件数（つまり、44 件）の Form 5471 を作成するために 1 件あたり約 30.75 時間、合計で約 1,353 時間を要した。

¹⁰⁸ 必要情報の入手に要する時間は含まれていない。

- ③ 2005 年度のForm5471 の作成の際には、グループ法人の数が増加しグループ全体の法人数は、81 となった。そのうち、12 の法人がsubpart F所得を有していた。81 件のForm 5471 の作成に1件あたり、約27時間、合計で約2,191時間¹⁰⁹を要した。
- ④ 2006 年度の Form5471 の作成の際には、その事業年度において事業活動に大きな変更はなかったため、81 件の Form 5471 の作成に1件あたり約16時間、合計で約1,300時間を要した。
- ⑤ 営業譲渡を行った2007年度のForm5471の作成の際には、その譲渡の前において、全てのCFCについてパススルー事業体とすることを選択したため、Form 5471を重複して作成する必要があった。したがって、81件の2倍の件数、つまり、162件のForm 5471の作成に1件あたり約14.45時間、合計で2,342時間を要した。なお、2度目の作成の際にはあまり時間がかかっておらず、実際には、1度目のForm5471作成に1件あたり約28時間、2度目のForm5471の作成に1件あたり約1時間を要した。

CFCを有する顧客を担当している米国事務所の別の部門によると、8件の複雑なForm5471を作成するために要する時間は、約150時間（書類の作成に約100時間及び書類の確認に約50時間）であったとされている（なお、その翌年度は約35%の作業時間の削減が可能であった。）。

¹⁰⁹ 買収時の取引及びsubpart F所得に該当する可能性を排除するためのタックス・プランニングの構築を検討する時間を含む。

顧客である米国法人が米国会計事務所に Form5471 作成依頼の際に、電子媒体にて英語表記の試算表を提供し、情報提供に協力的である場合には、その CFC の平均的な規模の CFC に係る初年度の Form 5471 の作成及び確認に要する時間は 15～20 時間程度と見込まれ、一度 Form5471 を作成した CFC については、その翌年度以降、Form5471 の作成に要する時間は 10～15 時間と見込まれる。

第5款 適用状況

(1) CFC ルールの業種別の適用状況に関する調査

1. 保険業に関する例外規定

CFC ルールは、原則として全産業に対して同様に適用されるが、保険業についてのみ例外規定が設定されている。CFCルールでは原則として、50%超の議決権付株式の総数又は総株式価値を米国居住株主に保有された外国法人が CFC に該当するが、外国保険会社については、議決権付株式の総数又は総株式価値の 25%超を米国居住株主により保有されている外国法人が、CFC に該当することとなる(Section953(c)(1))。

しかし、一定の要件を満たす外国保険会社については、上記の保険会社に対する持分割合要件引下げの適用除外規定の適用を受けることができる。一定の要件を満たす外国保険会社とは、1)その外国保険会社の株式のうち、その外国保険会社の被保険者の持分保有割合が 20% 以下である (Section 953(c)(3)(A), “CORPORATION NOT HELD BY INSUREDS”) ¹¹⁰、又は、2)その関連者に係る保険所得 ¹¹¹の保険関連所得に対して占める割合が 20%未満である(Section 953(c)(3)(B), “DE MINIMIS EXCEPTION”¹¹²)外国保険会社である。該当する外国保険会社については、CFCに係る持分割合要件が他の産業と同じ(50%超の議決権付株式の総数又は総株式価値を米国居住株主により保有されている場合、CFC に該当する)になる。

¹¹⁰ 当規定において、被保険者による保有割合の低い外国保険会社に対する例外規定が定められている。

¹¹¹ 関連者に係る保険所得とは、保険・再保険の被保険者が外国保険会社の米国居住株主又はその米国居住株主の関連者である保険・再保険契約により稼得した所得をいう。

¹¹² 当規定において、関連者所得について、僅少基準による例外規定が定められている。

2. その他業種に関する一般的考察

米国の CFC ルールは、一定の取引から稼得する所得の種類に着目して設計されているため、CFC ルールの適用対象となりうる取引を多く行っている産業にとっては、CFC ルールの影響がより大きく響く。例えば、販売業を営む多国籍企業は、外国特定法人販売所得を有する可能性が高く、建設やエンジニアリング等の多国籍サービスプロバイダーは、外国特定法人役務所得を有する可能性が高い。また、投資会社等は外国同族持株会社所得を有する可能性が考えられ、多国籍石油会社は外国石油関連所得を有する可能性があり、CFC ルールの適用を受ける可能性がある。

(2) ケース・スタディ

ケース・スタディを検討するにあたり、以下を前提とする。

《前提》

- ◆ CFC は、僅少基準による CFC ルール適用除外を受けられない。
- ◆ CFC は、その設立国外に所在する支店を介して販売又は製造活動を行わない。

① 物流統括会社・地域統括持株会社の取扱い

ケース・スタディの前提に基づくと、各国に所在する 100%子会社は CFC に該当する。以下では、各 CFC の稼得する所得が合算課税対象所得に該当するか否か検討する。なお、各 CFC の設立国であるオランダ及びシンガポールの税率は各々 25.5%、18%であるため、前述の高税率国免除の適用除外規定の適用を受けられないと思われる。

1. シンガポール・オランダに所在する物流統括会社の取扱い

1.1. シンガポール物流統括会社

CFC ルールは、CFC の設立国及び活動拠点並びにそれらの国の税率に関わらず、一定の要件を満たした場合に適用されるため、シンガポールとオランダのいずれのケースにおいても、その適用の判断手順は同様とされる。

1.1.1. 概要

CFCがグループ会社の代理として行う物流・在庫保管・在庫マネジメント等の作業に係る所得は、税務上、販売関連所得とされる¹¹³。販売関連所得のうち外国特定法人販売所得とされる部分について、CFCルールの適用を受け、CFCが稼得した外国特定法人販売所得は、CFCの課税期間に対応する親法人の課税年度において、（親法人である）米国居住株主の課税所得とされる。

1.1.2. 外国特定法人販売所得の定義

外国特定法人販売所得とは、その受取形態（手数料・委託料等）に関わらず、次のいずれかの行為に関連する所得をいう。

◆ 関連者から購入した動産(“personal property”)¹¹⁴を他の者に販売する行為

◆ 関連者の代理として他の者に動産を販売する行為

¹¹³ CFC がグループ会社の代理として行う物流・在庫保管・在庫マネジメント等の作業に係る所得が販売関連所得にならなかった場合には、後述の外国特定法人役務所得に該当するものと考えられる。

¹¹⁴ 動産には、資材・原材料等も含まれる。

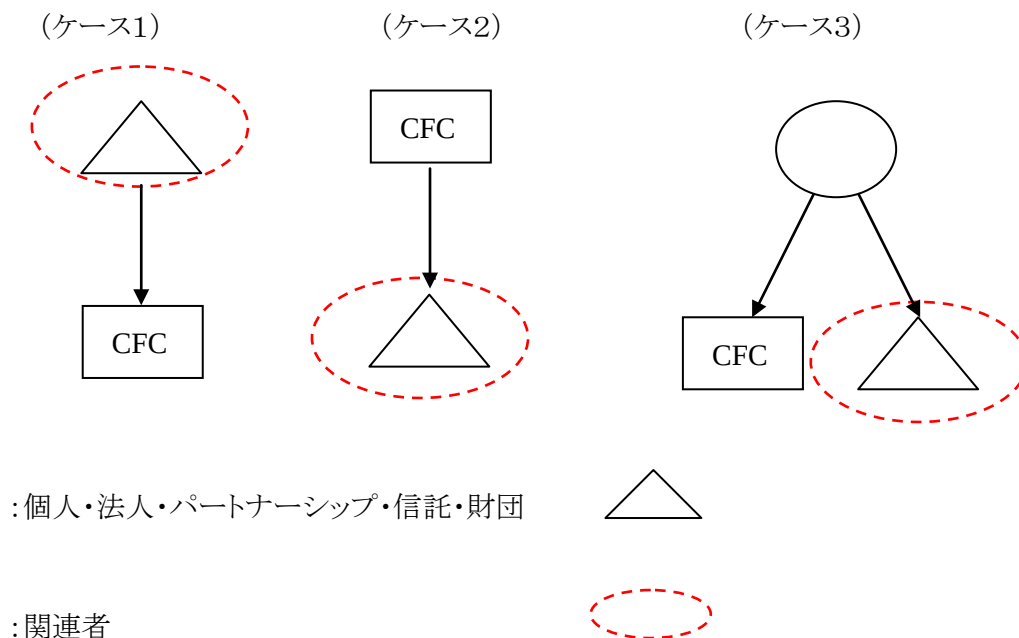
- ◆ 他の者から購入した動産を関連者に販売する行為
- ◆ 関連者の代理として他の者から動産を購入する行為

ただし、次の場合に関連する所得を除く。

- ◆ 購入された動産が CFC 設立国で製造等されたものである場合
- ◆ 販売された動産が CFC により製造等されたものである場合
- ◆ 販売された動産が CFC 設立国における消費・販売・使用のために販売されたものである場合(Section 954(d)(1) and Reg.1.954-3(a))

CFC ルールにおける関連者とは、その居住地に関わらず、CFC と次の支配関係にある者とされている。この場合における支配とは、議決権付株式総数又は総株式価値の 50% 超を直接又は間接に保有していることをいう。

- ◆ ケース1)CFC を支配している個人・法人・パートナーシップ・信託・財団
- ◆ ケース2)CFC に支配されている個人・法人・パートナーシップ・信託・財団
- ◆ ケース3)CFC を支配している者と同一の者から支配されている個人・法人・パートナーシップ・信託・財団



1.1.3. CFCが受け取る手数料等の取扱い

CFCが、物品の所有権を保有することなく、関連者のためにその物品を販売・購入する行為に対する対価として受け取る手数料等は、外国特定法人販売所得の定義に含まれることとされている。さらに、関連者の製品を販売する行為¹¹⁵及び関連者の代理として物品を購入する行為¹¹⁶に係る手数料等も販売関連所得とされ、外国特定法人販売所得として取り扱われる可能性がある。

1.1.4. 本ケース・スタディの解説

シンガポール物流統括会社（以下「SLCC」という。）は、在庫の集配に関するサービスを提供しており、シンガポールのみならず近隣アジア諸国内のグループ会社

¹¹⁵ 例えば、セールス活動（“solicitation”）等が想定される。

¹¹⁶ 例えば、購買代理店としての機能を持つ場合が考えられる。

の在庫についても集中管理を行っている。これらの在庫は、他のグループ会社又は第三者に対し、個々のグループ会社の名義により卸され、管理した在庫に係る請求書は個々のグループ会社の名前で発行されている。

したがって、SLLC が稼得する手数料は、1.1.2.に記載した「関連者の代理として他の者に動産を販売する行為」から得たものであり、外国特定法人販売所得に該当するものと考えられる。ただし、前述の通り、1) CFC がその設立国で製造された動産を販売した場合又は2) CFC 設立国における消費・販売・使用のために動産を販売した場合には、外国特定法人販売所得とされないため、SLLC が次のいずれかに該当する場合には、外国特定法人販売所得に該当しない。

◆ SLLC が、シンガポールで製造された在庫を販売した場合

◆ SLLC が、シンガポールにおいて消費される物品を販売した場合

1.2. オランダ物流統括会社

CFC ルールは、CFC の設立国及び活動拠点並びにそれらの国の税率に関わらず、一定の要件を満たした場合に適用されるため、オランダのケース・スタディについても前述のシンガポールと同様の解釈となる。

1.2.1. 本ケース・スタディの解説

オランダ物流統括会社（以下「NLCC」という。）が稼得する手数料等は、原則として、外国特定法人販売所得に該当するものと考えられる。ただし、次の場合には、外国特定法人販売所得に該当しない。

- ◆ NLCC が、オランダで製造された在庫を販売した場合
- ◆ NLCC が、オランダにおいて消費される物品を販売した場合

1.3 物流統括会社が棚卸資産を実際に売買した場合

1.3.1. 物流統括会社が関連者から物品を購入し、関連者に対し販売している場合

物流統括会社が関連者から物品を購入した場合には、その物品の販売先が関連者であるか第三者であるかに関係なく、その販売により稼得した所得は外国特定法人販売所得として、CFC ルールの適用を受ける。ただし、その物品が CFC 設立国で製造されたものである場合、又は CFC 設立国における消費・販売・使用のためにその物品が販売される場合には、その物品の販売により稼得される所得は、外国特定法人販売所得とされず、CFC ルールの適用を受けない。

1.3.2. 物流統括会社がその設立国において物品を購入し、国外の関連者に対し物品を販売している場合

他の者から購入した物品を関連者に対し販売する行為により稼得した CFC の所得は、外国特定法人販売所得とされるが、その物品が、CFC 設立国で製造されたものである場合又は販売された物品が CFC 設立国における消費・販売・使用のために販売されたものである場合には、CFC ルールの適用を受けない。

国外関連者に対し物品を販売した場合には、CFC 設立国における消費・販売・使用のための販売ではないため、その物品が CFC 設立国で製造されているか否かにより CFC

ルールの適用判断が分かれることとなり、CFC 設立国で製造された物品の販売により稼得される所得は、外国特定販売所得とされず、CFC ルールの適用を受けない。

2. シンガポール・オランダに所在する地域統括会社の取扱い

前述の通り、CFC ルールは、CFC の設立国及び活動拠点並びにそれらの国の税率に関わらず、一定の要件を満たした場合に適用される。したがって、前ケース・スタディと同様、シンガポールとオランダのいずれのケースについても、適用の判断手順に差異はない。

2.1. シンガポール地域統括会社

2.1.1. 概要

シンガポール地域統括会社（以下「SRCC」という。）が稼得する全ての収入は、役員提供による収入と考えられる。そのうち外国特定法人役員所得とされる部分について、CFC ルールの適用を受け、RCC の課税期間に対応する親法人の課税年度において、親法人である米国居住株主の課税所得を構成することとなる。

2.1.2 外国特定法人役員所得の定義

外国特定法人役員所得とは、CFC が行う技術、経営管理、科学技術、建築、科学、特殊技能、産業、商業、サービス等に係る役務の提供により収受した所得で、その受領形態に関わらず、その役務提供が次のいずれの要件も満たすものをいう (Section 954(e)(1)、Reg.1.954-4(a))。

- i. 関連者の代理として行った役務の提供

ii. CFCの設立国外において行った役務の提供¹¹⁷

2.1.3. 本ケース・スタディの解説

SRCC は、近隣アジア諸国に所在するグループ内各社に対し、シェアードサービスを提供しており、シェアードサービスの提供に必要なオフィス・設備等をシンガポールに有する管理・運営等の実体のある会社である。

SRCC が関連者のためにシンガポールにおいて役務の提供を行う場合には、その役務の提供により稼得した所得は外国特定法人役務所得に該当しないため、CFC ルールの適用を受けない。しかし、SRCC がシンガポール国外において関連者に対し役務の提供を行った場合には、その役務の提供により稼得した所得は外国特定法人役務所得に該当し、CFC ルールの適用を受ける。したがって、SRCC の親会社である米国居住株主は、SRCC の所得について、SRCC の課税期間に対応する米国居住株主の課税年度において所得を認識しなければならない。

2.2. オランダ地域統括会社

CFC ルールは、CFC の設立国及び活動拠点並びにそれらの国の税率に関わらず、一定の要件を満たした場合に適用される。したがって、オランダのケース・スタディについても前述のシンガポールと同様の解釈となる。

¹¹⁷ 例えば、日本の所在する CFC が従業員を中国に派遣し、中国の関連企業が販売したソフトウェアを取り付ける場合には、CFC が稼得した所得は外国特定法人役務所得に該当し、米国居住株主の所得に合算される。

2.2.1. 本ケース・スタディの解説

オランダ地域統括会社（以下「NRCC」という。）が稼得するシェアードサービスに係る所得のうち、オランダ国外で行われた役務の提供に係るものについては、外国特定法人役務所得とされ、CFC ルールの適用を受ける。NRCC の親法人は、NRCC の課税期間に対応する親法人の課税年度において、その所得を認識することとなる。

3. シンガポール・オランダに所在する地域統括持株会社の取扱い

CFC ルールは、CFC の設立国及び活動拠点並びにそれらの国の税率に関わらず、一定の要件を満たした場合に適用される。したがって、シンガポールとオランダのいずれのケースにおいても、適用の判断手順は同様である。

3.1. シンガポール地域統括持株会社

3.1.1. 外国同族持株会社所得の定義

CFC ルール上、原則として、CFC が受け取った配当は外国同族持株会社所得と考えられる。したがって、後述の 3.1.2 又は 3.1.3.に記載する例外規定の適用を受けられる場合を除き、CFC ルールが適用され、CFC が配当を受け取った課税期間に対応する親会社の課税年度において、受取配当は親会社の課税所得を構成することとなる。

3.1.2. 例外規定 1(Section 954(c)(6)) ～能動的所得を源泉とする配当等

現在、一定の配当については、外国同族持株会社所得に含まれないとする時限的例外措置¹¹⁸が採られている。一定の配当とは、CFCの子会社からCFCに対し支払われた配当のうち、CFCルールの適用を受けない所得を源泉として支払われたものをいう。CFCルールの適用を受けない所得とは、そのCFCが稼得する能動的所得（“active trade or business income”）及び下位のCFCから受け取る配当で既にCFCルールの適用を受けた受動的所得を源泉とする受取配当（Section 959(b)）が挙げられる。

3.1.3. 例外規定 2～“same country exception”(Section 954(c)(3)(A)(i)、Reg. 1.954-2(b))

CFCと同じ設立国内において設立された法人（関連者に限る。）が、CFCに対し配当を支払う場合において、次の4つの要件を満たすときは、その配当は外国同族持株会社所得に含まれない。

- i CFCに対し配当を支払った法人（以下「配当支払法人」という。）が関連者¹¹⁹であること。
- ii 配当支払法人が、CFCと同じ設立国において設立されていること。
- iii 配当支払法人が、その有する資産の大部分を設立国における事業に活用していること。

¹¹⁸ この時限的措置は2006年1月1日以降に2009年12月31日までに開始する課税年度について適用される。適用期限が延長される可能性もある。

¹¹⁹ 関連者の定義については、前述1.1.2.を参照。

- iv CFC が配当支払関連法人の持分を直接保有し、又は上記 i.～iii.を満たす子会社を通じて間接に保有しており、その保有期間中に配当支払法人が稼得した所得又は留保した所得を源泉として、CFC に対する配当が支払われていること。

3.1.4. 本ケース・スタディの解説

3.1.2.又は 3.1.3 に記載した例外規定の適用を受けられない場合には、シンガポール地域統括持株会社が受け取る配当は、外国同族持株会社所得に該当することとなり、CFC ルールの適用を受けることとなるが、本ケース・スタディの前提では、配当支払法人は事業を行っているため、CFC ルールは適用されない。

3.2. オランダ地域統括持株会社

検討の結果は、シンガポール地域統括持株会社の場合と同様である。

② 中国来料加工取引の取扱い

香港法人(以下「HK Co」という。)は完成品を販売することにより所得を得ていることから、HK Co が稼得する所得は販売関連所得として取り扱われるものと考えられる。以下、HK Co が中国来料加工取引により稼得する販売関連所得について、外国特定法人販売所得に該当するか否かにつき検討する。

物流統括会社の検討で述べた通り、CFC ルールの適用を受ける外国特定法人販売所得とは、次の行為に関連する所得である。

- ◆ 関連者から購入した動産¹²⁰を他の者に販売する行為
- ◆ 関連者の代理として他の者に動産を販売する行為
- ◆ 他の者から購入した動産を関連者に販売する行為
- ◆ 関連者の代理として他の者から動産を購入する行為

ただし、次の場合に関連する所得を除く。

- ◆ 購入された動産が CFC 設立国で製造等されたものである場合
- ◆ 販売された動産が CFC により製造等されたものである場合
- ◆ 販売された動産が CFC 設立国における消費・販売・使用のために販売されたものである場合

HK Co が完成品を関連者に販売しておらず、関連者から資材等を調達していない場合には、HK Co が稼得する所得は外国特定法人販売所得に該当せず、CFC ルールの適用を受けない。以下では、HK Co が完成品を関連者に販売している場合又は関連者から資材等を調達している場合における CFC ルールの適用について、検討する。

(前提)

HK Co が完成品を関連者に販売している、又は
関連者から資材等を調達している

¹²⁰ 動産には、資材・原材料等も含む。

1. HK Co が完成品を関連者に販売している場合又は関連者から資材等を調達している場合

1.1. 外国特定法人販売所得に係る製造業例外規定

外国特定法人販売所得に係る例外規定として製造業に関連するもので本取引に係るものは、次の2つがある。

- ◆ 販売地は問わず、販売された動産が CFC によって製造された場合に適用される例外規定
- ◆ 製造者は問わず、販売された動産が CFC 設立国において製造された場合に適用される例外規定

上記のいずれかの場合に該当するときには、その動産に係る販売関連所得は外国特定法人販売所得から除かれることとなる。

委託製造等により CFC が実際には製造していない場合における製造業例外規定に係る製造者の判断基準が、新規定において公表されている。新規定において、CFC の被雇用者を製造工程に派遣するなど、製造工程に対する充分な関与がある場合には、例外規定が適用されることとなる(Reg. 1.954-3(a)(4)(iv))。充分な関与の判断基準として、次の 7 項目が示されている(Reg. 1.954-3(a)(4)(iv)(b))。

- ◆ 製造の監督・指示

- ◆ CFCによる製造を確認する上で考慮に入れるべき製造過程・製造行為の有無¹²¹
- ◆ 資材・下請けの選定、資材・仕掛品・完成品の管理
- ◆ 製造損益管理、リスク管理
- ◆ 物流関連の製造管理
- ◆ 品質管理
- ◆ 無形固定資産等の開発、保護、利用等

1.2. 本ケース・スタディの解説

HK Co が完成品を関連者に販売している場合又は関連者から資材等を調達している場合には、製造業例外規定が適用されない限り、CFC ルールの適用を受ける。製造業例外規定の適用については、次の通り考えられる。

HK Co は、事業(シェアードサービス)に必要な設備を有する実体のある会社である。HK Co は中国企業に対し必要な資材等は無償提供し、HK Co の被雇用者が製造工程及び完成品の全てを管理している。また、完成品の所有権は、HK Co が有している。これらの前提から判断すると、HK Co は製造に対して充分な関与があると考えられることから、製造業例外規定が適用されると思われる。

したがって、HK Co が関連者と取引した（関連者に対し完成品を販売する、関連者から資材等を調達する等）場合であっても、HK Co は外国特定法人販売所得を有しないと

¹²¹具体的には、資材等を完成品に加工する行為、部品等を製品・半製品に埋め込む作業等が考えられる。

されることから、HK Co が行う中国来料加工取引については CFC ルールの適用を受けない。

(3) CFC ルールの適用に関する調査(適用件数/税収等)

IRSの統計関連部局(Statistics of Income Division、以下「SOI」)は、定期的にデータを公表しており、とりわけCFCに係るForm5471 及び米国法人所得税に関する情報を開示している。IRSは、2008 年夏に発行された” Statistics of Income Bulletin” において、Form5471 につき、次の内容を明らかにしている¹²²。

1.CFC の数(2004 年)	74,676
2.CFC ルールの適用を受けた Subpart F 所得(2004 年)	\$47,794,506,000
3.Subpart F 所得に係る外国税額控除(2004 年)	非公表 ¹²³ (\$0 とする)
4.CFC ルールによる税収増加効果(2004 年)	\$16,728,077,100
(算出方法) Subpart F 所得 * 米国税率 - Subpart F 所得に係る外国税額控除 $\$47,794,506,000 * 35\% - \$0 = \$16,728,077,100$	
5.2004 年の法人税収(配当・利子・ロイヤルティ収入等費用控除が認められない所得に対する法人税に限る)	\$230,619,000,000
6.2004 年の税収(配当・利子・ロイヤルティ収入等費用控除が認められない所得に対する税に限る。)	\$2,035,761,000,000
7.2004 年の法人税収(事業所得に対する法人税等費用控除が認められる税に限る。)	\$184,769,475,000

(注) SOI は、CFC ルールによる税収増加効果について、詳細を発表していない。

¹²² 2006 年データについては、2009 年 10 月ごろに発行される予定である。

¹²³ Subpart F 所得に係る外国税額控除額については、公表されていない。

また、同資料において、総資産 500 百万ドル以上の米国企業が有する上位 7,500 社のCFC¹²⁴

の実態(2004 年)が産業別に公表されている。

(単位\$1,000)	CFC の数	CFC の 当期純利益 (欠損金考慮 後の金額)	Subpart F 所得
全産業	7,500	258,741,480	40,394,360
原材料・エネルギー	356	23,887,372	758,816
製造業	2,086	89,710,698	10,325,669
運輸業	869	31,669,187	6,955,389
情報産業	236	4,948,704	421,504
金融・不動産・リース等	1,856	43,910,861	12,411,667
サービス業	2,097	64,614,659	9,521,314

¹²⁴ 稼動している CFC のうち、総資産の額の上位 7500 社が対象となっている。

第6款 将来の改正課題／問題点

租税回避防止策については、これまで様々な議案が提出されたが、前政権下では、連邦議会において全く議論されなかった議案もあった。税制改正案として連邦議会において今後議論が重ねられるものとして、各議員により提出された議案とオバマ政権が発表した税制改正案が挙げられる。なお、オバマ政権による改正案は一部、各議員による議案の影響を受けたものである。議員による議案及びオバマ政権による改正案は、今後、連邦議会において議論される。各議員の議案の中には、前政権下において既に提出されている議案につき、新政権発足後に再提出されたものも含まれている。オバマ大統領は、タックスヘイブンに対する対策を導入することを既に表明しており、また、上院議員時代に同対策に関する議案について活動していた経験もあることから、2009 年中に連邦議会において議論が開始されることは確実視されている。

以下において、それぞれの提案内容について説明を行う。

(1) オバマ政権発足前に提出された租税回避防止策に関する議案

以下では、現政権発足までのタックスヘイブンに対する対策に関する議案の提出状況を確認する。

① 租税回避に係るブラックリスト国

租税回避に係る要注意国のリストとして連邦議会に提出された「タックスヘイブンに関するブラックリスト」及び「秘密保持に関するブラックリスト」を紹介する。

1. タックスヘイブン国に設立された CFC に対する対策 : Dorgan -S.1508 (May 2007)

2007 年 5 月 24 日、バイロン・ドーガン上院議員は、タックスヘイブン国に設立されたCFCに関する連邦議案を議会に提出した¹²⁵(以下「ドーガン議案」と呼ぶ。)。この議案では、米国税法上、新たに 7875 条(Section 7875)を定め、同条において、タックスヘイブン国に設立されたCFCを米国法人としてみなすことを規定するよう求めている。

ドーガン議案では、タックスヘイブン国に設立された CFC とは、次のいずれの要件も満たす外国法人とされている。

◆ タックスヘイブン国とされるリストに掲載されている国において設立された外国法人

◆ その課税期間中、継続して 30 日以上、CFC に該当した外国法人

ただし、外国法人が、その課税期間中、その設立国において、設立国の税法上、“trade or business” とされる積極的所得を十分に有する場合には、この取扱いを受けない。また、ドーガン議案では、財務長官の権限の下、このリスト掲載国を変更できるよう提案している。

ドーガン議案では、Section7875(c)において、タックスヘイブン国として、次の国を指定することを提案している。

《タックスヘイブン国リスト》

アンドラ公国、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ、バハレーン、バルバドス、ベリーズ、バミューダ、バージン諸島、ケイマン諸島、クック諸島、キプロス、ドミニカ共和国、ジ

¹²⁵ この議案は、2007年に自身が提出した法改正案の改訂版である。

ブラルタル、グレナダ、ガーンジー、マン島、ジャージー、リベリア、リヒテンシュタイン、モルディブ、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、モナコ、モンセラット、ナウル、オランダ領アンティル、ニウエ、パナマ、サモア、サンマリノ共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、セイシェル、トンガ、トークス諸島・カイコス諸島、バヌアツ

2. 国外における秘密保持に対する対抗策 : Levin/Doggett-S.506/H.R. 1265 (March 2009)

2007 年、カール・レビン上院議員は、国外における秘密保持に対抗する措置を包含した議案書”the Stop Tax Haven Abuse Act”を連邦議会に提出した。当時、上院議員であったオバマ大統領は、その議案書を基にした上院修正案の作成に参加していたが、2007 年の連邦議会では、いずれの議案も審議されなかった。

2009 年 3 月 2 日、レビン上院議員は、2007 年に提出した”the Stop Tax Haven Abuse Act”の改訂版となる議案(以下「レビン議案」という。)を連邦議会に提出した。また、その翌日に、ロイド下院議員は、レビン議案と同様の内容の議案を連邦議会に提出している。

レビン議案の提案内容は、秘密口座をはじめとする国外での秘密保持に対抗するために、法律改正を求めるものである。レビン議案の中で提案された措置は、次のものである。

- ◆ IRS 又は米国証券取引法の執行上、一定の非上場海外事業体を米国居住者が支配する事業体として取り扱うことを可能にすること。
- ◆ 米国による課税執行を妨げる他国(以下、「秘密保持国」という。)又は金融機関に対し、米国財務省が特別措置を講じることができること。
- ◆ 海外口座、海外取引及び海外事業体に関する情報開示要求を強化すること。

この提案の中で指定された秘密保持国とは、次の通りである。

アンギラ島、アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ、バージン諸島、クック諸島、コスタリカ、キプロス、ドミニカ、ジブラルタル、グレナダ、ガーンジー（オルダニー島・サーク島）、香港、ジャージー島、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、ナウル、オランダ領アンティル、パナマ、セントキッツ島、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、シンガポール、スイス、トークス諸島・カイコス諸島、バヌアツ、ケイマン諸島、マン島、サモア諸島

② その他租税回避防止策に関する提案

レビン議案では、①2.の秘密保持に関する項目の他、次の租税回避防止策を提案している。

◆ 外国上場企業及び\$50 百万ドル以上の総資産を有する外国企業で、管理支配（“management or control”）が直接又は間接に主に米国で行われているものは、米国人として取り扱う。この改正案が成立した場合には、その成立した日の翌日から2年経過する日以後に開始する課税期間から新制度が適用される¹²⁶。

◆ 米国から非居住者に対して支払われる配当は、原則として、源泉徴収対象の課税所得として取り扱う。

¹²⁶ 同様の内容の議案が他の上院委員からも提出されている（2007年4月1日）。この議案では、上場外国企業のうち、経営管理が主に米国で行われているものについては、米国税務上、米国人として取扱うというものである。この改正案が成立した場合には、成立した日の翌日から2年経過する日以降、適用されることとなる。なお、成立した時における既存外国法人で、かつ、米国と包括的租税条約を締結している国において設立されたものは、適用対象外となる。

- ◆ PFIC に関する情報開示要件について、PFIC を設立した者、PFIC に対し資産を提供した者、PFIC から資産を受取った者及び PFIC の受益者に拡大する。

(2) オバマ政権下における CFC ルールに関連する税制改正案

オバマ政権で検討されている税制改正案のうち、CFC ルールに影響があるものとして、次のものが挙げられる。

- ◆ 繰り延べられた所得に係る費用に関する改正案
- ◆ 外国税額控除に関する改正案
- ◆ チェック・ザ・ボックスルール(” Check-the-box rules”)に関する改正案

以下、各々について、概説する。

① 繰り延べられた所得に係る費用に関する改正案

1. 現行制度

米国税務上、事業を遂行する上で必要とされる通常費用は、控除することができる。現行制度では、国外源泉所得がない場合においても、国外源泉所得から対応する費用を

控除することができ¹²⁷、その費用が国外源泉所得を超過する場合には、その超過額を国内源泉所得から控除することが認められている¹²⁸。

2. 提案内容

現行制度では、海外投資から生ずる費用は発生した時に損金算入できる一方で、海外投資から得る所得については課税の繰延べが可能であるため、対内投資や国内雇用の減少の一因となっているとも考えられる。この問題を是正するために、米国居住者の国外源泉所得に係る費用（試験研究費を除く。）のうち、その国外源泉所得がその課税年度において課税されていないものに係るものについては、その課税年度において損金算入せず、国外源泉所得を稼得した課税年度まで繰り延べることが提案されている。この提案が可決された場合には、2011 年 1 月 1 日以後に開始する課税年度から新制度が適用される。

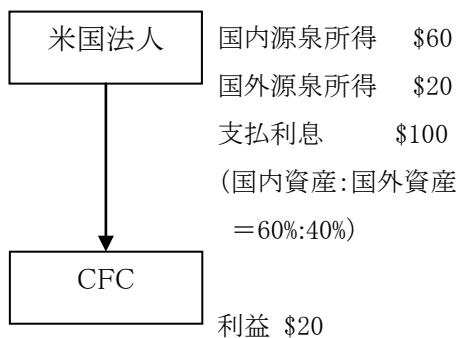
¹²⁷ 例えば、外国法人株式を取得するために米国居住者が借入れを行った場合において、その保有株式から稼得する所得がないときも、その借入れに係る利子及びその他費用を損金算入することができる。

¹²⁸ 超過額が発生した場合において、その発生した課税年度の翌課税年度に国外源泉所得を稼得したときは、前年度に減額された米国源泉所得を取り戻すものとして、外国税額控除の控除限度額の算定上、一定金額の国外源泉所得は米国源泉所得として取り扱われるという調整規定がある(Section 904(f))。しかし、一定金額とは、前年度の超過額又は当年度の国外源泉所得の 50%のいずれか低い金額とされているため、米国源泉所得から控除された国外源泉所得関連費用は、国外源泉所得から全額控除されるとは限らない。

3. 例

繰り延べられた所得に関する改正案が実施された場合には、国外源泉所得の計算上、次の影響が考えられる。

《事例》



＜現行＞

支払利息\$100のうち、\$60が国内源泉所得に配賦され、\$40が国外源泉所得(\$20)に配賦される。

なお、CFCの利益(\$20)は、CFCルールの適用対象所得ではないものとする。

＜提案＞

国外源泉所得に配賦された支払利息(\$40)のうち、繰り延べられた国外源泉所得(50%)に対応するもの(\$20)は、損金算入されない。

《算式》

$$\text{損金算入限度額} = \text{国外関連費用} \times \frac{\text{その課税年度に認識された国外源泉所得}}{\text{国外源泉所得の全額 (繰り延べられた所得を含む。)}}$$

② 外国税額控除に関する改正案(1)

1. 現行制度

米国法人は、その課税期間中に外国又は米国属領に対して支払った、又は発生した外国税額¹²⁹については、一定の限度額に達するまでの金額を、その納付すべき米国法人税から控除することができる(Section 901)。また、米国法人に対して配当を支払った一定の外国法人に対し課された外国税額についても、その米国法人が支払ったものとみなして、間接外国税額控除の適用を受けられる(Section 902)。

外国税額控除限度額は、国外源泉所得に係る米国税額(税額控除前)とされ、受動的所得(Passive income)と一般所得(General category income)(Section 904(d))の各々について、限度額が計算される。限度額の計算上の国外源泉所得の分類は、2 バスケット制と呼ばれる。

外国税額控除制度の目的は、米国居住者がその国外源泉所得につき外国税を課された場合に、二重課税となる可能性を低くすることである。2004 年の改正により、国外源泉所得の分類が9 バスケット制から2 バスケット制に変更された。これに伴い、9 つの分類である9 バスケット制では所得区分が異なった所得の組み合わせが、2 バスケット制では、同じ所得区分に分類されることとなった。したがって、9 バスケット制では、所得区分が違うため控除限度超過額又は余裕額の枠の流用ができなかった所得の組み合わせについて、2 バスケット制では、その流用をすることが可能となったことから、国外源泉所得に対して二重課税される可能性は低くなっている。

¹²⁹外国税額控除の対象となる外国税額とは、外国所得税、戦時利潤税(“War profit tax”)及び超過利潤税(“excess profit tax”)である。

2. 提案内容

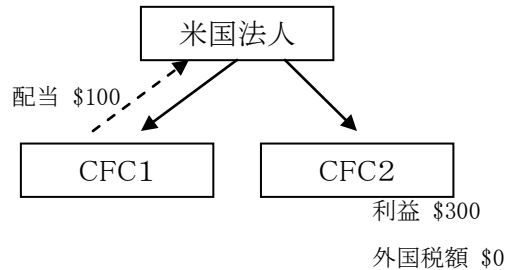
現行制度下では、高税率国及び低税率国に外国子会社等を有する米国親法人が、必要資金を外国子会社等からの受取配当として調達する場合には、恣意的に高税率国の外国子会社等から配当を受け取ることで、間接外国税額控除額を大きくすることが可能であり、米国で納付すべき法人税等がその分少なくなる。こうした恣意的操作を防ぐため、間接外国税額控除額の計算の基礎となる外国税額及び配当等により米国に還元された利益について、間接外国税額控除の適用対象となる全ての外国子会社等¹³⁰につき、各社に係る外国税額及び配当等の金額を合算して計算する方法が提案されている。この提案が可決された場合には、2011年1月1日以後に開始する課税年度から新制度が適用される。

《改正案》

$$\text{間接税額控除額} = \frac{\begin{array}{l} \text{間接税額控除対象となる} \\ \text{全ての外国子会社等に係る} \\ \text{外国税総額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{対象外国子会社等の所得のうち} \\ \text{米国に還流された部分の総額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{対象外国子会社等の所得総額} \\ \text{(繰り延べられた所得を含む。)} \end{array}}$$

¹³⁰ lower-tier の子会社等も含む。

《事例》



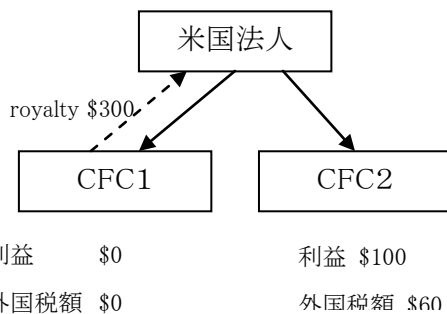
利益 \$100
外国税額 \$40

《現行》間接外国税額控除額 \$40

$$\$40 * (\$100) / \$100 = \$40$$

《改正案》間接外国税額控除額 \$10

$$\$40 * (\$100) / (\$100 + \$300) = \$10$$



《現行》間接外国税額控除額 なし

《改正案》間接外国税額控除額 \$45

$$\$60 * (\$300) / (\$100 + \$300) = \$45$$

③ 外国税額控除に関する改正案(2)

1. 現行制度

上述の通り、米国税法上、その課税期間中に外国に対して支払った、又は発生した租税については、一定の限度額まで、米国の租税から控除することができる。この場合の「外国に対して支払った」時期とは、その国において、法的に税務債務が確定した時点とされる。

現行制度の下では、ハイブリッド・エンティティの場合には、控除対象外国税額とその税額に係る国外源泉所得とを、恣意的に切り離すことが可能である。

2. 提案内容

控除対象外国税額とその税額に係る国外源泉所得について、恣意的な配分を防ぐため、マッチングルールを導入することを提案している。この提案が可決された場合、2011年1月1日以後に開始する課税年度から新制度が適用される。

④ チェック・ザ・ボックス・ルールに関する改正案

1. 現行制度

米国税務上の取扱いにおいて、単一の者により支配されている一定の事業体は法人又は法人格のない事業体(“disregarded entity”)のいずれかを、複数の者により支配されている一定の事業体は法人又はパートナーシップのいずれかを選択することができる¹³¹。

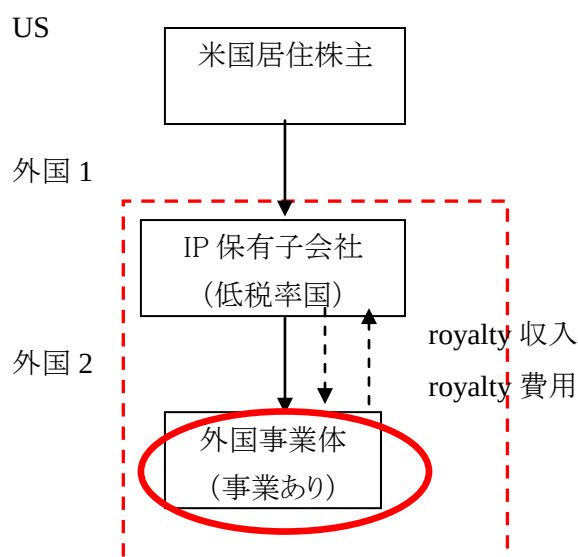
統括会社の傘下にある外国事業体が、「法人格のない事業体」を選択した場合には、その外国事業体の所得は統括会社の所得と合算されることになる。低課税国に設立された外国事業体が CFC ルールの適用対象となる所得を稼得している場合において、外国事業体の取扱いにつき法人を選択したときは、その外国事業体の所得のうち CFC 所得について米国居住株主の課税所得に合算されることとなるが、「法人格のない事業体」を選択した場合には、外国事業体と統括会社間の取引について、外国事業体の費用が統括会社の所得と相殺されることになるため、CFC ルールの適用を受けない可能性があり、租税回避に繋がる可能性がある。

¹³¹一定の外国事業体は、法人（所謂“per se corporation”）として扱われる。

《現行》

外国事業体につき「法人格のない事業体」を選択すると、IP 保有子会社(本店)と外国事業体(支店)は、本支店の取り扱いとなる。

→IP 保有会社は実体あるものと取り扱われ、かつ、IP 保有子会社の royalty 収入と外国事業体の royalty 費用は相殺される。



2. 提案内容

本改正案では、外国事業体のうち、単一の者より支配される外国事業体で、その支配者の居住国と外国事業体の設立国が同一であるもののみが、「法人格のない事業体」を選択することができるとしている。ただし、租税回避と認められる場合を除き、米国居住株主が100%保有する 1st tier の外国事業体については、この規制は適用されず、「法人格のない事業体」を選択することができる。この提案が可決された場合には、2011 年 1 月 1 日以後に開始する課税年度から新制度が適用される。

この提案が可決された場合には、上記のケースでは、外国事業体が統括会社とは別の国において設立されているため、外国事業体につき「法人格のない事業体」を選択することはできず、法人として取り扱われることとなる。

《改正案の影響》

上記のケースでは、IP 保有会社及び外国事業体が別の国において設立されていることから、外国事業体につき「法人格のない事業体」は選択できず、外国事業体は法人格を有する。したがって、改正案の影響として、次の可能性が考えられる。

- ◆ IP 保有会社は、実体のない会社とされる。
- ◆ IP 保有子会社が受取る royalty 収入について、外国事業体の royalty 費用と相殺ができないため、CFC ルールの下、IP 保有会社が稼得する royalty 収入を米国居住株主の所得に合算しなければならない(royalty 収入は、一般に CFC ルールの適用対象所得とされる。)。

以上

	英国	フランス	ドイツ	米国
(a) CFC	英国居住者により株式等 ¹³² の 50%超が直接又は間接に保有されている外国法人で、軽課税となるもの	フランス居住者により株式等の 50%以上が直接又は間接に保有されている外国事業体で、軽課税となるもの	ドイツ居住者により株式等の 50%超が直接又は間接に保有されている外国法人で、受動的所得を有するもの ¹³³	米国居住株主により株式等の 50%超が直接又は間接に保有されている ¹³⁴ 外国法人で、受動的所得を有するもの
(b) 納税義務者	CFC の株式等の 25%以上を直接又は間接に保有する英国居住者	CFC の株式等を直接又は間接に保有するフランス居住者	CFC の株式等を直接又は間接に保有するドイツ居住者	CFCの株式等の 10%以上を直接又は間接に保有する米国居住者 ¹³⁵
(c) 軽課税の判定	21%¹³⁶ (CFC が納付した租税の額が、CFC の所得につき、英国税法に従って計算した租税の額の 75%未満である場合)	17.215% (大規模法人の場合) 16^{2/3}% (大規模法人以外の場合) (CFC が納付した租税の額が、CFC の所得につき、フランス税法に従って計算した租税の額の 50%未満である場合)	25% (受動的所得について、ドイツ税法の規定により計算した所得に対する実効税率が 25%未満である場合)	31.5% (受動的所得について、実効税率が米国法人所得税の最高税率 ¹³⁷ の 90%以下である場合)
(d) 適用対象所得	CFC の稼得所得 (事業体課税)	CFC の稼得所得 (事業体課税)	CFCの稼得所得のうち能動的所得以外のもの ¹³⁸ (所得別課税)	CFC の稼得所得のうち受動的所得 (所得別課税)
	英国税法の規定に従って計算した金額で、資本性損	フランス税法の規定に従って計算した金	<能動的所得> ① 農業又は林業から生じる所得	<受動的所得> ① 外国同族持株会社所

¹³² 議決権、配当を受ける権利等を総称して株式等としている。

¹³³ 受動的投資所得を有しているその外国法人は、ドイツ居住者により株式等の 1%超が直接又は間接に保有されている場合に CFC となる。

¹³⁴ この状態が、課税期間中 30 日以上継続しているものが CFC に該当する。

¹³⁵ CFC の課税期間末にその株式を有している者をいう。

¹³⁶ 英国の標準法人税率を 28%として計算している。

¹³⁷ 米国の最高法人所得税率は 35%である。

¹³⁸ 受動的投資所得を生み出す資産に係る譲渡所得及び能動的事業活動に関連する受動的所得については例外規定が設けられている。

タックスヘイブン対策税制等各国税制調査
付録1
タックスヘイブン対策税制各国比較表

	益を除く等一定の調整をした金額	額で、一定の調整をした金額	② 製造業（製品の加工・組立て）並びにエネルギー生産及び天然資源の探査から生じる所得 ③ 金融機関としての事業及び保険事業から生じる所得 ④ 卸売・小売業 ¹³⁹ から生じる所得 ⑤ 役務提供から生じる所得 ⑥ リース料等から生じる所得 ⑦ 金銭貸借から生じる所得 ⑧ 配当所得 ⑨ 譲渡所得 ⑩ CFC が行う組織再編成取引のうち、適格組織再編成取引の要件を満たすものから生じる所得	得 ¹⁴⁰ ② 外国特定法人販売所得 ③ 外国特定法人役務所得 ④ 外国特定石油関連所得 ⑤ 保険所得 ⑥ 国際ボイコット所得等 ⑦ CFC が米国資産に投資することにより稼得した一定の所得
(e)課税対象金額	適用対象金額のうち、英国居住者が直接又は間接に保有する CFC の株式等に係る持分割合に対応する金額	適用対象金額のうち、フランス居住者が直接又は間接に保有する CFC の株式等に係る持分割合に対応する金額	適用対象金額のうち、ドイツ居住者が直接又は間接に保有する CFC の株式等に係る持分割合に対応する金額	適用対象金額のうち、米国居住者が直接又は間接に保有する CFC の株式等に係る持分割合に対応する金額
(f)適用除外基準	① 金額基準 CFC の事業年度（12 ヶ月）における適用対象所得が GBP50,000 未満であること	① 外国事業体が EU 諸国で設立された場合の適用除外基準 租税回避スキームで	① 金額基準 受動的所得に係る収入金額が総収入金額の 10% 以下である場合において、受	① 金額基準 CFC ルール適用対象所得のうち一定の所得 ¹⁴² の合計額が、CFC の総所得の

¹³⁹ ドイツ税法において、trading activity の範囲は明確にされていないが、一般的に trading activity には、製品に加工をせず購入及び販売する行為（卸売・小売業）が含まれるとされている。

¹⁴⁰ 外国同族持株会社所得には、利子、配当、一定の賃貸料、ロイヤルティ、一定の利益が含まれる。

	と	ないこと	動的所有の合計額がEUR 80,000 以下であること ¹⁴¹	5%又は 100 万ドル以下で あること
	② 適用除外国基準 CFC が、適用除外国リスト に掲載される適用除外国 の居住者であり、一定の要 件を満たしていること 1. Part I 掲載国 CFCの国外源泉所得が、同 じ事業年度の適格所得 ¹⁴³ の 10%を超えないこと 2. Part II 掲載国 上記 1.の利益基準を満た し、掲載国ごとに定められ た税制上の恩典を享受し ていないこと	② 外国事業体が EU 諸国以外で設立され た場合の適用除外基 準 その地において商業 活動等を行っている こと ¹⁴⁴	② CFC が EU 諸国に所在 する場合の適用除外基準 CFCが、EU ¹⁴⁵ 又はEEA ¹⁴⁶ 諸 国において登記された事 務所等を有する場合にお いて、真正な経済活動をそ の国で行っている等、一定 の要件が満たされること	② 高税率国負担免除 （「(c) 軽課税の判定」に 同じ。）
	③ 適格活動基準 CFC の事業活動が、一定の 適格活動に該当するもの であること			
	④ 適格配当基準 ¹⁴⁷ CFC が、その事業年度末か			

¹⁴² この場合の一定の所得とは、外国同族持株会社所得、外国特定法人販売所得、外国特定法人役務所得及び外国特定石油関連所得（総称「外国特定法人所得」）並びに保険所得をいう。

¹⁴¹ 受動的投資所得の場合についても、同様に、受動的投資所得に係る収入金額が総収入金額の 10%以下である場合において、受動的投資所得の合計額が EUR80,000 以下であることにより CFC ルールの適用を受けないこととなる。

¹⁴³ 一般に公正妥当な会計基準に従って計算された税引前利益で、資本性の損益（“capital gains or losses”）を除いたものをいう。

¹⁴⁴ 外国事業体の稼得する所得の 20%超が受動所得である場合又は 50%超が関連者間サービスの提供から生じたものである場合には、外国事業体の行う事業の主たる効果が軽課税国に利益を集約することではないことを実証しなければならない。

¹⁴⁵ European Union；「欧州連合」

¹⁴⁶ European Economic Area；「欧州経済地域」

¹⁴⁷ 2009 年 7 月に導入される改正税法により、廃止されることとされた。

	ら 18 ヶ月以内に合算対象 所得（CFC において課され る外国法人税等を除く。） の 90%以上を配当するこ と			
	⑤ 意図基準 CFC が、英国非居住者であ ることにつき、税務上の利 益を享受するためではな いということを、英国歳入 関税局が認められること			

		英国	フランス	ドイツ	米国
物流統括会社	グループ 会社の製 品を保管 及び配送	物流統括会社が軽課税 ¹⁴⁸ である場合であっても、以下の基準のいずれかを満たせば、CFCルール ¹⁴⁹ の適用を受けない。 －関連者間サービスでないこと（適格活動基準） －CFC 国外源泉所得が、CFC の稼得所得の10%超とならないこと（適用除外国基準）	物流統括会社が軽課税 ¹⁴⁹ である場合であっても、CFCの所在地国により、次の適用除外基準を満たせば、CFCルール ¹⁴⁹ の適用を受けない。 (a) EU 加盟国以外に所在 CFC の事業の主たる目的が軽課税国に利益を集約することではないことを、実証すること。 (b) EU 加盟国に所在 経済実体を有していること。	物流統括会社が主として稼得する所得（グループ会社からの F e e）は、受動的所得に該当しないため、CFC の租税負担に関わらず、CFC ルール ¹⁴⁹ の適用を受けない。	物流統括会社が主として稼得する所得（グループ会社からの F e e）は、外国特定販売所得に該当するため、C F C ルール ¹⁴⁹ の適用を受ける可能性が高い。ただし、関連者の代理としての販売により生じた所得について、自己の居住地国において、製造された又は消費される場合には、CFC ルール ¹⁴⁹ の適用を受けない。
	オランダ所在	軽課税でないとして、CFC ルール ¹⁴⁹ の適用を受けない可能性が高い。	軽課税でないとして、CFC ルール ¹⁴⁹ の適用を受けない可能性が高い。		（関連者の代理としての販売により生じた所得について、自己の居住地国で製造される、又は消費される場合を除く。）

¹⁴⁸ 英国 CFC ルール上、軽課税とは、外国法人等が納付した現地法人税等の額が、その外国法人等が英国法人であると仮定した場合のみなし英国法人税等の 75%未満である場合をいう。

¹⁴⁹ フランス CFC ルール上、軽課税とは、外国法人等が納付した現地法人税等の額が、フランス税法を適用して計算した租税の額の 50%未満である場合をいう。

	シンガポール 所在	軽課税である可能性が高いが、CFC に該当した場合であっても適用除外基準を満たすときは、CFC ルールの適用を受けない。	軽課税である可能性が高いが、CFC に該当した場合であっても、適用除外基準を満たすときは、CFC ルールの適用を受けない。		(関連者の代理としての販売により生じた所得について、自己の居住地国で製造される、又は消費される場合を除く。)
	－ 関連者から仕入 － 自己の名義にて 関連者に販売	物流統括会社の主たる事業が英国又はCFC の居住地国外の関連者等に対する物品を扱う物品仲介業である場合には、適格活動基準による適用除外規定の適用を受けることができない。適用除外国基準については、CFC の国外源泉所得が 10%を超えない場合には CFC ルールの適用を受けない。	物流統括会社が商業取引等を行っている場合には、その物流統括会社が軽課税であり、又は仕入先若しくは販売先が関連者であっても、適用除外規定により、CFC ルールの適用を受けない可能性が高いと思われる。	物流統括会社の事業は、以下のいずれかの場合に該当するときを除き、CFC ルールの適用上、卸売・小売業に該当するため、その事業により生じる所得は能動的所得となり、CFC ルールの適用を受けない。 － 仕入先又は販売先の関連者がドイツで課税対象となる場合 － 物流統括会社がその関連者の支援を受けずに、その事業を行うために十分な従業員及び施設を有していない場合 － 物流統括会社が同様の棚卸資産の販売を一般市場において行っていない場合	仕入先が関連者である場合には、販売先第三者であるときでも、その販売により稼得した所得は外国特定法人販売所得として、CFC ルールの適用を受ける。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 － その物品が CFC 設立国で製造されたものである場合 － CFC 設立国における消費・販売・使用のためにその物品が販売される場合
	－ 自国で仕入 － 自己の名義にて 関連者に	関連者から仕入れた場合と同じ理由により、適用除外基準を満たす場合には、英国 CFC ルールの適用を	物流統括会社が商業取引等を行っている場合には、その物流統括会社が軽課税であり、又は仕入先若しくは販売先が関連者であ	物流統括会社の事業は、一定の場合を除き、CFC ルールの適用上、卸売・小売業に該当するため、その事業	仕入先が関連者である場合には、一定の場合を除き、販売先が第三者であるときでも、その販売により稼得した

	販売	受けない。	っても、適用除外規定により、CFC ルールの適用を受けない可能性が高いと思われる。	により生じる所得は能動的所得となり、CFC ルールの適用を受けない。	所得は外国特定法人販売所得として、CFC ルールの適用を受ける。
地域統括会社	地域統括持株会社（事業法人に係る純粋持株会社）	地域統括持株会社が、以下の要件を満たし、国際持株会社に該当すれば、適用除外基準を満たし、CFC ルールの適用を受けない。 ーその居住地国で事業施設を有し、かつ、その地において実質的に管理されていること ーその事業年度に係る総所得の 90%以上が、適格事業を行う法人 ¹⁵⁰ からの配当であること	資本参加免税の適用を受けられる場合には、配当及びキャピタルゲインは、免税となることから、地域統括持株会社の税負担がフランスでの税負担に比して低くならず、CFC ルールの適用を受けないと思われる。	配当所得は能動的所得に該当するため、CFC ルールの適用を受けない。 (ただし、利子所得及び受動的所得を生み出す資産に係るキャピタルゲインについては、能動的所得に該当しないため、CFC ルールの適用を受ける。)	グループ子会社から受ける配当は、以下の配当を除き、外国同族持株会社所得となり、CFC ルールの適用を受ける。 ーCFC と同じ国に設立されたグループ子会社からの配当 ーグループ会社が稼得した能動的所得又は既に CFC ルールの適用を受けた所得を原資とした配当
	地域統括会社（シェアーサービス会社）	地域統括会社が軽課税である場合であっても、以下の基準のいずれかを満たせば、CFC ルールの適用を受けない。 ー関連者間サービスでないこと（適格活動基準） ーCFC 国外源泉所得	地域統括会社が軽課税 ¹⁵¹ である場合であっても、CFCの所在地国により、次の適用除外基準を満たせば、CFCルールの適用を受けない。 (a) EU 加盟国以外に所在 CFC の事業の主たる目的が軽課税国に利益を集約	地域統括会社がグループ法人に対して行う役務の提供により生じる所得は、その役務の提供が、独立して行われ、又は親会社等から支援を受けていない等の場合には、原則として、受動的所得とされないため、CFC	地域統括会社による役務の提供がその居住地国で行われる場合には、外国特定法人役務所得に該当しないため、CFC ルールの適用を受けない。 (ただし、その役務の提供がその居住地国以外において行われる場

¹⁵⁰ 英国 CFC ルールの適用除外基準の一つである、適格事業要件を満たす法人をいう。したがって、国際持株会社の子会社は、それ自体が適用除外基準を満たすものであることが求められると考えられる。

¹⁵¹ フランス CFC ルール上、軽課税とは、外国法人等が納付した現地法人税等の額が、フランス税法を適用して計算した租税の額の 50%未満である場合をいう。

		が、CFC の稼得所得の10%超とならないこと（適用除外国基準）	することではないことを、実証すること。 (b) EU 加盟国に所在経済実体を有していること。	ルールの適用を受けない（ただし、グループ会社である、ドイツで課税対象となる事業体に対して行われるサービスにより稼得されたものは除かれる。）。	合には、外国特定法人役務所得として、CFC ルールの適用を受けると思われる。）
来料加工取引	子 会 社 が 香港所在、 製 造 委 託 先 が 中 国 企業	香港子会社が、以下の要件を満たす場合には、適格活動基準を満たすため、CFC ルールの適用を受けないと思われる。 －居住地国において事業施設等の実体を有していること。 －英国又は香港以外の国の関連者等に対して物品の配送等を行っていないこと	香港子会社の販売先が関連者でないことから、香港で実体のある商業活動等を行っている限りにおいて、適用除外基準を満たし、CFC ルールの適用を受けないと思われる。	香港子会社の事業は、以下の点から製造業に分類される可能性が高く、その場合には、その事業から生じる所得は能動的所得に該当するため、CFC ルールの適用を受けないと思われる。 －製造過程を支配していること －原材料を自己調達していること －完成品の製造及び販売を、自己の名義及びに自己の責任により行っていること	香港子会社が中国来料加工取引により稼得する所得は、米国特定法人販売所得に該当するため、CFC ルールの適用を受ける可能性が高い。ただし、香港子会社が、実際にその製造を行っていないくとも、その製造過程に充分な関与をしている場合には、製造業に係る例外規定の適用を受け、中国来料加工取引により生じる所得は、外国特定法人販売所得に該当しないため、CFC ルールの適用を受けない。

<適用除外国基準 掲載国リスト>

1. Part I 掲載国（46 か国）

オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バングラディッシュ人民共和国、ボリビア共和国、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルガリア共和国、カナダ、コロンビア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ共和国、フオー克蘭ド諸島、フィジー諸島共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガンビア共和国、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ホンジュラス共和国、アイスランド共和国、インド、インドネシア共和国、コートジボワール共和国、日本、大韓民国、レソト王国、マラウイ共和国、メキシコ合衆国、ニュージーランド、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、パプアニューギニア独立国、ポーランド共和国、ルーマニア、セネガル共和国、シエラレオネ共和国、スロバキア共和国、ソロモン諸島、南アフリカ共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、トリニダード・トバゴ共和国、トルコ共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国

2. Part II 掲載国

国名	対象法人
アルゼンチン共和国	法令第 19640 号（1972 年 5 月 16 日付）に基づき、免税地域における取引等又は物品から稼得する所得が免税となる法人
ベルギー王国	(1) 米国内国歳入法（1954 年）第 922 条(a)に定める外国販売会社とみなされる結果、ベルギーにおける課税が軽減される法人 (2) 勅令第 187 号（1982 年 12 月 30 日付）に基づき、コーディネーション・センターとして認定された法人
ブルネイ・ダルサラーム国	投資奨励法（1975 年）に基づき、「パイオニア企業」に該当する法人
チリ共和国	法令第 16,441 号（1966 年 3 月 1 日付）に基づき、パスクア島自治区に所在する資産又は同自治区における活動から稼得した所得が免税となる法人
中華人民共和国	(1) 香港特別行政区において所得を稼得し、同行政区の当局に税務申告書を提出した法人 (2) 1999 年 12 月 20 日以後、マカオ特別行政区におい

	て所得を稼得し、同行政区の当局に税務申告書を提出した法人
エジプト・アラブ共和国	エジプト国内において事業を行っていないことを理由に、法令第 157 号（1981 年）Book2 第 111 条の適用対象とならない法人
フェロー諸島	フェロー諸島に所在する金融機関から受け取り、法令第 4 号（1953 年 3 月 26 日付）に基づき源泉徴収税が課された利子所得を稼得する法人
ギリシャ共和国	(1) 法令第 3843 号（1958 年）第 6 条(2)(c)〔ギリシャ国籍の船舶運航により稼得する所得〕に基づき、その所得が免税となる法人 (2) 法令第 25 号（1975 年）第 25 条又は法令第 89 条（1967 年）〔海運業及び関連事業〕が適用される結果、その所得が免税となる法人
ハンガリー共和国	法人税及び配当税に係る法令第 LXXXI 号（1996 年）第 19 条(2)に基づき、国外法人軽減税率の適用を受ける法人
イタリア共和国	法令第 413 号（1991 年 12 月 30 日付）第 11 条のパラグラフ 12～14〔トリエステ・フリーゾーン金融保険センター〕の適用を受ける法人
ケニア共和国	所得税法（1973 年）別紙 1 パラグラフ 11 に基づき、その所得が免税となる法人
ルクセンブルク大公国	(1) 1929 年 7 月 31 日付法令、1938 年 12 月 17 日付 Decree 又は 1977 年 7 月 29 日付大公宮規則〔持株会社〕に基づき、優遇措置を享受している法人 (2) 1991 年 12 月 6 日付法令第 92 条に基づく承認が必要となる、ルクセンブルク国内において設立された再保険会社
マレーシア	(1) 所得税法（1967 年）第 54A 条〔海運業〕に基づき免税となる法人 (2) 所得税法（1967 年）第 60A 条及び 60B 条〔国内再保険及び国外保険〕に基づき 5%の税率で課税される法人 (3) 上記(1)及び(2)に記載した事業から所得を稼得している法人から配当を受領する法人 (4) ラブアン島オフショア会社法（1990 年）に基づく

	税務上の優遇措置を受ける法人
マルタ共和国	(1) 所得税法(1948 年)第 12 条(2)に基づき、財務大臣の裁量により課税の減免措置を受ける法人 (2) 商業海運業法(1973 年)第 86 条に基づき、免税となる法人 (3) マルタ国際事業法(1988 年)第 30 条又はマルタ金融サービス・センター法(1988 年)第 30 条に基づき、課税の減免措置を受ける法人 (4) マルタ自由港法(1989 年)第 18 条に基づき、課税の減免措置を受ける法人
モロッコ王国	法令第 58-90 号（1992 年）〔オフショア・ファイナンス・センター〕に基づく税務上の優遇措置を受ける法人
オランダ王国	(1) 米国内国歳入法（1954 年）第 922 条(a)に定める外国販売会社とみなされる法人 (2) ある会計年度において、租税法第 839 条における関連会社の定義を満たすオランダ法人(以下「第二法人」といいます。)から、直接又は間接に、利息、賃貸料又は使用料を受け取る法人（以下「第一法人」といいます。）であって、次の要件を満たすもの (a) 利息、賃貸料又は使用料が支払われた会計年度について、第二法人が、規則第 5 号における所得要件を満たさないこと (b) 第一法人が第二法人から利息、賃貸料及び使用料を受け取った会計年度において、第一法人の国外所得の合計額が次の何れか大きい方の金額を超えること (i) 50,000 ポンド（対象年度が 12 か月未満の場合には、期間按分した金額） (ii) 対象年度における会計上の利益に 10%を乗じた金額
パキスタン・イスラム共和国	所得税法（1979 年）別表 2 第 1 部パラグラフ 139 に基づき免税となる使用料、コミッション又はフィーを受け取る法人
フィリピン共和国	(1) 大統領令第 1034 号（1976 年 9 月 30 日付）又は大統領令第 1035 号（1976 年 9 月 30 日付）に基づき、

	オフショア銀行業又は外貨預金業を営むことを許可された法人 (2) 外貨預金業者に対する預金利息又は国家内国歳入法(1997 年)第 27(D)条に基づき軽減税率が適用されるその他利息を受け取る法人
ポルトガル共和国	法令 502/85 号（1985 年 12 月 30 日付）、法令 215/90 号（1989 年 8 月 31 日付）に基づく税制優遇法第 41 条及び第 51 条(g)〔マデイラ・フリーゾーン〕又は法令 63/87 号（1987 年 2 月 5 日付）により施行された法令 501/85 号（1985 年 12 月 28 日付）〔アゾレス・フリーゾーン〕に基づき、税務上の優遇措置を受ける法人
プエルトリコ米国自治連邦区	(1) 産業奨励法（1978 年）第 2 条(o)〔特定サービス業〕に基づく税務上の優遇措置を受ける法人 (2) 国際バンキングセンター規制法（1989 年）第 25 条〔国際銀行業〕に基づく税務上の優遇措置を受ける法人
シンガポール共和国	(1) 所得税法第 43A 条及び第 43C 条から第 43K 条に基づき、財務省規則における課税の軽減措置を受ける法人 (2) 所得税法第 13A 条に基づき、海運業所得に対する免税措置を受ける法人 (3) 経済拡大奨励法（所得税減免法）第 45 条から第 55 条〔国際貿易の奨励〕及び第 75 条から第 84 条〔倉庫及びサービスの奨励〕に基づき、減税措置を受ける法人 (4) 上記(1)～(3)に掲げる事業から所得を稼得する法人から配当を受ける法人
スペイン	(1) 法令 19 号（1994 年）に基づき設立され、カナリア諸島特別区域に登録された法人で、特別軽減税率の恩典を受ける法人 (2) Norma Foral 3/1996（1996 年 6 月 26 日付）、Norma Foral 7/1996（1996 年 7 月 4 日付）及び Norma Foral 24/1996（1996 年 7 月 5 日付）に基づきバスク地方政府により創設された代替的課税レジームの恩典を受ける法人
スリランカ民主社会主義共和	内国歳入法（1979 年）の次のいずれかの規定により所

国	得税の減免措置を受ける法人 (a) 第 8 条(c)(iv)〔外貨銀行業〕 (b) 第 10 条(d)及び第 15 条(b)〔認可済み銀行口座から稼得する所得〕 (c) 第 10 条(e)〔新規居住法人の利息〕 (d) 第 15 条(cc)〔スリランカ国外で提供されたサービス〕 (e) 第 15 条(p)〔認可済み製品の再輸出〕
タンザニア連邦共和国	所得税法(1973 年)第 15 条(1)又は(1A)に基づき、所得税の減免措置を受ける法人
タイ王国	勅令第 280 号（1992 年 9 月 22 日付）〔オフショア銀行業〕に基づき税務上の優遇措置を受ける法人
チュニジア共和国	法令第 76-63 号（1976 年 7 月 12 日付）〔非居住者と取引を行う金融機関及び銀行〕に基づき、課税の減免措置を受ける法人
アメリカ合衆国	内国歳入法（1954 年）第 992 条(a)に規定する内国輸出法人（DISC: Domestic International Sales Corporation）